

寫真業	衛生局書記	同僧侶	同洋服店	洗滌店	同理髮店	長崎ホテル	同赤テ	三笠商會雜	同寫真館	同雜貨	南洋要覽		
花房英雄	安達勇三	關根大舜	松尾福一	吉田藤一郎	關坂多七	田中房吉	保田又三郎	澤本兼治	中田義一郎	奈良守太郎	清水利滋弘	遠藤良助	
雜貨	雜貨	同	護謨栽培	同、雜貨	寫真、雜貨	委員 内田 鐵吉 松尾 友一 池田三次郎	科	同	同	同	寫真業——ホテル兼營	同	
山本幸一	坂井伊代	千々和 健太郎	青木好夫	佐藤源次郎	池田三次郎	松尾友一	内川竹一	内田鐵吉	加藤太郎	友定	小田隆藏	橋本喜藏	土肥徳右衛門

タイピン市 (Taiping)  
 タイピン日本人會 會員數九〇人男四〇、女五〇

理賣	洗滌	雜貨	寫真業	雜貨	雜貨	理同	同	同	同
髮店	濯業	真業	真業	真業	ブルワス	理同	同	同	同
今玉利喜一郎	川口藤太郎	滿瀨喜之太	吉川友吉	大村成雄	白井安三郎	高英雄	井上義次郎	芝下留三部	山本由次郎
七を増加せり之を類別せば	一、人口二十五を増加し、前年末に比すれば人口	十二、女二)にして之を前期末に比すれば戸數十	在在留邦人數は八百八十八名(永住權所有者男三	一、東海岸州に於ける在留邦人 一九一七年末現	護謨栽培	同	同	同	同
三、州別在留邦人數	同	同	同	同	タンシヨンマリム	スンガイ	同	同	同
南洋在留日本人名錄	同	同	同	同	同	同	同	同	同

五、スマトラ島の部

コーペン (Copenag)  
 友森治作  
 松田善三郎  
 坂本庄太郎

スンガイ  
 中村直市

タンシヨンマリム  
 永田  
 井本

原田慶一











- |   |   |        |         |       |      |
|---|---|--------|---------|-------|------|
| ホ | テ | 島井ヤサ   | 委員      | 竹下理一  | 池田和助 |
| 同 | 同 | 島村八百吉  | 山下源太郎   | 馬場虎次郎 |      |
| 同 | 同 | 林田ワカ   | シスターホテル | 山下源太郎 |      |
| 同 | 同 | 山村アサ   | 南洋藥房    | 池田和助  |      |
| 同 | 同 | 本田勘吉   | 理髮、雜貨   | 長野富壽郎 |      |
| 同 | 同 | 龜井チヨ   | 日の出寫真館  | 緒方重次  |      |
| 同 | 同 | 松下カノ   | 菓子店     | 川口常吉  |      |
| 同 | 同 | 島谷貴義   | 雜貨      | 飯田ナカ  |      |
| 同 | 同 | 谷口タツ   | 同       | 宮崎定一  |      |
| 同 | 同 | 増山アサ   | 賣藥、雜貨   | 竹下理一  |      |
| 同 | 同 | 大西快三   | 馬場製綱所   | 但馬房一  |      |
| 同 | 同 | 小川房    | 同       | 馬場虎次郎 |      |
| 同 | 同 | 鈴木新太郎  | 同       | 野口千代  |      |
| 同 | 同 | 進藤幸吉   | 同       | 岡田サヨ  |      |
| 同 | 同 | 新屋敷駒次郎 | 同       | 高橋フジ  |      |
| ホ | テ | 新屋敷駒次郎 | 同       |       |      |
- パカン  
大西藥房 藥、雜  
日本ホテル 雜  
菓子製速  
寫真業  
ホテル
- スマトラ日本人會テピンテンギ支部  
スマトラ日本人協會テピンテンギ支部
- テピンテンギ (Tebing tingri)  
スマトラ日本人協會テピンテンギ支部
- シヤンタル (Siantar)  
スマトラ日本人協會シヤンタル支部  
(會員數三十六人)

委員長 平野 鷹次

委員

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 平野鷹次            | 福地勝太郎 |
| 岡田寫真館 雜貨        | 春原好數  |
| 萬歲商會 藥種、自動車業    | 平野鷹次  |
| 戊辰商會 藥種         | 岡田梅次郎 |
| 尾崎寫真館           | 福池勝太郎 |
| 紅床理髮店           | 佐久間昇  |
| ホテル             | 尾崎龜吉  |
| エビスホテル          | 紅床長治郎 |
| 珈琲店             | 春原好數  |
| キザラン            | 錦戸ナヲ  |
| Boshin 商會 藥品、雜  | 武内勘次郎 |
| 同               | 矢倉達久  |
| ミカド寫真館          | 栗原貢久  |
| コダク寫真館(キザランホテル) | 河野倉治  |
| 洗子 濯            | 諸戸清男  |
| 菓               | 藤田熊太郎 |
- スマトラ日本人協會アサハン支部(會員數四四人)
- 委員長 山上八三吉 委員 山川定一 坂田千次
- タンジエンバン( Tandjong Balei)  
スマトラ日本人協會アサハン支部(會員數四四人)
- |             |       |
|-------------|-------|
| 山田商會 雜貨、製材業 | 山田作太郎 |
| 壽良商會 同 自動車  | 山上八三吉 |
| 山川藥房        | 山川定一  |
| 隅田商店        | 隅田龜吉  |
| 福島          | 福島智   |
| 松本 松        | 松本彌松  |
| 松本 松        | 松本彌松  |
| 淵上ツル        | 池田武雄  |
| 池田武雄        |       |
| 今泉甲子郎       |       |
| 今井勝喜        |       |
| 友貞兵三        |       |
| 木原新平        |       |
- ベインセイ (T. Lang-Kat)  
今宮商店 美術雜貨  
日本神農老藥房 藥品、機械類
- 南洋在留日本人名錄



廣岡藥房藥雜

ホテ

同珈琲店

同洗濯業

自働車業

シンバンテカ

パンカラン、パンダン

(Pangkalan-Berandan)

中田商店 雜貨、賣藥

大正藥房藥

山川商店 雜、食料品

富士ホテル 寫眞

ホテ

神戶ホテル

中田商店支店

コラシントン

コラシントン

雜

山崎節 東郷寫眞館

竹下シキ 伊東寫眞館

野田藤助 寫眞業

佐藤丈吉 雜貨

吉田タツ 東ホテル

伊藤元治 横濱ホテル

大堀武男 ランサホテル

今井商店 雜、藥

平本商店 寫眞雜

農 業

松隈秀之 農

山川新十郎 寫眞

山邊隆司 寫眞

倉田五郎 寫眞

吉田ヤマ 雜

奧村長兵衛 雜

野村商店 雜貨、賣藥

大和寫眞館

精榮商店 雜、藥

皆川商店出張所 雜貨卸

高山ホテル 賣藥、雜貨

山田齒科醫院

日本旅館

釘田商店朝日ビル代理店

島田商店

浦田商店 雜貨

理髮店

水

雜貨

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

廉谷五一郎

伊東元廣

伴光治

廣田秀次郎

佐伯秀次郎

田島リス

水町政市

今井伊勢治

平本仁作

高野卯三郎

池永軍次

米澤長十郎

栢森繁三

サバン (Sabang)

雜貨、寫眞業

採貝業

パダン (Padang)

明治商會 雜貨、護謄栽培

大谷洋行 雜貨卸

東洋貿易拓殖株式會社パダン支店

支配人中島信三郎

同 第二支店

同 フォードコック支店

同 ベンクレーン支店

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

南洋在留日本人名錄























五郎吉バール  
 中川商店同  
 橋本兄弟商會  
 雜貨  
 齒科  
 理髮業  
 大和商會  
 南商店同  
 ルーミヤン (Loemadjang)  
 小島商店同  
 笠島商店同  
 谷口商店同  
 松原商店同  
 堀商店同  
 合田商店同

堀部五郎吉  
 藤井庸三郎  
 中川安次郎  
 橋本健一  
 長野榮太郎  
 八壽和  
 山崎仁麓  
 松山金助  
 南酒井  
 植地

おとね商店同  
 タンゴール (Tanggol)  
 高橋清治商店  
 シンボル (Djember)  
 永野商店同  
 北野商店同  
 酒井商店同  
 バンシヨランギ (Banjoewangi)  
 宅島商店同  
 鹽原商店同  
 野元商店同  
 前田商店同  
 中村商店同  
 中野商店同  
 遠藤商店同  
 金子三造商店  
 ボンドラソ (Bondowoso)  
 金子三造

谷口おとね  
 高橋清治  
 永野  
 北野  
 酒井  
 宅島  
 鹽原  
 野元  
 前田  
 中村  
 中野  
 遠藤  
 金子三造

七、セレベス島の部

マカツザル

マカツザル日本人會 會員數一三二人内女三六人

(大正七、七月現在)

代表理事 櫻井熊太郎 理事 佐野 實

岩村 卯吉 村角 爲雄

三浦 襄 奥田 政信

山鹿 弘

南洋貿易株式會社出張所 主任 岩村 卯吉

南洋産業株式會社支店 主任 佐野 實

同 藤田 房 實

同 馬杉 英一

同 櫻井熊太郎

同 坪野 正久

同 佐藤清三郎

同 若菜 春時

同 村角 爲雄

南洋在留日本人名錄

林商店 雜  
山鹿洋行 同  
米屋商店 食料品  
角井商店

日印貿易商會 輸出入

同

確井兄弟商會 雜

木村 旅館

齒科

美耶古洋行

貸自轉車業

同

同

同

同

同

同

同

同

林 香松  
 山鹿 弘  
 友杉 久平  
 角井 正義  
 鶴間 春二  
 三浦 襄  
 確井 佐一  
 木村 忠太郎  
 武井 十郎  
 酒井 正證  
 杉尾  
 鶴間 吉次郎  
 同 譽太郎  
 泉 宇兵衛  
 西山市次郎  
 北島 周吉  
 土井 秋太郎  
 近江 一郎



理 髮 業 山田安次郎 三、〇〇〇、亞刺比亞人二〇〇他は悉く馬來人及混血人なり。郵便局、病院、銀行、兵營等あり。

同 西口甚松 阿部商店

同 救野吉次郎 南洋商會支店

同 東文之助 坂本商店

同 平山直次郎 番住商店

同 濱田藤吉 布施寫真館

同 岡野政次郎 寫真業

同 園田正男 齒科醫

同 根原銀太郎 護謨栽培

同 菓子製造 野村

洗濯業 中村米藏

八、ボルネオ島の部

パルクバパン 真珠採貝業

雪本商會 雜貨 醫業—鑛業

荒木商店 荒木 護謨栽培—採貝業

(外日本人二十餘名アリ)

同市人口は五萬と稱す、内和蘭人三〇〇、支那人

マダライ市 真珠採貝業

米井虎一郎

湯澤良助

有松

米田

檜崎

中川

九、緬甸の部

真珠採貝業 板戸 醫院主—鑛山業

同 濱田 雜貨—護謨栽培

同 高木 雜貨

同 吉本 貨

同 矢倉 同

同 道中 同

同 前原 同

同 松原 同

同 加藤 同

同 西村 同

同 武富 同

蘭貢市 (在留日本人三百餘名)

三井物産會社出張所長

齒科醫 小川彌太郎

同 岩坪純太郎

同 佐藤 義

同 鈴木 司

同 島田傳之助

同 野村 祐

護謨栽培

同 理 髮

十、香港の部 Hongkong

領事館及團體

在香港總領事館 No. 2 Connaught Road Central, Hongkong

幕田一郎

福島弘

鳴海正作

稻葉

松田商店

小西虎次郎

田島商店

植村喜市

山田秀藏

小池商店

鈴木商會

松岡理髮店

花岡理髮店

南洋在留日本人名錄



總領事 鈴木榮作  
領事官補 井上留治郎  
書記 山本全  
通譯 井手元一

香港日本俱樂部 (Whiteaway, Laidlaw & Co. Ltd.)  
内同俱樂部は在留邦人(主に領事官、銀行、  
會社、商店員、醫師等)の社交兼娛樂機關にし  
て其前身は明治三十六年に組織せられたる大和  
會にして當時主としてテニスに趣味を有する同  
好者の集合なりしが、爾來漸次規模を擴大し規  
則を改め野外遊戯の外玉突、圍碁等の娛樂場及  
新聞、雜誌、圖書の閱覽場を設け諸般設備整ひ  
現在にては玉突室(玉突四臺)圖書室、應接室  
食堂、酒場等の設あり、年二回球戲大會、テニ  
ス會を催し又月約一回演藝會を開くを例とす。  
維持費として毎月一定の金額を寄附する團體の  
代表者を委員とし互選により定めたる委員長を  
して俱樂部の事務を總理せしめ通常會員中より

五名の常務委員を選出して一般事務を處理せし  
む委員及常務委員を以て委員會を組織し俱樂部  
の執行機關たらしむ。目下委員(維持會員)十五  
名にして領事、三井物産、郵船、正金、三菱、  
東洋汽船、臺銀、大阪商船、日本棉花、湯淺商  
會、鈴木商店、古河合名會社、大澤商會、馬島  
病院、北島病院の各代表者として其醸出する維  
持費合計月四百三十弗に上る、其他通常會員百  
三十餘名あり。

日本人懇和會(會員二十五名)

香港日本人懇和會は當地の主なる個人商店及香  
港日報社、本願寺布教所、馬島病院、旅館、寫  
眞館等を以て組織する社交俱樂部にして日本俱  
樂部の會員に非ざる者大部分を占む本會は會場  
を常設せずして時々適宜の場所に會合して相互  
の親交を謀り併せて必要なる問題を研究し利益  
の増進に努む、在留邦人間に於ける各種の事業  
及催し等に就ては日本俱樂部と協議して一致の

行動を執るを常とす。大正五年より日本人小學  
校の經費を分擔することゝなれり。

日本人慈善會

本會は明治二十三年二月の創立なるが四十二年  
規則を改正し事業の發展を計り競馬事業を直營  
し其純益を以て漸く財政上の基礎を確立し次で  
在留有力者一般の援助を受け兒童教育、火葬場  
等をも經營し大に其面目を一新せり、贊助會員  
二十一名、通常會員四十三名を有す。而して本  
會には其濟部及び教育部あり。

日本人商興社

本社は大正四年二月の設立に係り當地在留の日  
本商店主十四名を以て組織せる信用組合的相互  
融通機關にして當地會社法に遵擧して登録せら  
れたる有限責任の法人なり。目下資本金一萬四  
千弗として拂込金額を擔保として銀行より低利  
にて一定金額迄借入を爲し比較的高利を以て組  
合員又は組合員の保證する他の日本商人に貸付

をなすものとす、故に従前直接銀行より借入を  
爲す能はざりし者に對し資金融通の途を開くと  
同時に商興社は貸出しの利息により相當の利益  
を收得するものとす。

日本人小學校 市の東部 (No. 1 Sharp St.)

同校は經費を在留邦人間に募り明治四十二年八  
月一日香港本願寺布教所に於て開校せられたる  
ものなり、當時就學兒童十名にして教授及び校  
務一切を本願寺布教師に囑託し來りたるが在留  
日本人兒童の増加と共に本校を完備せしむる必  
要を生じ、大正五年一月其經營を教育委員會を  
設けこれに引繼ぎ同二月在外指定學校としての  
指定申請書を提出し同五月十八日附を以て外務  
大臣及び文部大臣の認可を経たり。大正六年兒  
童數第一學級(第一、第二、第三學年)二十七名、  
第二學級(第四、第五、第六學年)十二名なり。  
大正六年度經費豫算三千四百五十弗とす。







同	船客庶務主任	兒玉春三	中旭公司	主任	橋本珠良
同	會計主任	岸田種嘉	鶴谷商店香港出張所	主任	田中精一郎
同	入貨主任	小林翠一	加藤新吾商店出張所	主任	中尾梅吉
同	支店長	河手捨二	公誠公司	主任	三浦清一
同	支店長	西田善藏	希律洋行	主任	山内重義
同	支店長	逢坂幸衛	平島洋行	主任	本島光次郎
同	支店長	高田秀男	泰勝洋行	主任	喜多山裕之助
同	支店長	佐藤治郎	橫瀨洋行	主任	橫瀨清
同	支店長	德田朝三	思義洋行	主任	杉明
同	支店長	茂木二郎	香港日報社	主任	松島宗衛
同	支店長	寺崎榮一郎	醫院各商店	主任	馬島鐘之助
同	支店長	北澤直哉	馬島醫院	主任	北島小太郎
同	支店長	土方省吾	北島醫院	主任	山崎泰四郎
同	支店長	市岡乙熊	山崎齒科醫院	主任	平岡貞
同	支店長	岡本辰藏	平岡真商店	主任	中島正佐
同	支店長	高木喜三郎	日光洋行	主任	中澤幾太郎
同	支店長	石川昇一	中澤洋行	主任	三浦清一
同	支店長	東勝洋行	絹、木綿	主任	
同	支店長	八重山炭坑香港出張所	美術雜	主任	
同	支店長	大倉組香港出張所		主任	
同	支店長	鈴木商店香港支店		主任	
同	支店長	湯淺商店香港出張所		主任	
同	支店長	服部株式會社香港出張所		主任	
同	支店長	東亞煙草會社香港出張所		主任	
同	支店長	大澤商會香港支店		主任	
同	支店長	東勝洋行		主任	

松永洋行同	松永八次郎	太陽洋行	製靴	野間儀市
大佛洋行同	青井松太郎	萬昌洋行	雜	八尋雄藏
荒川商店雜、食料品	荒川忠照	加藤三吉野商店	小間物	加藤熊七
山口洋行雜	山口平三郎	金鏘堂	金銀細工	木本恒太郎
兼島商店同	須賀石郎	野村化粧店		野瀨榮吉
坂本泉服店	坂本直次郎	草野理髮店		草野數馬
森田商店吳、雜	石澤安太郎	やゝゑ理髮店		蓮田啓一郎
本田洋行酒、雜	本田平十	井之口理髮店		井之口龜次郎
岡田洋行美術雜	岡田利助	坂上理髮店		坂上六助
松本洋行酒	松本十郎	中本洋服店		中本九平次
東洋館船船糧食	今村季男	竹田洋服店		竹田直藏
丸一藥店賣藥、化粧品	一樹北次郎	飯田時計店		飯田良之助
富士商會船具	古田卯三郎	中尾靴店		中尾德市
廣文堂印刷	原堅太	堀内商店	吳雜	店內直三郎
港月堂菓子	白井傳之助	植月洋行	食糧品	植月德造
櫻商行製靴、煙草	櫻井哲次郎	馬場商店	吳服	田所丑太郎

南洋在留日本人名錄



梅谷寫真館  
惠良寫真館  
廣瀨寫真館  
松本木工場  
坂本木工場  
山科木工場  
高石洗濯屋  
行本洗濯屋  
石松染物店  
東京ホテル  
松原旅館  
野村ホテル  
和井田旅館  
吉岡旅館  
あづま家族館  
旭旅館  
菊屋旅館  
日の出旅館

佐野みさを  
惠良彦太郎  
廣瀨良充  
古賀忠太郎  
坂本又市  
山科  
高石乙八  
行本幾太郎  
石松元吉  
小林よね  
松原静吾  
植月徳造  
木村吉藏  
吉岡豊夫  
土井まさ  
中村善藏  
菊地松治  
矢田軍藏

千歳館  
大福公司  
宮地商店  
日之丸商店  
山下商會店  
以文堂  
大西常商店  
清風樓  
吉澤屋徳八  
いゝろは  
春の家  
九龍亭  
末廣亭  
山川洋食店  
とんぼ庵  
長崎洋行  
籠甲細工

十一、比律賓群島の部

關伊勢吉  
後藤貫一  
宮地榮四郎  
稻積東七  
山下菊太郎  
中島彦太郎  
大西常次郎  
小林よね  
吉澤宗七  
石山徳太郎  
野村よね  
多田重八  
宮島徳太郎  
山川猪之助  
川田彦兵衛  
栗原嘉市

マニラ市 (Manila)

在マニラ領事館 No. 776 Calle Iris Quiaro,  
Manila, Philipin Island.

領事、六等二級正七、勳五、瑞  
副領事  
書記生、  
同  
三井物産マニラ出張所  
田川商店  
太田興業會社出張所  
菓子製造  
伊藤忠合名會社支店  
松井商會 雜、食料品  
福田商店 雜、食料  
宮崎ガーデン  
高橋洋明堂 菓、玩具

南洋在留日本人名錄

同支配人  
鹽路信一  
西原和太郎  
田中寛  
松井國五郎  
澤松好吉  
森繁吉  
新谷武右衛門  
宮崎新吉  
高橋精一  
同  
貴金屬商  
野口商會 雜  
岡部醫院主  
山田硝子工場  
神尾寫真館  
關ホテル  
西川旅館  
旭川旅館  
藤川ホテル  
理髮  
東京バザール  
東京バザール  
同  
齒科  
雜貨  
雜、食料品  
同

支店主  
齋藤彌太郎  
田頭榮吉  
戸川重男  
藤川兼三  
栗原和三郎  
岡田久五郎  
關清吉  
及川常男  
山田俊明  
大田寺武  
野口賢三  
岡部忠清  
關伊勢吉  
後藤貫一  
宮地榮四郎  
稻積東七  
山下菊太郎  
中島彦太郎  
大西常次郎  
小林よね  
吉澤宗七  
石山徳太郎  
野村よね  
多田重八  
宮島徳太郎  
山川猪之助  
川田彦兵衛  
栗原嘉市











山口	福島清右衛門	山口	世良新一	鹿兒島	中村德太郎	鹿兒島	林喜八
同	尾中愛藏	同	大島乙市	福井	山田七次郎	福井	中村銀藏
同	藤本梅吉	同	支廣仁吉	熊本	米村新太郎	熊本	久保田源四郎
同	井上梅一	同	山之内茂藏	同	西田米藏	同	鈴木辰藏
同	松村峰一	同	小松信助	同	田中金藏	大分	江村喜久次
高知	小崎茂	同	門田秀之助	同	新地稻吉	滋賀	宮田久吉
同	武市信夫	岡山	片山政一	福岡	杉本五郎	同	杉本久男
同	高井政雄	同	渡邊春次郎	同	岩橋精太	同	毛利教弘
同	加藤春三郎	同	三宅桂次郎	同	舍川治三郎	同	矢野加平次
同	齋藤三四二	同	石井庄吉	同	宮崎猪之吉	同	舍川宇太郎
同	竹本孝雄	三重	磯和新左衛門	同	宿原忠雄	同	稻本太郎
三重	暮原良太郎	同	安田增吉	同	濱本秀則	同	濱本俊一
岐阜	森下甚太郎	同	永田信三郎	同	堂々磯兼	同	河野宇一
岐良	古賀孫市	同	田中國太郎	同	石井善太郎	岡山	石井宗太郎
佐賀	田上辰右衛門	同	上村佐八	同	片岡吾三郎	同	石井新一郎
熊本	寺田末吉	滋賀	加賀爪與之吉	兵庫	正垣太郎右衛門	岡山	時松兼次
滋賀	蟻塚彌左衛門	新潟	武田	石川	富永甚平	兵庫	正垣正太郎
福井						福島	中川丑松

福島	渡邊惣次郎	石川	堂道太三郎	同	稻高橋要吉	福島縣	高橋要吉
同	中西新二	同	鈴木德太郎	同	濱尾五兵衛	福島縣	濱尾五兵衛
愛知	江川彌九郎	鹿兒島	曲田清志	福島縣	濱尾平吾	同	佐藤岩吉
鹿兒島	元熊太郎	島根	大迫敬昌	沖繩縣	翁長盛重	同	石川常業
山口	正木松太郎	福島	大須賀要男	同	兄玉城三郎	同	玉城三郎
滋賀	森田正太郎	福岡	熊本安太郎	同	大城徳人	同	森山
佐賀	原喜八	同	井上作市	同	城間金五郎	同	安富祖清六
同	中山幸太郎	同		同	矢野正太郎	廣島縣	瀧口辰四郎
同		同		同	大本徳太郎	同	狹間嘉太郎
同		同		同	出口芳一	同	中熊藏
福島縣	高橋權三郎	同	柳沼正	同	熊本縣	岡山縣	石神重太郎
同	青木菊次	同	渡邊芳吉	同	安田軍次郎	同	羽田野與一
同	安田	同	丹治嘉市	同	坂本由松	同	神子秀吉
同	安田	同	平賀喜代三	同	羽田野類吉	同	永井市太郎
同	高橋義藏	同	竹中久之助	同	庄司榮重郎	同	富田米松
同	平賀甚左衛門	同	竹内新二郎	同	廣澤藏次郎	同	川崎音松
同	平賀金藏	同	竹内定助	同	山口縣	同	濱野米造
福島	平賀熊太郎	同	小野和吉	同	和歌山	同	城加萬次郎
岡山縣	内田伊	同		同		同	

南洋在留日本人名錄

下バコ外人リビ氏耕地自營者







愛知	山本傳吉	愛知	山本惣松	同	藤田修二	同	上田亥之吉
山口	三村精吾	同	多賀彌七	同	宮田英次	同	吉田安太郎
山口	久保彌一	同	山本金穂	同	橋本庄八	同	有働林三
同	岡茂吉	同	野村重次郎	同	竹本惣平	同	豐田彌三郎
同	吉谷福一	同	中村福治	同	田中吉十郎	同	山城清三郎
山口	飯沼富三郎	同	岡崎丑之助	同	上原太郎	同	大良次郎
同	岡崎清一	同	長野木鋪元吉	同	志良灣拓殖株式會社自營者	同	伊豆味正公
長野	石澤善平	同	福島齋藤孫二郎	同	新垣加那	同	金城銀平
福島	齋藤幸作	同	山口藤山健三	同	岩田猪熊	同	福永保太
熊本	内田作藏	同	山口中村傳輔	同	水間松雄	同	野里吉藏
山口	受田清壽	同	木村本三	同	中間松吉	同	宮里新一郎
和歌山	松本佐和次	同	石川地崎善太郎	同	宮城龜五郎	同	野原龜助
滋賀	中庄二郎	同	滋賀山口庄七	同	金城義八	同	平浪幸豐
福岡	渡邊敏平	同	長野店澤時司	同	平浪村善	同	仲村渠龜助
熊本	園田喜五郎	同	福岡高野關藏	同	金城義八	同	仲間須男
山口	榮直吉	同	福島青木常太郎	同	熊本縣	同	
和歌山	谷山春松	同	沖要造	同	岩田猪熊	同	

宮城善平

與儀清孟

廣島堂脇眞太郎

廣島長屋巖

新垣吉太郎

廣島向井賢貞

同梅田熊助

同岡本新九郎

眞榮平房仁

新里忠次郎

廣島井牛上茂

廣島西府末廣

上原牛

上原加那

廣島佐々木七郎

富山中島清七

賀數次郎

神谷牛

廣島藤岡善一

大分渡邊由松

照屋牛

神山鴻吉

同向井源次郎

福岡井牛上武雄

平良幸招

長嶺鍋

山口西崎德平

富山枅谷松太郎

上原正雄

伊數蒲

富山米田善喜

廣島小岐新一

嘉納德之助

玉城龜八

大分津田幸七

廣島寺岡久吉

マナプラン拓殖會社自營者

社長 向井居太郎

取締役 北島豐三郎

店頭 島村武平

重役 竹房問太郎

同 吉田圓藏

同 栗林善夫

同 荒木土五郎

同 鈴木秋太郎

同 宮崎二吉

同 加藤直次

同 松本竹虎

南洋在留日本人名錄

福岡	樋口萬造	廣島	堂脇眞太郎	堤	佐太郎	栗林善夫	吉田圓藏
福岡	錫崎新藏	長野	飯田熊雄	小林傳次郎	荒木土五郎	鈴木秋太郎	宮崎二吉
廣島	糸曾庄太郎	福岡	小林傳之助	折澤新喜	西中清七	宮崎二吉	松本竹虎
山口	大西教	福岡	穴見久藏	縣政吉	加藤直次	松本竹虎	











日本橋區通リ一 絹、茶、眞田、絹織物、  
 同 橋町四ノ二 ガラス器、金銀類等  
 同 瀬戸物町七 梅リヤス 栗山安平  
 同 室町一ノ五 工業藥品 黒田市之助  
 同 本町二ノ一六 乾物、食料品 窪田利七  
 同 馬喰町一五 寫眞器械、石版器械 小西本店  
 同 橋町二ノ五 及附屬品材料一切 小山本店  
 本所區外手町六 袋物、シヤ  
 日本橋區横山町一ノ一九 木綿織物 小林善兵衛  
 同 富澤町一八 ライオン齒磨 小林富次郎  
 同 小網町二ノ四 洋傘、メリヤス 越後屋商店  
 深川區扇橋町 海産物、蠟燭 大坂屋  
 日本橋大傳馬町一ノ二七 建築用 淺野セメント會社  
 日本橋區馬喰町二ノ一 一星印名刺用紙 櫻井大次郎  
 神田岩井町河岸十二號 製品、美術品 佐藤市三郎  
 日本橋區長谷川町一六 織子、更紗、毛 近房合資會社  
 同 馬喰町二ノ二 文房具、イソキ 篠崎又兵衛  
 同 横山町一ノ一八 メリヤス、ヤツ、靴下類 清水彦三郎

京橋區銀座三ノ一六 紙類 島田延太郎  
 同 三十間堀二ノ七 新聞用紙 共同合資會社  
 本所區柳島梅森町七二 石鹼 整興社  
 神田區末廣町一 自轉車、及附屬品 杉野半三  
 京橋區南傳馬町一ノ二 硝子、工業藥品、肥料 鈴木商店  
 芝區田町一ノ一二 菓子 森永製菓株式會社  
 京橋區三十間堀一 機械製洋紙類 富士製紙株式會社  
 同 銀座三ノ七八 雜貨、食料品 三枝商會  
 同 金六町五 印刷用材料一切 山本榮次郎商店  
 同 銀座二ノ七 原動力諸機械、工業 株式會社大倉組  
 淺草橋際 雜貨、玩具 長谷商店  
 日本橋區富澤町六 洋傘、絹綿 川商店  
 京橋區竹川町一四 樂器 雜貨、雜貨

日本樂器製造株式會社東京支店  
 淺草區藏前片町七 セロイド原料 永峰清次郎商店  
 京橋區宗十郎町 布、ロリスゴム 赤尾保商店出張所  
 京橋區本湊町 マニラロープ 日本漁業株式會社  
 日本橋區小網町一ノ三 鯨、鯨油 小倉久兵衛本店

日本橋區橋町四丁目 三ッ輪石鹼、三 丸見屋  
 日本橋區馬喰町四丁目 千代田香油 山岸三之助  
 同區 クラブ白粉 美粧研究クラブ  
 同區 美顏白粉 桃谷研究試驗所  
 日本橋區馬喰町一ノ六 レート 平尾贊平  
 神田區和泉橋 ホカイ液 堀越嘉太郎商店  
 日本橋區水天宮前 オリヂナル 安藤井筒堂  
 京橋區大鋸町 喜谷實母散 喜谷市郎右衛門  
 日本橋區馬喰町 花王石鹼 長瀬商店  
 横濱市本町四ノ六八 輸出入 增田増藏  
 横濱市太田町二丁目 輸出入業 茂木合名會社貿易部

大 阪

北區堂島 通リ三 除蟲菊、ハツカ 長瀬商店  
 南區東關谷 硝子製造、瓦 新器具金物類 森高和吉  
 東區南本町四丁目 金屬製及硝子 駒井庄太郎  
 東區南久寶寺町二丁目 眼鏡 川崎彌助  
 東區北久寶寺町堺筋 同 杉田商店  
 東區上難波南町 化粧品 松井號

南區鹽町三丁目 髮油 木村猶三郎  
 西區朝上通り一丁目 陶磁器 富永其四郎  
 西區朝下通り一丁目 同 加藤新吉  
 西區朝上通り一 同 辻惣兵衛  
 西區朝下一丁目 同 貞國元四郎  
 西區立賣堀南通り一丁目 同 稻田政吉  
 東區南久太郎町一 雜貨、菓子 小山定號  
 西區江戸堀南通り 硝子器 三好製瓶所  
 西區長堀北通り二 莫火小 山本吉商店  
 西區朝下通り三 シルク、硝子 井上絲店  
 東區安土町三丁目 藥、醫療器 柳原三郎  
 東區道修町二 硝子 藤澤商店  
 東區道修町二 精製樟腦 藤澤商店  
 東區瓦町三 硝子 石田藤商店  
 東區東町三丁目 綿糸、綿布、メリヤス 伊藤輸出部  
 東區備後町二 香水、香油、マツツク 金子爲治郎  
 西區土佐堀裏町八七 絹糸、絹布、シルク、ワタ、新糸 西松商店



南區順慶町三丁目 セルロイド製備具卸、花 乙宗源次郎 東區北久太郎町二丁目

東區北久寶寺町四丁目 樂器 三木樂器店 東區北久太郎町二丁目

東區道修町三丁目 硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 小西喜兵衛 東區平野町四丁目

東區高麗町五丁目 天産物硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 安宅商會 北區西野田今開町

西區鞠中通り 硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 重明舎 西成郡海老江

西區堀江通り五丁目 油類、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 日本商工株式會社 西區立賣堀南通六丁目

東區末吉橋通り二丁目 メリヤス、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 安部幸兵衛 北區中ノ島二丁目

東區高麗橋四丁目 メリヤス、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 株式會社島商店 在大阪、對南洋貿易商組合

北區堂島濱通り二丁目 硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 林音吉 南洋織物協會員(大正八、一月現在)

東區南久寶寺町四丁目 靴製草具 大内商店 役員 直川安次郎、鈴木清一郎、足立平藏、岡田成一、阪瀧定合名會社(以上大阪)

南區難波反物町一丁目 硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸、硝子製備具卸 大井德次郎 島虎楠、岩橋龜右衛門、村瀬廣太郎

西區鞠南通り 特製タカ 倉橋商店 (以上和歌山)

東區南久寶寺町一丁目 文房具 吉田和助 野條孝太郎、近藤仙太郎、東南公司

東區備後町四丁目 絨織物類 松本鐵治郎 (以上神戸)

東區伏見町二丁目 綿帶材料 今永商店 大阪ノ部

東區道修町二丁目 綿帶材料 土岐淺太郎 東、豐後町

東區道修町二丁目 藥品 小西嘉兵衛 西、本田二丁目

糸平洋行  
石川洋行

東、唐物町二丁目 日長洋行 神戸市元町三丁目 野條商店

同 南久太郎町三丁目 西澤武助 同 元町三丁目 近藤仙太郎

同 南本町一丁目 岡田成一 同 同海岸通四丁目二十八番 維紀號

同 安土町一丁目 高宮虎之助 同 同二丁目二十番 仁和號

同 博勞町五丁目 高島鍊治郎 同 海岸五丁目新二番 仁記號

同 瓦町三丁目 瀧定合名會社支店 同 榮町二丁目六十六番 東南公司

北、本庄葉村町 合資會社双馬商會 同 同二丁目九十五番 得人和號

東、本町二丁目 根津清商店 同 海岸内通四丁目 利興成

同 北久寶寺町一丁目 直川商店 同 内海岸通二丁目三十五番 隆順號

南、順慶町一丁目 長岡商店 同 三ノ宮町一丁目 溫宴臣

東、本町三丁目 牧野洋行 同 榮町五丁目五十五番 萬通公司

北、西野田今開町 福島洋行 同 神戸市内榮町五丁目四十五番 建和號

東、南本町 興業舎大阪出張所 同 海岸通三丁目二番 復興號

同 南本町三丁目 足立竹三郎 同 内海岸通三丁目二十六番 福昌號

同 北久太郎町三丁目 三露商店 同 西町四十二番 廣同生號

同 南久太郎町四丁目 南爲太郎 同 榮町一丁目九十九番 廣興昌號

同 唐物町三丁目 守井善助 同 山下手通三丁目六ノ五 浩生號

神戸ノ部 同 榮町三丁目三十四番 永生號



同 海岸通二丁目三十番	益 泰 恒	北町九一	神 戶 市	綿 芝 川 商店
同 内榮町一丁目百五十番	新 瑞 興 號	江戶町一〇一	同 雜 貨	下 里 商店
同 内海岸通二丁目三十四番	新 永 發 號	同 一〇四	同 毛 織 物	山 本 博 一
和歌山ノ部	岩 井 清 一	西出町 六	同 一 般 商 品	日 本 毛 織 株 式 會 社
同 久保町四丁目	岩 橋 龜 右 衛 門	榮町三丁目	同 增 田 貿 易 會 社 出 張 所	湯 淺 商 店
同 本町四丁目	恩 賀 定 一 郎	同 四丁目	同 海 產 物	伊 藤 末 之 助
同 南休賀町	若 林 元 之 助	同 四丁目	同 同	澁 彌 商 店
同 上町	橫 山 久 吉	同 二丁目	同 マ ッ チ	東 洋 マ ッ チ 株 式 會 社
同 西田中町	矢 田 由 松	同 六丁目	同 一 般 商 品	田 村 商 會
和歌山縣那賀郡田中村字打田	松 井 德 之 助	同 四丁目	同 同	加 藤 商 會 出 張 所
和歌山市植松町	松 廣 義 兵 衛	仲町四四	同 一 般 商 品	岩 井 商 店
同 西紺屋町	三 毛 純 一	同 五五	同 同	野 澤 組
同 土佐町	島 虎 楠	三ノ宮三丁目	同 綿 織 物	大 澤 商 店
同 網屋町	平 井 政 一	同 一丁目	同 綿 織 物	田 村 雄 商 店
同 材木町	瀨 村 廣 太 郎	同 一丁目	同 白 轉 車	中 サ コ 商 店
大阪市西長堀北一丁目	南 洋 貿 易 協 會	同 一丁目	同 雜 貨	中 井 商 店

同 同	川 島 商 會	同 同	同 同	西 田 富 二 郎
同 三丁目	丸 井 商 會	同 五丁目	同 同	佐 々 木 種 三 郎
同 二丁目	藤 井 商 會	同 四丁目	同 雜 貨	祥 和 商 會
同 三丁目	笠 井 商 會	同 二丁目	同 一 般 商 品	橋 本 商 事 株 式 會 社
浪花町五九	瀧 澤 音 松	同 同	同 同	多 田 商 會
同 一五	大 井 商 店	磯邊通り四丁目	同 雜 貨	長 井 禎 商 店
同 五七	綿 製 品	同 同	同 同	ヤ マ ト 貿 易 商 會
同 同	江 商 株 式 會 社	同 同	同 同	瀧 藤 小 川 商 會
同 同	伊 藤 忠 商 事 會 社	同 同	同 同	野 崎 商 店
東川崎町一丁目	信 友 組	裏町四〇	同 同	中 外 貿 易 株 式 會 社
北長狹町四丁目	鈴 木 商 店	東町一二二	同 同	名 古 屋 市
同 同	雜 貨	同 同	同 同	陶 器 田 代 商 店
同 同	伊 藤 長 商 店	中區七曲町	同 同	不 二 見 燒 合 資 會 社
同 同	岸 田 商 店	同 九田町	同 同	時 計 電 氣 器
京町七三	雜 貨	同 東川端町	同 同	愛 知 時 計 株 式 會 社
東尻池村	油 類	同 下笹島町	同 同	尾 張 時 計 株 式 會 社
同 同	橫 濱 魚 油 株 式 會 社	同 同	同 同	貿 易 加 藤 周 三 郎
同 同	植 物 製 油	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	井 上 寅 次 郎	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	法 橋 信 治	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	海 產 物	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	泉 商 店	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	同 同	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一
同 同	同 同	同 同	同 同	綿 織 物 伊 東 信 一



中區長岡町 眞田類 渡邊 商店  
 同 水主町 ゴム箱 山岸製材株式會社  
 東區東芳野町 陶器 淺井竹五郎商店  
 同 主稅町 同 鈴木友次郎  
 同 中市場町 同 佐治 春藏  
 同 宮町 綿布 服部 商店  
 同 中市場町 ガラス 石塚元三郎  
 同 車ノ町 マツチ 青山直二郎  
 西區東萬町 綿布 瀧定合名會社  
 同 下長者町 兼 松 商店  
 同 下園町 同 服部與合名會社  
 同 本町三丁目 人力車 西浦友二郎  
 同 上島町 合せ板 淺野木工場

加工護謨業者名錄  
 東京、橫濱  
 眞田類 渡邊 商店 日本橋區本石町四ノ一七  
 同 本町二丁目 同 區鐵砲町五、いわしや號  
 淺草區上平右衛門町 日本橋區本銀町二丁目  
 日本橋區馬喰町四ノ一六 同 上四ノ一七  
 本所區綠町四丁目 本所區番場町一番地  
 日本橋區小傳馬町 同區本銀町  
 同區檢物町一八

星野 商店 電話本局四七六一番  
 玉屋 支店 電話本局一七九四番  
 宮崎 商店 電話本局二八五番  
 木村 商店 電話本局四四二番  
 福原 商店 電話本局五二六四番  
 三幸 商店 電話本局一三〇八番  
 右川 ゴム營業所 電話本局三三〇番  
 小野 七商店 電話本局二八四六番  
 大和 商店 電話本局二九七二番  
 戶部 榮二商店 電話本局一七四七番  
 小畑 商店 電話本局四五三番  
 井田市 太商店 電話本局三八六一番

加工護謨業者名錄

東京、橫濱

本所區吉岡町

小島 商會 電話本局二二六八番

神田區西福田町

松永 商店 電話 神田八三二番

人力車ゴムタイヤ販賣業

京橋區本材木町三ノ二五

合資會社二葉商會 電話京橋二七二番

京橋區銀座通り

秋葉大助 電話京橋三三三番

淺草區須賀町

西賀 商店 電話下谷三四三七番

日本橋區元柳原町

前田東京支店 電話浪花三六三五番

神田區紺屋町

藤山 商店 電話本局四七九五番

ゴム原料販賣業

東京市銀座三ノ二

木村東京支店 電話京橋一二五〇番

日本橋區駿河町

三井物産雜貨部 電話本局二〇〇番

橫濱市太田町五

山家 商店 電話 五二二番

京橋區本材木町三

富士商會 電話京橋三四六四番

加工護謨業者名錄

一四九

日本橋區馬喰町角

寺本東京支店 電話浪花四四九九番

同區小網町

増田合名會社 電話浪花 八二番

同區南茅場町四

合名三宅 商會 電話浪花三三二二番

京橋區南新堀一ノ十三

辻岡 商店 電話京橋一九〇四番

麴町區八重洲町一

セールンレーザ株式會社 電話本局三一八八番

日本橋區大傳馬鹽町二

織田 商店 電話神田一五二〇番

芝區柴井町一八

山五 商會 電話芝 三四二九番

日本橋區伊勢町一一

松岡 次郎 電話本局五四四一番

本所區太平町二丁目

太平ゴム精煉所

タイヤーゴム管、板底物其他

下谷區御徒町一

森谷 商店 電話下谷三四五五番

京橋區五郎兵衛町

井田 ゴム 商店 電話京橋五〇一五番



京橋區豊町一二  
日本橋區鐵砲町  
同區三十間堀町  
赤坂區溜池  
日本橋區小網町二鐘河岸  
同區横山町  
淺草區今戸二九  
同區諏訪町  
本所區林町一ノ一〇  
淺草區藏前諏訪町三  
日本橋區米澤町  
京橋區柳町

岩野ゴム商店  
電話京橋三〇三六番  
三起商會  
電話新橋八四二番  
守谷商店  
電話新橋八四二番  
二葉屋商店  
電話新橋一六一番  
平野商店  
電話浪花二〇〇七番  
古堂  
電話浪花四二一四番  
第百商店  
電話下谷八六三番  
吉田商店  
電話下谷六一三番  
卷島商店  
電話本所一三三番  
日東ゴム商會  
電話下谷四四三七番  
坂田商店  
電話浪花一六一〇番  
三共商會  
電話京橋二七六番

同弓町  
同銀座二ノ一二  
神田區今川橋際  
日本橋區本銀町三ノ一二  
同區鐵砲町  
下谷區西黒門町  
同區風船其他薄層ゴム販賣業  
日本橋區横山町  
神田區東龍閣町  
同區岩本町  
同區通り新石町一五  
淺草區松葉町五六  
神田區東龍閣町一六

大澤商會東京支店  
電話京橋四三七番  
米井商店  
電話京橋六三六番  
西山ゴム店  
電話神田一四二番  
海老原ゴム店  
岡島ゴム店  
大石ゴム東京出張  
電話下谷四八〇三番  
上條長次郎  
電話浪花一四四番  
平尾紋助  
關谷商店  
電話神田八八九番  
西村多吉  
電話神田四五七番  
澤田屋定吉  
村瀬商店  
電話神田二四八番

■再製ゴム製造販賣業

京橋區銀座二  
日本橋區吳服町一ガストン、ウキリアムス極東部  
京橋區竹川町一二  
■エボナイト製造業  
本所區番場町  
■硬性ゴム製造業  
京橋區銀座二ノ一二  
同築地三ノ一一  
東京府吾嬬町  
同 龜戸柳島  
同本所區中郷平町  
淺草區玉姬町

米井商店  
電話京橋六三六番  
東京府下西大久保町  
電話本局二四五番  
東京府下雜司ヶ谷  
電話新橋三六九八番  
奥井エボナイト工場  
角一ゴム合資會社  
電話京橋三一三〇番  
内外ゴム合資會社  
電話京橋二六五二番  
東洋ゴム株式會社  
電話本所四四〇番  
千代田ゴム株式會社  
電話本所一四三四番  
三田土ゴム製造合名會社  
電話本所二七二〇番  
日本ゴム株式會社  
電話下谷六〇八番

東京府下南品川  
同 上  
東京府下西大久保町  
東京府下雜司ヶ谷  
本鄉區駒込坂町  
本所區中之郷業平四五  
府下南千住吉田商店  
府下巢鴨町駒込  
東京府下龜戸柳島  
本所區向島小梅町  
府下西大久保  
府下王子瀧ノ川  
巢鴨町廢兵院裏

合資會社明治ゴム製造所  
電話芝一六二五番  
品川ゴム製品所  
電話芝五九二四番  
極東ゴム株式會社  
電話番町四一五九番  
高砂ゴム株式會社  
電話番町五〇〇一番  
中央ゴム株式會社  
電話下谷五五九番  
東ゴム製作所  
電話本所一七〇六番  
千任ゴム工業所  
電話下谷五六一三番  
染井ゴム工場  
大和ゴム製造所  
電話本所九七八番  
東京ゴム底合資會社  
電話本所三六三七番  
朝日ゴム工場  
電話神田八〇五番  
イースタン護謨株式會社  
東北ゴム株式會社

加工護謨業者名錄



深川區古石場町一六

府下向島隅田

本所區茅場町

府下上目黒伊勢際

府下上落合村

深川區猿江裏町

府下大島町二丁目

本所區柳島町十九

■自轉車用附屬ゴム製造業

府下巢鴨向原

府下巢鴨村九三〇

巢鴨盤獄前

同宮仲二一六八

同上駒込

深川區海邊町

深川ゴム合資會社

右川ゴム製造所

太陽ゴム株式會社

大平洋ゴム合資會社

船橋ゴム製造所

東京ゴム製作所

東京護謄株式會社

丸星ゴム製造所

第一ゴム製造所

大正ゴム製造所

常盤ゴム製造所

石井ゴム製造所

木村ゴム工場

大塚ゴム工場

小石川區水道町

府下中澁谷

■薄層ゴム製造業

府下南千住地方橋場

同向島寺島村

東京府下中野町本郷

本所區原庭町

向島隅田村一二一五

同寺島村三二

府下日暮里三八八

同三河島村二六七四

同 一、三一六

府下澁谷

向島隅田村

向島寺島村

江戸川ゴム工場

玉川ゴム精煉所

日本カウチック製造所

ハート、ラバー工場

大 神 田 寅 吉

青 木 齋 市

日本クリスタル製造所

澁谷ゴム製造所

富士ゴム製造所

加 納 菊 三

飯 田 麗 太郎

金子ゴム工場

坂賀美ゴム工場

共榮ゴム工場

同 宇須崎

同 崎玉縣大宮町

■防水布(ゴム引加工)業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

■靴ゴム精煉及再製業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

■靴ゴム精煉及再製業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

深川ゴム合資會社

右川ゴム製造所

太陽ゴム株式會社

大平洋ゴム合資會社

船橋ゴム製造所

東京ゴム製作所

東京護謄株式會社

丸星ゴム製造所

第一ゴム製造所

大正ゴム製造所

常盤ゴム製造所

石井ゴム製造所

木村ゴム工場

大塚ゴム工場

同 宇須崎

同 崎玉縣大宮町

■防水布(ゴム引加工)業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

■靴ゴム精煉及再製業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

■靴ゴム精煉及再製業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町

■靴ゴム精煉及再製業

府下大崎町

府下巢鴨宮仲

大崎停車場前

南千住地方橋場一、一二

荏原郡蒲田

本所區茅場町三丁目

本郷區本富士町二

本所區入江町一五

府下戸塚町



■ガラス製ゴム型類製造

本所區中之郷瓦町二七  
同區太平町一丁目二八  
本所區小梅瓦町八一  
府下吾嬭町請地八四五  
同向島小梅五二  
日本橋區馬喰町三丁目

■角製鍔及シヤブリ軸、笛製造業

東京淺草橋際

木村政助商店  
電話下谷四四二番

■ゴム製造用機械及金型製造

本所區中ノ郷業平町  
深川區東扇橋町  
下谷區徒士町一ノ六一  
淺草區橋場町八五  
本所區永倉町二一

岡島機械製作所  
芳川機械製作所  
山口義雄  
東京ゴム型製造所  
川口久米吉

■バルブ各種製造

京橋區月島九丁目  
府下巢鴨宮仲二四八〇  
京橋區月島西河岸四丁目  
同 新佃島七四一ノ八  
■ゴム工業藥品業  
京橋區松屋町一ノ四  
下谷區西町一  
京橋區越前堀町一ノ一  
府下吾嬭町木下川一九三  
日本橋區本町三丁目

下谷製作所  
三光舎  
タレット工場  
出口製作所  
加藤清吉  
加賀美健二郎  
佐藤商會礦業部  
村山製藥所  
島田久兵衛商店  
千代田組  
奥田商店

神田區東龍閑町

渡邊商店  
電話濱花四二五九番

京橋區四日市町一八

寺田商店  
電話京橋九九一番

區元數寄屋町一

要屋商店  
電話京橋一六三番

■アルミニウム製乳首坐及鍔

橫濱市相生町六

瓜生、小山商店  
電話一四四七番

東京淺草橋際

木村政助商店  
電話下谷四四二番

■ゴム印及インキ各種製造

東京市本所區龜澤町一ノ二〇  
下谷區竹町十二

田子柳次郎  
福谷新次郎  
電話下谷三二九二番

關西ノ部

■ゴムダイヤーチユープ各種ゴム

神戸市脇之濱  
大阪府西成郡浦江

ダンロップ護謨株式會社  
角一ゴム合資會社  
電話土佐堀八一〇番

加工護謨業者名錄

神戸兵庫菅原通五丁目

内外ゴム合資會社  
電話本局三五四番

大阪市東區東野田町

ケーアール護謨製造所  
電話東四二八番

阪神間灘深江

カメノフチ護謨製造所

神戸市兵庫東尻池

阪神ゴム商會  
電話本局一三〇九番

同 三丁目

大正ムゴ工業株式會社  
電話本局三七四八番

神戸市外敏馬

東ンザ一株式會社  
電話御影六一七番

同 元町通六丁目

神戸タイヤ商會  
電話本局四〇四五番

同 多聞通り

前田商會  
電話本局一八四五番

同 荻合通日暮連一丁目

河路ゴム製造所  
電話三ノ宮一五二番

兵庫縣兵庫郡西ノ宮字産所

攝津ゴム株式會社  
電話四ノ宮二六九番

大阪市西區蔭薩堀東町

平野ゴム製造所  
電話四ノ宮八七四番

同 西區尼ヶ崎橋西詰

平野商店ゴム部  
電話土佐堀一〇〇六番



■ゴム用生地、織布及ゴム原料

- 京都伏見親月橋詰 東洋織布合資會社 電話伏見二〇二番
- 大阪市東伏見町五 小西信商店 電話本局一〇七八番
- ゴム製品各種暨療ゴム品各種
- 大阪市東區平野町二ノ堺筋 中村利三郎 電話本局九七六番
- 同 東區道修町二 宗田新一郎 電話本局一七三二番
- 同 同南區安堂寺町 中村ゴム商店 電話本局二〇七二番
- 同東區淡路町三 大阪商會大阪支店 電話本局一七四番
- ゴム原料商
- 大阪市順慶町三 乙宗商店 電話南四〇二五番
- 神戸市元居留地京町二〇 芳永商會 電話長三宮七七三番
- 同 相生町五丁目 阪元商店 電話本局四二九八番

■ゴム工業藥品染料各種

- 神戸市兵庫上澤通六丁目 多田化學製藥所 電話本局三一九番
- 同 榮町通三丁目 河西善兵衛商店 電話本局二六八番
- 大阪市東區谷町四丁目 古山武次郎 電話 東四八二五番

第二抄 日本人護謨椰子栽培業者及其反別

一、シヨホール洲(新嘉坡を含む) 大正七年末

支配人又は業主	名	稱	拂下面積	植付面積	採汁面積	採汁量	使用人員	資本金	事業開始年月
和野義正	日新護謨株式會社	(新嘉坡)	一〇四	九七	六五〇	二五、〇〇〇斤	—	七五、〇〇〇圓	—
後藤吉武	南洋護謨株式會社		三〇八	二七七	九八	一六、五三	三	四九〇 × 一、〇〇〇、〇〇〇	明治四十四
津田次郎	南洋護謨拓植株式會社		三〇	一六九	三	七、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
淺田忠順	馬來護謨栽培株式會社		三三	一九五〇	一〇〇	一八、〇〇〇	三	五〇〇、〇〇〇	大正元一二
山田政記	株式會社馬來護謨公司		五二	一、〇三三	一、三〇〇	二五、〇〇〇	三	五〇〇、〇〇〇	同
小此木爲二	臺灣拓植株式會社	(マヤンラン)	一〇〇	二七〇	二六	八、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	大正六
廣瀬橋三	株式會社宿大護謨公司		八五	三三〇	三〇	一六、〇〇〇	一八	三〇〇、〇〇〇	—
矢野義夫	日東護謨株式會社		一〇〇	一〇五	一〇〇	—	八	一〇〇、〇〇〇	—
阿本三郎	株式會社南亞公司		三九六	一、〇六六	一、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	七	一、〇〇〇、〇〇〇	—

昔本人護謨椰子栽培及反別



















### 第三抄南洋物産詳解

#### 第一 飲食物及香料の部

**珈琲** 又は「カヒー」珈不「コービ」馬來語 (Coffee) 新嘉坡市場の珈琲に二種あり、一を「アラビヤ」種珈琲とし、他を「リベリヤ」種珈琲と云ふ。共に元亞非利加の北緯十度より、十五度の間に野生せし植物なりとす。ブルス氏アピシニヤ旅行記に、「コーヒー」はエジプトの産なることを録し、「カツフイー」なる言語は、地名カツフア (Kaffa) より起ると爲す。馬來人の本品を「コビ」と呼ぶは歐語の訛傳なりとす。「アラビヤ」種と稱するものは、千四百五十年の頃、アピシニヤ地方より紅海を超へてアラビヤに入り、千六百五十年の頃より歐洲人の飲料に供せらる。後四十年を経て蘭人之を瓜哇に輸入し、漸次瓜哇、スマトラ、バク、セレベスの各地に繁殖せり。坊間、バリ珈不、バレン

パン珈不等名あり、産地に従ひ多少の品質を異にすれども、香味は第二種「リベリヤ」に勝り其價も亦廉ならず。

**胡椒** 「ラダ」(馬來語) (Pepper) 植物學上の胡椒、乃ち「ペッバーニグラム」なる蔓草多年生の植物は、元と印度の産にして太古其國人、之をスマトラ島の東岸に移種せしものなること、言語上に明なりと云ふ。胡椒の名は古來群島貿易史上に、丁香、肉豆蔻と並びて、歐洲人の競争品として高し。産地は現今半島、スマトラ、瓜哇、ボルネオ、蘭領諸島にして、歐洲に在ては鹽を除く加味品として胡椒の如く多用さるゝものは稀なりとす。加味品は果粒を粉末にせしものに屬す。收穫の時は本果の熟する前にあり。もし其好期を失すれば辛酷なりと云ふ、又本品の市場に黑白の別あるは、製法の等しからざる所以にして、白胡椒とは、果實の外皮を剥脱せしものを乾製し、黒胡椒とは之を存せしものを云ふ。乃ち支那

人の「白胡椒」、「烏椒」と區別するもの是なり。然るに古代の歐人は兩者を全く別種の植物と信じ、烏椒よりも寧ろ白椒の培養を勉むべしとの訓令を群島各地に下せし笑話あり。

**長胡椒** (Piper longum)

瓜哇印度地方多く本品を培養す。上記胡椒に比して稍長なるを以て名あり。收穫は生熟前之を摘集し、主用は興奮、驅風、補精の藥劑とす。

**羅浮茄** 「ラダバレンコー」馬來語 (Piper cubeba)

胡椒科の灌木に生ずる熟果にして、元瓜哇に産し、群島各地に培植し近年歐人又之を半島ジョホール園に試むる者あり。其培養は胡椒に比して遙に簡單にて種子を寄木の根邊に蒔き發芽の後長く之に寄るに任す、馬來語の「ラダバレンコー」(尾の胡椒)は其形狀より附名せしなるべし。果實は球圓形を爲し、基底の小梗は長し、其味は辛辣、芳香性にして稍苦し。瓜哇人は之を加味品とし、印度人は藥用とす、本品の歐洲に輸出さるゝは凡

南洋物産詳解

て藥用にして主效は淋疾、慢性膀胱炎等なりとす。

**天薯粉** 「ウピカユ」馬來語「タピオカ」(Tapioca)

「ウピ」とは芋、「カユ」は樹なり。馬來人の「芋の樹」なるものは「マニホット」屬 (Manihot) の植物にして、支那人は本植物を番薯樹と名く、其根塊は食ふべく、之より生ずる澱粉は下條「サグ」粉と等しく食用たるの外糊及菓子製造用として多量に歐洲の市場に輸出す。所謂「タピオカ」是なり。同屬の植物にして「タピオカ」を製するもの數種あり、彼の南米に生ずるもの、如きは塊根は毒汁を含むと云ふ、半島の産は學名「マニホット、ユートリシマ」(M. Utilissima) なりとす。

**椰子** 「カラツバ」(馬來語) (Coconut palm)

椰子に百種の效あり、土人は其幼莖を喰ひ(味は竹の子に似たり)其根を嚼み、其果肉を嘗め、其乳汁を啜り「カレー」を煮、菓子を作り、砂糖を製し、酒を醸し又油を搾る、油は食用たるの外燈火を點すべく藥用と爲すを得べし、且つ又未熟な



る果實の内部に含蓄する乳液は管に甘味の飲料たるのみならず、石匠之を以て白亜を溶解し製劑家は最精「ヒマシ」油を製するに用ひ、液を容る、堅殼は稀に珍奇の椰子珠を生じ、殼は又「シヤモシ」「水飲み」に風流なるべく或は之を焼き其灰分を「チユーナム」と混ずれば屋壁を塗るの黒色染料を得べく、殼の外部を包む皮肉は之を横斷すれば萬年「たはし」となり、殼を組成する纖維は刷毛、網貝、枕、ふとん綿の代用を爲すべく其葉は屋を葺き（半島にては「ニバ」葉を用ゆ）其灰は多量の「ボタシユーム」を化成し其葉莖は薪となり、其莖衣は西廊人粗布を織り紙を製し、莖衣の内部に附着する綿様の物は、血止め、「もぐさ」の用を爲す等一樹にして效用の廣き椰子の如きは稀なるべしと雖も、商品としては椰子は其果肉の脂肪質にありとす。

椰子干肉 「コブラ」(Copra) とは熟果の外皮を去り、其堅殼を碎き、殼の内部

に凝固せる白色の果肉を取りて日干せしものなり、大陸の工藝國は本品を輸入し其脂肪を搾りて石鹼蠟燭を製造するの原料に供す、熟果四十個より椰子油二升五合を製出すべし。

「サグ」粉又は「セーゴ」西穀、傾莖(Anise)、「サグ」又は「セーゴ」と稱する澱粉は、棕櫚科中の「メトロキシロン」(Metroxylon) 屬の植物より多く之を産す、歐人の本植物を概して「セーゴバーム」と稱するは馬來語「サグ」より起る、然れども「サグ」なる言葉は樹名にあらざりて其澱粉を呼び、馬來人は本植物を「ロンビヤ」と稱す。

同屬の植物にして「サグ」粉を産するもの六種、中にも學名、(一)「メトロキシロン、サグス」、(二)「メトロキシロン、ロンファイ」、之を多産し、共に馬來群島、大平洋諸島の各地に擴り、水澤を選びて茂生す、木幹高二十尺、葉莖七尺を超へ、其葉椰子に似て粗大、樹幹を廻りて鬱林を爲す、莖に刺を生ずるものと然らざるとあり、馬人は後者を

「ブロンバン、サグ」(女性の「サグ」と云ふ、粉は其幹又莖中に含蓄する多量の乳液を壓搾し、之を清水に沈澱せしものにて其製法は地方に従つて等しからざるも、古來南洋米なき國の土人は其粗製の法を解し之を常食とせり。

第二 護謨樹膠及揮發油の部

ガタバチャ 偏答百兒加 (Gutta-percha)

本名は「グッタホルチャ」なり、馬來群島特有の高貴なる護謨にして、半島、スマトラ、ボルネオ各地に多産する山欖科 (Euphorbiaceae) に屬する「グタ、タバン、メラ」學名 (Diospyris Gutta) と馬來語の稱する樹木の液汁を乾涸したるものなり、普通此種の樹脂を「グタ」と云ふは馬來語「グタ」乃護謨の義にして「ガタ」は訛傳なり、本品を産する「グタ、タバン、メラ」樹は百尺より二百尺に長し直經四五尺の喬木にして樹幹直立し、葉の裏面には美なる褐色を帯し、五月花咲き、六月實を結び花形小にして白く其辨、其萼各六箇あり實は油分を

含蓄す。

(採集法) 古來馬來人の間に行はれたりしものは、前述同科植物を截斷し、或は各部に三角形の穴痕を穿つときは、白乳の液流出すべし、而して液は半時間の後水氣を發散し之を水中に煎れば紅色を帯び、後赤褐色の固體と成る、以上の方法に依れば一百年の老木にして百尺餘の長幹より平均二ポンド五オンスの「グタ」を得然れども塊片の帯色は、樹性に従ひ一様ならざれば其簡單なる試験は「グタ」を煮たる液の深紅色を呈するを真正なるものとし、其元素は炭素 87.60 水素 12.20 より成り其質撓屈すべきも弾力に乏しく熱湯中に其塊片を軟柔ならしめ、硫化炭素及「テレフキン」油に溶解し各種の製作用に供すべし。又醫學用には齒科、外科器械、綑帶水囊を製するに用ゆ。

(グタの種類) 「グタ」の上製は上述の「グタ、タバ、メラ」樹より採集せしものを第一とし之に次ぎて左の各種あり。



- (一)「グタ、タバノ、ストラ」  
馬來語 (Dichopsis Sp.)
  - (二)「グタ、タバノ、ボテ」  
同上 (Dichopsis Sp.)
  - (三)「グタ、タバノ、チエイヤ」  
同上 (Dichopsis pustulata)
  - (四)「グタ、タバノ、シンボウ」  
同上 (Dichopsis malingeyi)
- 其他「ガタ」と通稱する者は下品にして、多くは前品の混合物を云ふ。
- インヂャラバー 「ガタ、ス、馬來語 (Gasthoue)」  
「インヂャラバー」と稱する弾力性の樹脂を産する植物は、前述「グタ、タバノ」と異り、世界の各地に産し其大宗は米國「バララバー」を推す馬來半島に在りては殆ど百年前ビナン市外科醫ホリソン氏の發見にして多く之を「ファイカス、エラスチカ」の植物より採集し、又「ウキローベリヤ」科の蔓生植物より高品を産す。

本品を「ガタ、ス、」と稱するは「乳の護謨」たる意にして本植物の樹皮中層に含蓄する、液汁管より流出する樹液の白色を帯び牛乳に似たるに因る、液の採集は前述「ガタ」の如く暫時にして凝固し時日を経るに従ひ其外部は黒色に變ず故に之を貯ふるには常に水氣を帯びしむるに注意す、類似の植物にして本護謨を産するもの左の各種あり。

- (一)「グタ、シンガリツブ」又は「グタ、スンデ」(馬來語) 重にボルネオ島より産する護謨は本種なり、別名「マヌンガ、ブラウ」學名 (Willughbellia)
- (二)「シンガリツブ、イタム」(馬來語) 前者の稍々黒色を帯びたるものを云ふ。學名 (W. malabensis)
- (三)「マヌンガス、ゾヨ」(馬來語) 俗にボルネオ護謨と稱するものにして、最も高尚とす。學名 (Lanconotis Engenifolius)
- (四)「グタ、ランボン」(馬來語) 最も普通なる

ものにして學名 (Ficus Elastica)  
(五)「グタ、ジエロトン」多く夾雜品に用ゆ、下品なり。

**ダンマー護謨** 玷媽一名東洋玷媽 (Dannei) 南洋の商品に護謨「コーバル」と稱するは誤なり、眞の「コーバル、ゴム」は唯り亞非利加の産に屬し、新嘉坡市場の所謂「コーバル」とは「ダンマー」是れなり「ダンマー」とは蓋し馬來語の樹膠なる義にして其類四種あり、然れども市場の商品は左の二種に限る。

第一種は東印度「ダンマー」にして、南洋群島に産する「アンボン」松 (Damura Orientalis) なり、樹根往々膠粘の液を流出し、數日を経て凝固す。  
第二種は「ダンマー、バト」とす。樹膠の石「たる義にして樹膠の凝固せるもの、堅く其質石に似たるを以て此名あり、本品を産する樹は、半島に多産する「ダンマー、ラウ」、「ダンマー、マタクチン」、「ダンマー、メランテ」其他各種あり。玷媽塊

の帶色及び品位は、樹性に従ひ一樣ならず淡紅、黃、白、黒、褐色あり、塊の破砕面は玻璃様の光澤を帯び、松脂に類せる一種の香氣を放ち其質至つて脆し、普通の商品は細粒にして、一々之を色別し稍々大なる者は、外部の汚物を削り精選せしものにして支那人之を削清玷媽と名く主用は、洋漆、擬製こわく、各種の高貴品原料其下品は燒香用と爲す。

**安息香** 「カムニヤン」(馬來語) 一名護謨「ベンジヤミン」(Stryceno)  
本品は植物學上、薔果科に屬し、馬來語の「カムニヤン」と稱する喬木の樹脂を云ふ、此樹に又「カマナン」、「カミナン」、「カマヤン」、「マナン」、「ミナン」等の方言あり、産地は暹羅、馬來半島北部スマトラ島、バタック地方、ボルネオ、ブルネー地方にして、又之を各地に移植すべく、種子を蒔きしより七年にして樹脂の採集を始むべし。本品の上物は暹羅産を推し、之に次ぎてスマトラ安息



香、カルカッタ安息香等あり、主用は燒香料として印度人多く之を輸入し、製劑には化粧性洗滌水、皮膚病、薰蒸散、其他に之を用ゆ。

**紫梗** 又は紫御「アンバラシ」(馬來語)「スチックラック」英 (Stick Lac)

昆蟲「ラック」(Coccus Lacca)と稱する小動物の分泌せし樹脂性の聚胞體にして、此昆蟲が寄植する樹木は、印度地方に五十種以上ありと云ふ、紫梗の普通商品たるものは其形楕圓にして干葡萄の如く其質堅固、半透明にして深紅色を帯び破碎面に結晶状を呈す、品質は印度、ビルマ、暹羅、佛領交跡支那の産を賞し、半島、スマトラは劣等なりとす。主用は印度人は精工物を製するに用ゐ、歐洲への輸出は酒精製造、洋漆、「セメント」封蠟の製造用原料を目的とす。

**麒麟血** 又は血蝸「ジエレン」(馬來語)(Dragons Blood) 古來、麒麟血と稱し來りし深紅の顔料は、各種の

植物の樹膠にして、坊間の賣品には「ダンマー」を雜へたるもの多し、眞の麒麟血とは馬來語「ロタンジエレン」學名 (Calamus Draco)なる籐の一種にして、其熟果に附着する粒狀物より製出せし者を第一とす、其法果實を小籠中に碎き之を日乾し、或は湯に煮柔軟ならしめたるものを團子とし、之を椰子葉に包む。半島に在りてはペラ地方に産すれどもスマトラの東北部、シャンビーの産を可とす。同地の採集者は「クン」と稱する蕃人に

して馬來人は本品を彼等の手より物々交換す。本植物は林叢に野生するもの、外、未だ栽培せしを聞かず。效用は「バニシユ」製造用、及製藥用彩色とし、土人は深紅の染料を得。

**馬來樟腦** 「カボバロス」(馬來語)(Malay Camphor) 樟腦を産する植物は左の三種にして其品質價格に大差あり。

- 第一 臺灣樟腦 (Chinamomum Camphor)
- 第二 ボルネオ樟腦 (Dryobalanops Aromatica)

第三 馬來樟腦 (Blumea Balsamifera) Ngai Camphor

第一者は我國及支那の産にして第二者はボルネオ及びスマトラの一部に特産し、品質精良價格最も貴し、古來支那人は廣東、海南島の地方に精製し藥用に供したるものなり、又其發育の度第一者よりも遅くして其樹脂は樹幹の全部に存せず、往々固體又液體となりて老樹の窩中に馬來樟腦は其二者の間に位する「カボバロス」是なり。

「カボバロス」とは馬來語の樟腦なる義にして一説に曰く「バロス」はスマトラの西岸に「バロス」と名くる地方あり、其地同様の植物を産す、故に此言語起ると、而して本品は高さ十尺餘に長ずる一年草にして半島の荒野に天産する雜草なり、幹は毛茸を被り其軟葉は鋸形を爲し、橙黄色の小頭花を開く、發育及び培養は普通の雜草の如く最も健全容易にして乾燥の地に適し、英領デング地方には各所に叢生す。

白樹油 「カユボテ」(馬來語)又加耶布的油 (Cajuputi)

本品は植物學上、「メラリエカ、カジエフト」と稱する植物の葉を蒸餾し得たる中性稀薄の揮發油なり、通稱「カジプト」とは馬來語カユ(樹)ボテ(白)の訛傳にして「カユボテ」とは本植物の樹皮白色を帯ぶるより之を名く、産地はボルネオ、セレベスを第一とし「ポーロ」島の産は其名高し、葉は芳香佳快にして其形長尖なる恰も我國の川柳の葉に類し、油は淡黄色を帯び樟腦の如き竄透の香氣を有す、效用は刺戟、驅風、「リユーマチス」劑土人往之を皮膚に塗る。

**其他** 樹膠及び揮發油の原料は「ミニヤ、クローイン」(前述ダンマーの液體なるものにして「バルサム」性を帯びたる「バニシユ」及皮膚病劑)なり、或は「丁子、肉豆蔻、シトロネル」草、「スライ草」、「バチヨウリ」、「ニラム」、「カナシガ」、「イラン、イラン」等共に香水、香油、又石鹼製造用



に供すべきもの幾多あり。

第三 染料の部

半島所産の植物及貿易品中、染料として重なるものは

- 一、彩色柔皮用に甘蜜、カツチ、阿仙藥、檳榔膏、栲樹皮各種あり。
- 一、藍靛に二種あり。
- 一、黄色に、「アツカー」、「クニツ」、「藤黄」、「モンクードウ」其他あり。
- 一、赤色に、「血蠟」、「紫梗」、「蘇木」、「紅花」、「ホジャ」、「イナイ」等あり。

古來馬來人種、特に瓜哇人の如きは染物の技に長じ其彩色の華麗にして、永久不變なるを以て名あり、現今群島各地に行はる、染具は、其種最も多しと雖も、其效用の廣からざると、産額の大ならざるよりして、市場に出でざるもの大部を占む

**甘蜜** (馬來語) Gambir (Uncaria Gambir, Roxb) 學名

主用は柔皮、染糸、及藥劑等なり、製革用として其必要なるは膠皮に次ぎ「スマ」(南歐洲に産する植物)に劣らず、本品の柔皮に與ふる光澤は、其他の糝素を含有する染料の、決して及ばざるものなりと云ふ。又褐色染具としても廣く之を用ひる糸事業に缺く可らざるものなり。

本品を坊間「ガンビヤ」と稱するは誤れり「ガンビヤ」に非ずして「ガンビール」なり、又之を檳榔膏と譯するも正しからず。古來東印度地方の産にして、支那を經、本邦に輸入せし阿仙藥と稱するものに數種あり「ガンビール」阿仙藥、「カツチ」阿仙藥、檳榔阿仙藥等あり、又生産地の地名に従ひ「ベグ」阿仙藥、「コロンボ」阿仙藥等あり、共に多少の染具、及藥劑に供するも其品質大差あり、今本條の甘蜜は、植物學上、茜草科の亞科、規那科の「ウソカリヤ」、「ガンビール」なる蔓生灌木にして馬六甲、檳榔嶼沿岸の地方に特産し、其野生なるは蔓の如く喬木に寄り、圍生なる者は八尺より十尺に生長

し、一見灌木に異ならず。幹の直徑一「インチ」乃至三「インチ」其平滑にして細長なる枝は四方形を爲し、其薄き樹皮は淡紅褐色を帶ぶ。而して染料は本植物の葉皮幼枝を煎稠し、之を干製したるものなり。

**カツチ** 阿仙藥、「カテチユ」(印度語)カツチ(英)(Tern Japonica)學名

本品は植物學上、豈科 (Leguminosae) の分科、合歡科の喬木「アカシヤカテチユ」より製したる水製乾燥越幾斯にして、味は收斂性ありて稍々苦く、後微甘あり、「カテチユ」は印度語カテ(木)チユ(汁)乃ち樹液の意にして本植物未熟の果實及老樹を小片に截切し、之を土器に盛り火爐上に煎るを樟腦を製する如くし、其液汁を石灰中に投入し後之を干製したるものにて、其色暗褐色を帯び化學的組織は「ガンビール」と殆んど相等し。

(應用)藥用には慢性赤痢、膀胱加答兒、咽喉加答兒に内用し、又は瀉腸劑とし、或は痲疾に用ゆ。

柔皮染料として效用は一ポンドの量目にして膠の八ポンドに相當し、熟皮上最も有效なり、然れども其價格の廉且つ供給の大にして販路の廣きは「ガンビール」に及ばざる可し。

**檳榔膏** 「ピナン」(馬來語) (Betelnut)

檳榔膏は、棕櫚科の植物中最も美麗なるものとす、其果實より單寧性の越幾斯を製すること、前述阿仙藥の如くせしもの即ち檳榔膏なり、膏の柔皮及び染料たるの價值は、前二者に及ばず、故に海峽市場にありては本品を染料とするよりは、寧ろ印度人種の咀嚼用に多用し果實の儘を輸出す。回教國人は古來酒煙草等の外更に一種の興奮性咀嚼物を愛好し、地方之を「シレ」と名け「シレ」葉(胡椒科の植物)檳榔實の如き、收斂性の物を混じ、日常行用となすこと、猶嗜み烟草の如し。此目的にて培養さる、檳榔樹は地方有利植物の二たること椰子に劣らず。其培養も亦容易なりとす。

**栲樹皮** 「クリカユ」(馬來語) (Mangrove Bark)



南洋商品中染料栲樹皮即ち「マングローブ」皮と稱する者には植物學上、幾多別科異屬の植物を包括し、馬來語の「クリカユ」とは單に樹皮の義に過ぎざれば、其眞品を認むるに難し、現今の化學者は所謂栲樹林中、着色柔皮用に供すべきものは左の二種を以て最も好良なりとせり。

(イ)「テング」(馬來語)(*Carpops lanchouana*)

學名(ロ)「ニレ」(馬來語)(*Campy moluccana*)學名

何れも沿岸に叢生する樹木にして「テング」は各地に多産し、「ニレ」は砲丸の如き果實を生じ土人は之を下痢劑とす。共に其價格の「ガンビール」に比して廉なるを、其供給の大なるとは、近來大に靛皮家の注意を惹きたるが如し、馬來人は、「テング」「ニレ」其他單寧性を含蓄する樹木を總稱して「サマ」と稱へ、其樹皮を煮じて深江褐色の染具を製し、網具の類を染むるに用ゆ、支那人、又其皮汁を藍の下染に用ゐる來れり、然れども彼等は一栲樹中、其種類に従ひ、靛素の多少を含有するを辨せ

ず、又其製法の化學的ならざるより、往々其品質を劣等ならしめ、眞に「テング」及「ニレ」の重要を知らざるもの、如し、若しも彼等の間に行はる、鐵器を廢して、銅器に代へ、其製法を化學的ならしめば本品は有望の染料たるべし。其他の樹皮にして、同様の目的に供すべきものを左の諸種とす、各群島の林産なり。

(ハ)「サマ、プロ」(馬來語)(ニ)「クラツ」同上

(ホ)「バガ、アナ」同 (ヘ)「クリム」同

(ト)「サバノ」同 (チ)「サマライヤ」同

「藍靛」を分ちて左の二種とす。

(甲)「ニラ」(馬來語)「インジゴフェラ、チンク

トリヤ」(*Indigofera Tinctoria*) 學名

(乙)「タロム、アカ」(同)「マースデニヤ、チンク

タトリヤ」(*Marsdenia*) 學名。

藍は元馬來群島の産に非ず、爪哇人初め之を印度に得、其後各地に移植せしものなり、第一種「ニラ」は半島附近多く支那人の培養するものにして

僅かに殖民地内の需要に應ずるに過ぎずして未だ廣く海外に輸出せずと雖も、其製品に改良を施さば將來有望の農産物たるを疑はず。乙種「タロムアカ」は攀登植物なれども、園地培養さるゝものは、一見灌木の狀を爲す、其地味及培養の法は甲種「ニラ」と同じく支那人の説に由れば、其靛質は前者に優れりと、然れども現今其培養に着手するもの稀にして多くは半島山野に天産す。

アツカー、クニツ (馬來語)(*Fibraura Chloroleuca*) 學名。

半島南部瓜哇、スマトラ島の林中に野生する攀登植物にして馬來語「アツカー」は(根)、「クニツ」は「クニン」(色)より來りし語ならん、其草根より製する黄色染料は永久不變なりとす。

藤黃 「ガンボーシ」(英)(*Gamboge*)

歐人の本品を稱して「ガンボーシ」とするは、其產地カンボヂヤの地名なること、恰も我國にて南瓜を「カボチャ」と訛傳せしが如けん、本品を産する

は植物學上「ガニーニヤ」屬の喬木を傷け、其樹膠を乾涸せしものなり、半島には此法行はれざれども同屬の植物「マンゴスチン」の如き其果實に往黄色の津汁を被むるを見れば藤黃を得るに疑なからむ。

蘇木 「セバン」(馬來語)「サチャン」(瓜哇語)(*Sapum wood*)

群島に天産し又之を培養す、其品質は呂宋を推して群島第一とすれども、南米ブラジルの名産に若かずと云ふ、馬來人は其木片(樹心は丹紅色なり)を煮ること四五時間にして、「サロン」を染むるの華麗なる赤色染料を製し、支那人又好んで古來之を着色用とせり、呂宋産にして新嘉坡市場の本品は多く之を支那地方に輸出す、蘇木は之を種子より培養し其發育の健全なる殆んど地味の肥瘠に關せざるも就中水邊濕潤の土地に適すと云ふ。

紅花 「クスンバ」(馬來語)(*Safflower*) 本場は南歐洲にして古代埃及より印度に傳はれ



り、「クスンバ」なる語は梵語にして、印度地方より瓜哇に移種されしものならん、商品に「クスンバ」ジャワ「クスンバ」キリンあり、一は瓜哇の産にして他は南印度産なり、群島に在りてはバレー島の産を推す。紅汁は其果實より製せしものなりと。

【ノジャ】(馬來語) (Peristrophe tinctoria) 學名

本品は、蕒芳科の一年草にして、水邊の低地に多産し、其質健強、荊除の後直に新芽を發す、其葉を前述の「テンガ」樹皮と混合し、二時間の後、淡紅の染料を煮出す。其着色は不變を賞す。

【イナイ】(馬來語) (Henna-lawsonia inermis) 學名

本品は毛髪及爪等を染むるに用ゆ、染料は其葉を苞布とし、一夜の後赤色を得るにあり、方言「イナイバト」なるものは野生の風仙花より取りし同様の染料ならん、而して印度人は店頭に販賣する擬製珊瑚は獸骨を刻み、本品に類せし染具を用ゆるものなり。

【其他染料植物】「モンクードウ」樹根より淡褐色を得「ギラム、テカス」樹皮より土人の綱具を染むるの澁を得、「マンゴスチン」(芒果) 果實の外皮、及「カタバン」等を硫化鐵と共に用ひて暗褐色を得、支那人は「ツームニス」の樹皮よりして帆及綱具を染む。

第四、植物性纖維の部

群島植物の纖維にして、織布、綱具、刷毛、製紙原料の目的に供すべきもの左の十二種あり。

- 一、「カボック」樹綿 二、「ナ、ス」鳳梨
- 三、「ピサン」芭蕉各種 四、「ラミー」山芋
- 五、「ガバン」樹皮 六、「バグ」樹皮
- 七、「カラバ」椰子殻皮 八、「カボン」樹莖衣
- 九、「グルカ」桑樹樹 十、「テブス」山薑
- 十一、「ピナシ」檳榔莖衣 十二、「ラ、ン」草

【カボック】(馬來語) 樹綿又は絹綿 (Silk Cotton)

本品は白色光澤を有する絹絲狀毛にして弾力に富み纖維は長からざるも棉花又は獸毛に代用し特に

椅子張り用或は布團用に適す、其特性は驚くべき浮遊力を有し水中に於て其重量の二三十倍に達する物體を支へ而も彈力水性に富める故二箇月に涉り水中に浸潤するも尚ほ能く特性を維持す、故に一八八九年以來本品を以て救命囊製造用に供し、近年各國海軍及船舶業者は一般に效能を認むるに至り船艦用蒲團を製し救命器の用を兼ねしむるに至れり。左に瓜哇産カボック浮力試験の結果を示さん。

- 一、瓜哇カボック、浮力其重量の二十倍乃至三十倍
- 二、馴鹿毛 同 十一倍
- 三、コルク 同 六倍

即ちカボックの浮力はコルクに比し約五倍馴鹿毛に比し約二倍に當る、故に瓜哇産カボック二封度を有する蒲團又は救命囊の浮力は五十封度の重量を支ふるに足る。本品が弾力に富み布團類の内蔵用に適することは前述の如くなるが、今横三呎、

長六呎三分の一の寝臺下を製するに要する比較試験の結果は左の如し。

- 一、瓜哇カボック 一七、六封度乃至一九、八
- 二、馬毛 二六、四同 二八、六
- 三、海草 三三、〇同 三五、二
- 四、木刮 三三、〇同 三八、〇
- 五、アツブス草 二五、四同 二八、六
- 六、葎 二八、六同 八二、〇

【鳳梨】「ナ、ス」(馬來語) (Pine apple)

各地に培養す、新嘉坡附近にあつては地方食料とし、又罐詰となし、之を歐洲に輸出す、纖維採集業未だ大に興らずと雖ども其利益は纖維採集の有利に如かず、纖維の精良なる者は、其品質蠶絲に劣らず、其光澤強靱は亞麻の決して及ばざる所なり、呂宋諸島に於ては「ピナ」と稱する最良の布は此種の者なりと云ふ、ドクトル、ロイ氏曰く、此纖維を以て一條の索を作り其強力を試験せしにマドラス産は二百六十封度の重量を支へ、新嘉坡の



産は三百五十封度を支へしと。

**芭蕉** 「ピサン」(馬來語) (Pantain)

芭蕉に四十餘種あり、其の内果實の食用たるは、

「ピサン、マス」ピサン、ラジャ「ピサン、ウダン」

「ピサン、メジ」等にして其栽培は有利なり。織

維の目的には布を織り、綱貝を編むものは、各種

あれど半島には其業未だ盛ならず。

「アバカ」(呂宋語) 一名呂宋大麻はヒリツピン諸

島及モロツコの産を推す。麻は芭蕉の幹中に存す

る纖維にして、其果實は食用たるべからず。「アバ

カ」の培養は五十方「ヤル」の地域に殆んど千本を

植ゆ可く、幹の丈十三尺に長ずるを常とす、生長

の後之を切斷し、其幹皮を離別す、(大概一本にし

て十數皮を重ね)線の精細なるは毛髪の如く各種

の布を織り其外部の皮中に存する粗大なる者は綱

貝を製し、「マニラ、ヘム」として諸國に輸入さる、

なり。

「ピサン、カロ」(馬來語)は野生芭蕉の一種にし

て半島の山野に天産しセラソール、ペラの新聞

聖地には蔭影樹として栽培せし者を見る、同地方

のマーケットに繩代用品たる芋莖の如き者は、此

種の芭蕉幹皮を日干せし者にて極て強力、索繩を

編み草鞋を作るべし。其纖維の手製せし者を見る

に干製物より取りし者は稍淡黄色にして生葉より

せし者は純白にして我國の麻の如く織布の原料に

十分價値ありとす。唯だ其製法の困難なるより未

だ世人の注意を惹くと鳳梨の如くならざるなり。

**ラミー** (馬來語)山芋 (Draha Estivans) 學名

馬來人は通常「ラミン」と發音するが如し、尋麻の

一屬にして、群島各地に野生し、支那人、印度人

は其樹皮の纖維より布を織り、馬來人は極めて精

良の縫糸及釣糸を製し其根は食料たり。

**椰子實纖維** 「タリ、カラバ」(馬來語)

椰子實を日干し、其果肉を採集する際、外皮を削

刮す。皮肉は粗大なる纖維を以て組織し、其色淡

黄なり、線の長さ七八寸、地方之を繩に編み、船

貝となし、又履、擦蓆、蒲團綿代用、其他に供し  
土人經濟品の一なり。本品の索繩として呂宋麻及  
棕櫚に勝るは克く水に浮み鹹水に耐へ其質極めて  
強靱なるにあり。故に船舶用索繩は本品を以て第  
一とす。

**カボン** 莖衣 (Arenga Saccharifera) 學名

棕櫚屬の一種にして、外見椰子より幹高からず、

其莖葉共に粗大なり、半島、爪哇、スマトラに多

産し其效用は椰子に次ぐ、酒精、砂糖、澱粉を作

り、果實よりは一種の菓子を製すべし、土人は又

其外皮に含む毒汁を矢に塗り戦具に供せり、本植

物の莖衣の大なる者は一見熊皮の如く悉く黒色の

纖維を以て織成す、而して其織緯は之を三等に區

別し其大なる者は莖の外部に附着する骨子にして

古來馬來人之を削りて筆又は吹矢の筒と爲せり。

其質脆く效用廣からず、其線の小なる者を「タリ

イジョウ」と稱し、索繩を編み、地方に販賣する

こと亦我國の棕櫚繩の如し、英人バルケレー氏の

説に曰く其中間に位する纖維は汽鐵掃除用刷毛に  
適せりと、然るに歐洲の刷毛製造者は南米「ピヤ  
サバ」棕櫚を其原料品と爲し來りしが、製造業者  
は常に供給の不足を歎ずれば本條の「カボン」にし  
て其目的に適するを得ば洪大の販路を開くべし。

**グルカ** (馬來語)桑椹樹 (Broussonetia papyrifera)

學名。

**テボス** 同 山薑 (Solimanina) 學名

**オベピナン** 同 檳榔樹莖衣 (Betelnuts sheaths) 英語

**ラ、ン** 草 同 雜草の一種 (Impatiens cylindrica)

學名。

以上の四品は製紙原料として望あり、紙輸入前の

馬來人は「ロンター」と稱する一種の棕櫚葉を紙

に代用し、針の如き者を用ひて其枯葉を刺し字形

を切して記録とせり、(今此種の遺物多くは「コー

ラン」の典籍にあり)樹皮より紙を製するは單に

瓜哇人に限るが如し、第一「グルカ」は各地に野生

し、山薑の原料品たるべしとは最近歐人の説にて



其法枯葉を一二寸づ、刻み苛性曹達を混じて之を煮、後石臼の類にて碎き扁平なる半製品となすにあり、第二「テボス」山蓋は各地の叢林に野生し、幹長六七尺十四五尺に達すと。又幹は白湯に煮黄色の索繩原料を得。第三檳樹の圓錐狀花を外被する部分を莖衣とす、今之を切斷し湯中に煮ること前品の如くせば最も強力の紙原料を得べし、本品は普通各種の食物を包むに用ゆること我竹皮の如く、支那人は靴の裏底を製するに用ゆ、然れども未だ供給大ならず。第四「ラ、ン」草は伐林後の園地に野生し其發育の速なると多量なるとは我國の「ちかや」の如し、農家は本植物の地味を害することを恐る、大なり、土人多くは之を刈りて屋を葺き或は之を焼きて肥料となし、支那人は其根莖を掘りて藥種を得、又其穂を摘みて綿に代用す、然れども未だ製紙の原料たるを知らず。ジョン、フインシャル氏初めて之を試むること山蓋の如くし、繩及紙を得べしと斷定し、元新嘉坡植物園長

も亦之を試みて好結果を得たりと。  
 其他 纖維を産するものは「ガパン」、「バク」樹皮「ラヤ」草、「アントイ」樹皮、「トラップ」樹皮あり、ボギス、瓜哇人等は「カド」と名くる木皮より纖維を採集すと云ふ。

第五 材木の部

群島、佳樹、珍木の商品たるもの沈香、降香、蘇木、檀香木等を主とし、又左の良材あり。  
 一、カユ、アラン、烏木、黒色を帯び光澤あり、半島、ボルネオの産はセイロン、モーリヤスに比すれば劣れり。  
 二、ロンガス、丹褐色を帯び木紋美なり、器具を造る、樹皮は毒汁を含み、人之に觸るれば腫物を生ず。  
 三、カユ、カムニン、山地に生ず大約五種あり、根大扁平、刀鋸の鞘を作る、「サロン、カリス」是なり、虎紋華麗なり。  
 四、ニボン、棕櫚の一種、效用廣し、古來我國の

檳榔柱とせしはこの種ならん。眞の檳榔は柔軟なり、土人は柱、橋板、樹心を穿ちて水管を作る器具用として美麗堅牢（鐵竹）の名を與ふべし。  
 五、ジャチ、チーク樹の馬來語、北部暹領に産す交通不便の爲め市場に出づる稀なり。  
 六、ダマーラウ、樹脂に富み、堅牢久きに耐へ水に浮まず、半島木材中の高貴なる者、地下百年腐朽の要なく、巾一尺長數十尺の大梁を得べし別名（鐵木）  
 七、トムヌー、樹脂多し、耐久、前者よりも歪むを常とす、樹心あり方五寸以上一尺の桁を得、此木地下百年を支ふ。  
 八、テンピラス、一名「カビニ」頑強、鐵木の一也尤も屋材に適す、色は淡赤稍黄を帯ぶ。  
 九、ピンタン、コル、大木なり、帆橋架を作る、水に浮みて堅く船材に必要なもの也。  
 十、ミラボウ、卓子板、椅子、及小舟を作る、耐

久、同種にして「ミラポイイタム」、「ミラボウダラ」、「ミラポレンコン」あり。  
 十一、チンギー、喬木砂地に産し、周圍十八尺乃至二十五尺鹹水に耐へ、水に浮ぶ。船材。  
 十二、ロサア、喬木、樹心三分二は丹色なり、幹の直徑尺八、橈楫を作る。  
 十三、スライヤ及メランチ、河岸に多産す、白、赤黒三種なり、板料の普通なるもの、其質我杉の如し。  
 十四、克蘭ジ、良材、水に洗ひ、支那人は帆橋櫓子を造り、馬來人は梁とす、耐久は「テンビニス」、「トムヌー」に及ばず、上海に輸出多し。  
 十五、ムータブス、産色を帯ぶ堅材の一、槍銃銃丁装用、其大なるは桁とす、ペラ、トロノーに多産す。  
 十六、ツムバン、喬木なり、黄色を帯す、建築材として「テンピニス」に次々の良材なり。  
 十七、カユ、タムバンブシ、鐵木の一、建築土木用の堅材。



- 十八、ギユム、土人は此木を最上の船材と信ぜり堅牢にして重く耐久、且つ海蝕の患なし。
- 十九、イベル、大木、赤色土木、屋材となす、造船用板材として「チーク」「ミラボー」に劣らず。
- 二十、カトン、大木、造船用高地に産し、卓子用板に適す。
- 二十一、カユクイクム、大木、強堅、舟板材なり水に沈む。
- 二十二、カユ、ラウ、黄色を帯ぶ泥地に産す、雨露に曝して十年を支ふ可し、土人柱標を作る。
- 二十三、マダン、リバーダウン、屋材、白色にして其葉は白し。
- 二十四、ギラムチクス、幹大ならず、褐色、堅牢屋材用にして其樹皮は染料たり。
- 二十五、ブヌウ、大木、酸味の果を生じ柱及小舟を作る。
- 二十六、ピタリン、建築用材。
- 二十七、ツームウス、栲樹叢中に生ず、桁を作る

- 二十八、ヌンカビビ、耐久、樹の最軽なるもの高地に産し、柱材として土中に朽ちず、克く水に浮ぶ。
  - 二十九、チエンボダ、アヤ、大木にして水澤に産し、水に沈む、黄色にして舟を作る、樹皮は堅くして曲り壁面を覆ふに適す尙杉皮の如し。
  - 三十、其他「カムベナー」「カユ、ブンガ」「カユ、チヤ」「カユ、シンガム」等大略五十種を超ゆ。
- 【藤】「ロタン」(馬來語)(Rattan)(英)  
山林に野生す、未だ人工を用ゐて培養を見ず、藤は林産有利品の一にして産地はボルネオを最高額とし、市場ボンテアナ、バレンバン藤名あり、而して其種類は殆んど三十を超ゆ、最小なるは筆大の蔓生より、竹の如く直立するあり、均しく棕櫚科の植物にして左記十五種を商品の普通なるものとす。

一、ロタン、サマンブ、性堅く幹大、兩節の間長

- し世にマラカ枝と稱する上品にして多額を輸出す、其下等なるは籠及寝椅子骨子と爲す。
- 二、ロタン、マノウ。三、ロタン、ツト、共に籐杖を作るべし。
- 四、ロタン、セガ。五、ロタン、テガ、セガ、椅子底を作る、「テガ」「セガ」には三方面あり。
- 六、ロタン、シンテ。七、ロタン、カワ。八、ロタン、サバ船用索繩を編む、「シンニー」白色にして美なり、且其幹の細長強力なるを賞す。
- 九、ロタン、ダンナン、其幹長大、蓋し籐中の巨大なるものなるべし。

- 十、ロタン、タワ、河岸に産し、擘幹は、鈎形の卷鬚を被る。
- 十一、ロタン、シエーマン、染料麒麟血を産する籐なり。
- 十二、ロタン、バーバン、地上に匍匐する蔓生籐なり、「ロタン、カワ」と等しく索繩用なり。
- 十三、ロタン、ウダン、土人は其幹心を穿ちて、毒矢を放つ吹筒と爲す。
- 十四、ロタン、サラ。十五、ロタンピン、前者は馬來人其實を食ひ「ピニ」の葉は一種の毒汁を含む。

◎椰子栽培の利益  
椰子樹の栽培も亦利益少からず然れども收益はゴム樹に及ばざるも土地の選擇を要すること少きを以て廣く之が培植をなし得るの利あり椰子は一英反に付約五六十本の培植を適當とす而して植付後七ヶ年を経過すれば一本の價約十圓となり、一本より、約一圓の純益を得べし而して椰子樹植附後收穫を見る迄の費用は一本に付約五十圓乃至一圓と見積る時は十分なり、故に一萬圓の資金を以て椰子樹一萬本を培植する時は七年の後は其價格十萬圓となり、毎年一萬圓の利益を収むるを得べし。



### 第四抄 南洋貿易企業關

#### 係法規 附、海外渡航

##### 者心得

#### 第一 蘭領東印度入國令

千九百十六年二月四日爪哇官報、千九百十六年法令第四十七號

(本令に抵触する従來の諸規則は總て其效力を失ふ)

第一條 (一)左に掲ぐる者は總督の指定する港に限り其上陸を許す

(イ)和蘭人にして其兩親共に蘭領印度に定住せざる者又は蘭領東印度に定住せざる和蘭人

(ロ)蘭領東印度に定住せざる外人

(ニ)上陸せんとする者は本令施行のため總督の指定せる上陸官より上陸許可證を受くべし

(三)總督の定むる特別の條件に適合するにあらざれば左に掲ぐる者に對し上陸許可證を下付することを不得

癩癧、白癩又は社會生活上危險の虞ある者、傳染病者又は

體格上困難に陥る虞ある者  
(四)前項の規定は本令に據り下付せられたる入國許可證の正當所有者には之れを適用せず

第二條 船客を運搬する船長は左の義務を有す

(イ)船舶が第一條に掲げたる港に到着したるときは直に其港に上陸すべき船客名簿に署名して之れを上陸官に差出すべし

(ロ)第一條の規定に該當する船客をして上陸許可證を携帯せずして上陸せしむべからざる

第三條 (一)上陸許可證は船内に於て發給し其手数料蘭貨二十五盾を納付せしむ但し入國を拒絶せられたる者には手数料を還付す右許可證は上陸を許可せられたる者の妻及未成年の子に對しても效力を有す

(二)和蘭臣民には第一項の手数料を免す

(三)到着後一定の期間内に(總督の定むる)蘭領東印度 退去する者は第一項に規定せる手数料の還付を要求することを不得

第四條 (一)上陸許可證は上陸官に於て別に取扱を定めたる場合を除き上陸後直ちに總督の任命せる移民官に差出し入國許可證と引換ふべし

(二)入國許可證は第一條第三項に掲ぐる者の 外尙左に掲ぐる者には之れを下付せず  
賣淫を目的とする者

外國に於て犯罪人引渡條約に基き引渡さるべき犯罪の宣告を受けたる者

蘭領東印度に於て住居を拒絶せられたる者

自己及家族の生計を支持すること疑はしき者公安及秩序に危險ありと認定したる者

(三)土人の經濟的利益に害ありと認めらるる者の入國は總督の規定する特別の條件の下に之れを許可し又は單純に之れを拒絶することを得

(四)本條第一項の引換に際し本人の妻及未成年の子も亦各許可證を受く

第五條 (一)總督の指定せる船主又は汽船會社に屬する船舶の二等船客に下付せられたる上陸許可證は同時に入國許可證の效力を有し但し右許可證に其旨を記入すべし

(二)上陸官若し第四條第二、三項の規定に據り該船客の入國を拒絶すべしと認定したるときは前項の規定は其效力を失ふ

第六條 (一)入國許可證の正當所有者は交通及居住規則に準據し二年間蘭領東印度に在留することを得但し第十二條の規定の適用を妨げず

(二)前項の期間は本人の願により其居住地所轄州長官に於て各々一年を超えざる期間二回之れを延長することを不得

(三)延期は許可證に其旨を裏書することを要す

第七條 (一)移民委員の決定に對しては其地の州長官に對し八日

南洋貿易企業關係法規

以内に不服の申立を爲すことを得

(二)不服の申立は右委員を経由すべく當該委員は本人の拘留せられざる場合には州長官の決定に據り假入國許可證を發給すべし

第八條 不服の申立にして理由ありと認めるときは假入國許可證と引換に本入國許可證を交付し又は單純に之れを下付す不服の申立を理由なしと認め又は所定の期間内に不服の申立を爲さざるときは州長官は書面を以て蘭領東印度より本人の退去を命ず

第九條 (一)第一條第一項に掲げたるものにして有效なる入國許可證若しくは假入國許可證を所有せずして蘭領東印度内に滞在する者は本人居住地の州長官より出頭を命じ第四條に據り許可證を下付せざる者を除き入國許可證を發給す

(二)前項入國許可證發給に對しては有效なる上陸許可證を有する者は蘭貨二十五盾然らざる者は同五十盾を納付せしむ但し右は家長に對し發給する許可證に對してのみ徴收す

(三)適法に入國を許可せられたる者にして許可證を失ひたる旨を説明し所轄長官に於て理由ありと認めたる者に對しては手数料を徴することなく許可證の副本を交付す

(四)地方長官の決定に不服あるときは八日以内に本人居住地の州長官に申立つべく該長官は其理由を審議決定す

(五)右不服の申立にして理由ありと認めるときは入國許可證を發給す



不服の申立却下せらるゝ又は所定の期間内に不服の申立を爲さざるときは本人居住地の州長官は書面を以て本人に蘭領東印度より退去を命ず

右州長官は本人の請求により退去準備のため猶豫期間を與ふ

第十條 (一)第四條、第五條、第八條及第九條に據り入國を許可せられたる者にして公安及秩序に害ありと認めらるゝ者に對しては總督は入國許可證を取上げ且つ蘭領東印度より退去を命ず

(二)退去準備のため本人より猶豫期間を請求することを得

第十一條 (一)瓜哇及マゾーラに居住する者にして蘭領東印度永

住の許可を得んとする者は入國許可證を添附し本人の居住地州

長官を経て總督宛捺印せる願書を差出すべし

瓜哇、マゾーラ以外に住する者は其居住地所轄地方長官を経て州長官に同様願書を差出すべし

(二)願書を差達する當該長官は入國許可證に其事實を記入し之

れを出願人に返付す出願人は永住證を受くるときは入國許可

證を該長官に返納すべし

(三)願書に對する許否の決定あるまで出願人は第九條第一項の

權利を保有す

第十二條 (一)公安及秩序のため及出願人が自己及家族の生計を

相當に維持する能力なしと認めらるゝとき又は入國許可證後利の

宣告を受けたるときは永住許可證を下付せざることあるべし

(二)永住許可證の下付を拒絶したるときは其理由を記載し同時

に出願人に對し蘭領東印度より退去を命ずべし

(三)第十條第二項は此場合に準用す

第十三條 入國許可證又は永住許可證の下付を拒絶せられたる者

又は之れを取上げられたる者は其居住地の地方長官之れに監視

を附し又は留置することを得

第十四條 (一)第二條の規定に違反するときは各一人に付蘭貨百

盾の罰金を課す

(二)前項の罰金は前項の旅客を輸送せる船舶より之れを徴収す

ることを得

第十五條 (一)本條例に基き蘭領東印度より退去を命ぜられたる

者にして入國許可證又は有效なる假入國許可證を正當に所有せ

ずして滞在するときは蘭貨百盾以下の罰金又は三ヶ月以下の禁

錮(歐洲人の場合)又は懲役(土人の場合)に處す

(二)前項は千九百十一年法令第三百三十八號又は千九百十三年

法令第四百五十四號に基き蘭領東印度より退去を命ぜられた

る者にして有效なる入國許可證又は假入國許可證を正當に所

有せずして滞在する場合に適用す

(三)前二條の場合には刑の執行後蘭領東印度より退去を命ず

第十六條 前條は他人の入國許可證又は永住許可證を使用したる

ものに之れを準用す

第十七條 本令の規定は之れを左記の者に適用す

イ、政府より派遣せられたる者及家族

を取上ぐることを得總督は入國許可證を取上げたる者に對し

ては書面を以て蘭領東印度より退去を命ず

(三)第六條第二項及第三項は前項の期間に之れを適用す

第二條 第三條の規程を除き第九條の規程は左に掲ぐる者に之れ

を適用す

第一條第一項に掲げたる者にして本令施行前より蘭領東印度に

在留し且つ其後有效なる入國許可證を所有せざる者此場合には

第九條第一項に基き發給する入國許可證に對して蘭貨二十五盾

を納付すべし

第三條 (一)第九條は左記の者に適用せず

イ、本令施行の際オ州プラウ、トウサエ區に居住し尙引續

き居住する者

ロ、第二十條第二項に該當せざるものにして本令施行前千八

百九十二年法令第三十八號に據り入國許可證を要せざる者

がスマトラ東岸州に引續き居住を有するとき

(二)本人の希望により第四條に據り入國許可證の下付を受くる

ことを得

(三)若し入國許可證の下付を受けざるときは第十八條に基き蘭

領東印度より退去を命ぜらるることあるべし

(四)第十條第二項及第十八條第二項は前項の場合に之れを適用

暫行章程

第一條 (一)本令の施行前和蘭人及外國人入國に關する規程に基

き有效なる入國許可證を有する者には第一條第一項及第二項を

適用せず

(二)右入國許可證は當該規程に定めたる期間本令に基き入國許

可證と同一なる效力を有し且つ同様の理由及方法を以て之れ



- (一) 本令は之れを入國令と稱す  
施行期日は總督之れを定む
  - (二) 本令はタンジョンピナン及リンガの兩區及スマトラ沿岸外に位するリオ州カモモン區に於ける外國亞細亞人には適用せざ
  - (三) 前項に掲げたる地方に於ける外國亞細亞人の入國及永住規則は必要に應じて總督之れを定む
- 總督は又本令の施行前上記以外の蘭領東印度に住する外國亞細亞人の入國に關し以外に別項を設くることを得

### 第二 蘭領東印度入國及居住

#### 規則

##### (備考)

蘭領東印度は瓜哇マゾラ島と外領とに區別して行政規則もまた同じからず。外領とはスマトラ、蘭領ボルネオ、セレベス、蘭領ニウギニヤ等を首として、數百の蘭領諸島嶼を稱し、何れも未開地にて、人口頗る稀薄なるも其れと反對に、瓜哇マゾラ島は、人文日に開けて人口も頗る密なれば其の行政規程同一ならざるは當然なり。また其等の各地に入國する住民も(一)蘭國人又は歐洲人及其對等者と(二)土人及其他の亞細亞人との二種に區別し兩者其取扱を異にす。日本人は明治三十年九月東京に於て發布せられたる日蘭新通商航海條約に依り歐洲人と同等の待遇を受け其の入國及居住に關しては一八七二年總督府令三十八號の規程を準用せらる。次の規程乃ち其れなり。

#### A 歐洲人及對等者入國居住規則

(一七七二年蘭領東印度總督府令第三八號)

第一條 蘭領東印度ニ到着スル蘭國人其他ノ歐洲人及其對等者ハ到着後三日以内ニ其到着地ヲ管轄スル地方廳ニ國籍姓名年齢出發地及旅行ノ目的ヲ届出デ入國許可證ヲ申請スベシ入國許可證

南洋貿易金業關係法規

ノ有効期限ハ六箇月以内トシ其期限ハ延長スルコトヲ得其届出ヲ怠ルトキハ其日數ニ應ジ每一日蘭貨五盾ノ割ヲ以テ科料ニ處ス但シ其最高額ヲ蘭貨一百盾トス

第二條 入國許可證ノ所有者ハ許可ノ期間各開港場又ハ許可證ニ明記セル地方ニ滞在居住スルトヲ得、而シテ若シ許可證ニ明示セザル地方ニ滞在スルトヲ發見シタルトキハ其地方官ハ許可證ヲ取上グベシ

第三條 第一條ニ記載スル國民ハ一定ノ期間蘭領東印度諸島或ハ其許可證ニ記載セル地方ヲ旅行スルコトヲ得、一州内ノ旅行ハ其地方廳ニテ下付シ數州ニ互ルトキハ總督ノ許可ヲ要ス而シテ總督ニ對スル申請ハ必ラズ到着地ノ地方廳ヲ經由スベク總督及地方官ハ公安ノ爲メ其地方ノ旅行ヲ危險ト認ムルトキハ之ヲ許可セザルコトアルベシ

總督ノ許可ヲ受ケ瓜哇及「マゾラ」島以外ノ領土



ヲ旅行スルトキハ其外領土ノ到着港ヲ管轄スル地方官ニ其許可證ヲ示シ其査照ヲ受クベシ  
 總督又ハ地方廳ニ於テ入國許可證ニ記載セル條項ニ違反スルカ又ハ前項ノ手續ヲ爲サザリシト認ムルトキハ其許可ヲ取消スルコトアルベシ  
 總督ノ下付セル許可證ヲ携帶シ瓜哇及「マヅラ」島以外ノ地方ニ旅行シ又ハ居住セントスルトキハ地方官ニ於テ公安ノ爲メ又ハ本人ニ危害ヲ及ボスベキ恐レアリト認ムルトキハ其期間其許可ノ效力ヲ停止セシムルコトアルベシ又必要ト認ムルトキハ總督ノ訓令ヲ得テ安全ノ地點ニ滞在ヲ許スコトアルベシ

第四條 蘭領東印度ニ於テ瓜哇及「マヅラ」島ニ居住セントスルモノハ總督ノ許可ヲ得ベク其他ノ領土ニアリテハ其到着地ノ地方官ヲ經由シ其地方ヲ總轄スル最高地方官ノ許可ヲ受クベシ  
 右申請ハ勞力又ハ其他ノ方法ニ依ル其生活ニ差支ナキコトヲ要ス

當該官廳ニ於テ其申請ヲ許可セザルトキハ其願末ヲ總督ニ申報シ總督ハ之ヲ殖民大臣ニ報告スベシ

第五條 蘭領東印度ノ住民ニ非ズシテ入國許可證ヲ携帶セズ旅行スルカ或ハ入國ノ許可ヲ取消サレタル者ハ書面ヲ以テ所定ノ期間内ニ蘭領東印度ヨリ退去ヲ命ズルコトアルベシ而シテ退去ヲ命ゼラレタル者ニシテ期間ヲ經過スルモ尙ホ退去セザルトキハ警察官ヲシテ其退去ヲ強制シ其費用ハ退去者ノ負擔トス

第六條 退去命令ハ地方官ニ於テ本人ヲ召喚シ取調ヲ爲シタル後ニアラザレバ施行スルコトヲ得ズ其口供ハ調書ト爲シ若シ本人出頭セザルトキハ其事實ヲ退去命令書ニ附記シ其一件書類ハ總督ニ送附スベシ  
 退去命令ニ接シタル後一ヶ月内ニ地方官ヲ經由シ總督ノ救済ヲ求ムルコトヲ得地方官ハ總督宛ノ請願書ヲ受付ケタルトキハ何分ノ訓令ニ接ス

ル迄其命令ノ施行ヲ猶豫ス

第七條 左記ノ者ハ入國許可證ナクトモ入國ヲ許ス

- (一) 官吏トシテ蘭領東印度ニ派遣セラレタル者
  - (二) 蘭領東印度ニ出生セル者
  - (三) 夫ニ伴フ婦女及本領土ニ住スル夫ノ家ニ赴ク婦女
  - (四) 父母又ハ其保護者ニ隨伴スル幼者又ハ本領土ニ住スル父母又ハ保護者ノ許ニ赴ク幼者
- 總督又ハ知事(外部領地)ノ任命セル者ハ蘭領東印度ニ永住權ヲ得タル者ト看做ス  
 前各項ニ記載セル資格ヲ有スル者ハ到着地ノ地方官ニ其資格ヲ通知シ其届出ヲ爲シタル證明書ヲ受クルニ於テハ同一ノ效力ヲ有ス  
 婦人ニシテ其兩親又ハ男兒又ハ兄弟ヲ同伴スル者ハ第四條第一項ヲ免除ス  
 第八條 蘭領東印度ニ居住又ハ永住ノ許可ヲ得タル者及前條ノ規定ニ依リ其許可ヲ要セザル者ハ當

南洋貿易企業關係法規

領土内ニ自由ニ居住スルコトヲ得

但土人自治州ニ於テハ特ニ定メタル規定ニ依ルベシ

**B 瓜哇及マヅラ島入國條例**

(一九一二年二月蘭領東印度總督府令第一三八號)

第一條 左ニ記載セル國民ノ上陸及入國ハ規則ノ定ムル所ニ依ル

- 一、蘭領東印度外ニ住スル和蘭人ノ子孫ニシテ蘭領東印度ノ住民ニ非ザル者
  - 二、蘭領東印度住民ニ非ザル諸外國人ハ「タンジョン、ブリヨク」(パタビヤ新港)「スマラン」及「スラバヤ」ノ三港ニ限り其上陸ヲ許可ス
- 前項ニ該當スル者ハ其下船上陸前ニ總督ノ指定セル官吏ノ上陸許可證ヲ受クベシ  
 前項ノ規則ニ依リ已ニ入國免狀ヲ有スル者ノ下船上陸ニハ適用セズ  
 總督ハ其除外例ヲ設クルコトヲ得



第二條 船客ヲ輸送スル船舶ノ船長ハ左ノ規定ヲ遵守スベシ

- 一、着船後直ニ船客名及其目的地ヲ記載セル船客名簿ヲ作製シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ
- 二、前條ニ規定セル船客ヲシテ上陸許可證ヲ携帶セズシテ下船上陸セシム可ラズ船客名簿ノ書式ハ總督之ヲ定ム

第三條 上陸許可證ハ船内ニ於テ之ヲ發給シ一名毎ニ蘭貨二十五盾ヲ支拂ハシメ若シ其所有者ニシテ入國ヲ拒絕セラレタルトキハ其金額ヲ還付ス但シ上陸許可證ハ其妻子ヲ包含スルモノトス和蘭人ニハ上陸免許料ヲ課セズ

總督ノ定ムル期間内ニ蘭領東印度ヨリ退去スルモノハ納付濟ノ上陸免許料ノ還付ヲ求ムルコトヲ得

第四條 上陸許可證ハ三日以内ニ總督ノ任命セル特別委員ノ許ニ送り入國免狀ト交換スベシ

上陸許可證ヲ下付セザル場合

- 一、瘋癲又ハ傳染性ノ疾患ヲ有スル者ニシテ公安ヲ害スル虞アル者若クハ入國後間モナク救助ヲ要スベキモノ
- 二、淫賣婦又ハ淫賣ニヨリテ生活スル者
- 三、犯罪人引渡條約ニ規定セル刑ノ宣告ヲ受ケ將來其條約國ニ引渡スベキ犯罪者
- 四、當領内ニ於テ曩ニ居住ヲ禁ゼラレタルコトアル者

上陸許可證下付ヲ拒絕スルコトアル場合

- 一、自活ノ能力ナシト認メタル者
- 二、公安又ハ秩序維持ノ爲メ必要ト認メタル者
- 土人ノ經營狀態ヲ擾亂スベキ虞アル者ニ關シテハ別ニ總督ノ定ムル所ニ依リ其下付ヲ拒ムコトヲ得

本條第一項ニ記載セル入國免狀ハ妻子ヲ分チ一名毎ニ其免狀ヲ發給ス

第五條 第十條ノ規定ニ拘ラズ此免狀ノ正當所有者ハ營業又ハ居住ノ爲メ二ヶ年間爪哇及「マツ

ラ」島ニ居住スルコトヲ得

前記二島以外ノ地ニアリテハ本免狀ハ蘭領東印度ニ施行セラル、入國居住規則ニ依リ許可證ヲ得タル場合ト同一ノ效力ヲ有スベシ

第一項ニ規定セル期限ハ本人ノ望ミニ依リ其居住地ヲ管轄スル州政廳ニ於テ各一年宛二回延期スルコトヲ得

延期ハ裏書ニ依リ效力ヲ生ズ

第六條 入國免狀ノ下付ヲ拒絕セラレタル者ハ八日以内ニ其下船地ヲ管轄スル州政廳ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得

不服ノ申立ハ第四條第一項ニ記載セル當該吏員ノ手ヲ通過スベク當該吏員ニ於テ之ヲ受理シタルトキハ其決定マデ假入國免狀ヲ發給スベシ

第七條 不服ノ申立ニシテ理由アリト認ムルトキハ假入國免狀ヲ本免狀ト交換スベシ

州政廳ニ於テ不服ノ申立ヲ理由ナシト認メタルトキ又ハ本人ニ於テ其申立ヲ爲サズシテ尙當領

土内ニ存在スルトキハ第六條第一項ニ記載セル

地方官ハ書面ヲ以テ退去ヲ命ズ

退去ヲ命ゼラレタル者ハ其出發迄地方廳ニ留置シ或ハ警察官ヲシテ監守ノ任ニ當ラシムルコトアルベシ

第八條 第一項ニ該當スルモノニシテ地方官ノ求ニ應ジ爪哇又ハ「マツラ」島ニアリテ入國免狀又ハ之ニ代ハルベキ書類ヲ提供スルコト能ハザルトキハ其居住地ヲ管轄スル地方廳ニ於テ第四條ノ理由ニ依リ入國免狀ノ交付ヲ拒絕セラレタル場合ヲ除キ之ニ入國免狀ヲ交付ス

前項ノ場合ニ於テ上陸許可證ノ所有者ハ蘭貨二十五盾又上陸許可證ヲ有セザルモノハ蘭貨五十盾ノ手数料ヲ徵シ入國免狀ヲ下付ス但シ妻子ヲ携帶セル者ハ此限リニアラズ

前項ノ場合若シ本人ニ於テ其入國ハ適法ニ許可セラレタルモ目下其許可證ヲ有セザル理由ヲ申立テ正當ト認ムルトキハ無手数料ニテ入國免狀



ヲ交付スベシ當該地方廳ニ於テ入國免狀ノ交付ヲ拒ミタルトキハ理由ヲ具シ八日以内ニ其地方ヲ管轄スル州政廳ニ上訴スルコトヲ得

本規則第一條第一項ニ該當セザル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ居住地ノ地方官ニ於テ審問ヲ受ケタル後十四日以内ニ其地方ヲ管轄スル地方裁判所ニ訴願ヲ提出スルコトヲ得而シテ其訴願ヲ受ケタル地方裁判所ハ檢事立會ノ上其事件ヲ審理シ判決ノ結果ヲ其地方廳ニ通知ス訴願提出者ニハ其判決ヲ受クル迄退去命令ヲ施行スルコトヲ得ズ

入國免狀ノ下付ヲ拒ミタルトキハ本人ノ居住スル州政廳ハ書面ヲ以テ本人ニ蘭領東印度ヨリ退去スベキコトヲ命ズ但シ本人ノ希望ニ依リ家事ノ整理ヲ爲スタメニハ必要ナル猶豫期限ヲ與ヘ期限後ハ直ニ第一條ニ記載セル最近ノ港ニ送リ其地方ヲ管轄スル州政廳ニ於テ其出發迄之ヲ留置シ或ハ警察官ヲシテ其監守ヲ爲サシムルコト

アルベシ

第九條 蘭領東印度住民權ヲ得ントスル者ハ總督宛ノ願書ヲ認メ之ニ入國免狀ヲ添ヘ居住地ヲ管轄スル州政廳ヲ經テ總督ニ申請スベシ

州政廳ハ入國免狀ニ事實ノ摘要ヲ記入シ之ヲ出願人ニ還付ス出願人ハ總督ノ許可證ト引換ニ入國免狀ヲ返納スベシ其出願中ハ本則第五條第一項及第二項ニ記載セル權利ヲ保有スルモノトス

第十條 總督ハ公安及秩序維持ノ爲メ前條ノ申請ニ對シ其許可ヲ拒ムコトアルベシ自活ノ資力ナキカ入國後刑ノ宣告ヲ受ケタル者亦同シ

住民權證書ノ下付ヲ拒ミタルトキハ其理由ヲ付記シ同時ニ蘭領東印度ヨリ退去スベキ命令ヲ發スベシ

退去命令ニ關シテハ本則第八條第六項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 第二條ノ規定ニ抵觸スルモノハ每一人蘭貨一百盾ノ罰金ニ處ス

前記罰金ノ納付ハ其搭載船舶ニ於テ連帶ノ義務ヲ負フベシ

第十二條 退去ヲ命ゼラレタル者ニシテ適法ノ入國免狀ヲ有セズ爪哇及「マツラ」島ニ現住スルトキハ百盾以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ處罰者ハ罰則ノ適用ヲ終リタル後再ビ蘭領東印度ヨリ退去セシム

第十三條 他人ノ所有ニ係ル入國免狀又ハ住民權證書ヲ使用スル者ハ前條ノ規定ニ依リ處罰ス

第十四條 本規則ハ左記ノ者ニ適用セズ

- 一、政府ノ派遣員及其家族
- 二、領事館員及其家族
- 三、各國海軍ニ屬スル士官及乘組員

第十五條 總督ハ本規則ノ除外例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 總督ハ本規則施行ニ必要ナル細則及附則ヲ設クルコトヲ得

總督ハ和蘭人及外國人ノ蘭領東印度ヲ旅行スル

南洋貿易企業關係法規

者ノ爲メ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本則第一條第一項及第二項ノ規定ハ本規則施行前適法ニ當領土内ニ入國シ又ハ住民權ヲ得タル和蘭人及諸外國人ニ之ヲ適用セズ

本規則ノ施行期日は總督之を定む

C 爪哇マツラ島入國條例施行細則

(一九一二年一月蘭領東印度總督府令第一〇號)

第一條 千九百十一年總督府令第一三八號ハ入國條例ト略稱シ本細則ハ入國規則ト略稱ス

第二條 蘭領東印度住民ハ其居住地ヲ管轄スル地方官又蘭領東印度住民ニシテ當領土外ニ居住シ者クハ居住セントスル者ハ當領土内最後ノ居住地ヲ管轄スル地方官ニ出願シ住民權所有者タル證明書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

第三條 入國條例第一條第一項ノ規定ハ當領土内ニ到着シ又ハ停船ヲ命ゼラレタル船舶ノ船長及船員ニシテ其滯泊期間内ニ備入契約ノ滿了スル



者ニアラザレバ之ヲ適用セズ

第四條 入國條例第一條第二項ニ該當スル者ノ上

陸許可證ハ港長又ハ副港長之ヲ發給ス

入國條例施行官ヲ下船監理官ト略稱ス

第五條 入國條例第一條第一項ニ該當スル者ニシ

テ「タンデオンブリオク」「スマラン」又ハ「ストラ

バヤ」ニ着港スルモ其施行ノ目的地ニアラザル

トキハ其上陸ニ際シ上陸許可證ノ申請ヲ爲スヲ

要セズ

第六條 旅客ヲ搭載スル船舶ノ船長ハ入國條例第

一條ノ支配ヲ受クベキ乗客ヲ同條規定ノ各港以

外ノ地ニ於テ下船セシムルコトヲ得ズ

之ニ違フ時ハ入國條例第十一條ニ規定セル罰則

ヲ適用ス

本規則ノ施行期日ハ總督之ヲ定ム

D 爪哇マツラ島入國條例の施行規定

(一九一二年一月總督府令第一〇號)

第一條 千九百十一年總督府令第一三三號ハ入國

條例ト略稱ス

本規則ハ入國規定ト略稱ス

第二條 蘭領東印度住民ハ其居住地ヲ管轄スル地

方官、又蘭領東印度住民ニシテ當領土外ニ居住

シ若クハ居住セントスル者ハ當領土内最後ノ居

住地ヲ管轄スル地方官ニ出願シ住民權所有者タ

ル證明書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

第三條 入國條例第一條第一項ノ規定ノ當領土ニ

到着シ又ハ停泊期間内ニ備入契約ノ滿了スル者

員ニシテ其滯泊期間内ニ備入契約ノ滿了スル者

ニアラザレバ之ヲ適用セズ

第四條 入國條例第一條第二項ニ該當スル者ノ上

陸許可證ハ港長又ハ副港長之ヲ發給ス

入國條例施行官ヲ下船監理官ト略稱ス

第五條 入國條例第一條第一項ニ該當スル者ニシ

テ「タンデオンブリオク」「スマラン」又ハ「ストラ

バヤ」ニ着港スルモ其施行ノ目的地ニアラザル

トキハ其上陸ニ際シ上陸許可證ノ申請ヲ爲スヲ

要セズ

第六條 旅客ヲ搭載スル船舶ノ船長ハ入國條例第

一條ノ支配ヲ受クベキ乗客ヲ同條規定ノ各港以

外ノ地ニ於テ下船セシムルコトヲ得ズ

之ニ違フ時ハ入國條例第十一條ニ規定セル罰則

ヲ適用ス

第七條 船客輸送船ノ船長ニ於テ下船監理官ニ提

出スベキ入國條例第二條第一項第一ニ規定セル

書類ノ様式ハ本規則附屬書式ニ據ル

第八條 下船ヲ許サレザル船客ノ已ニ支拂ヒタル

納付金ハ本規則第一條ニ規定セル移民取締委員

附屬書記之ヲ本人ニ拂戻スベシ

第九條 爪哇ニ到着後六箇月以内ニ蘭領東印度ヲ

退去スル者ハ「タンデオンブリオク」「スマラ

ン」又ハ「ストラバヤ」港ニ於テ下船監理官、其他

ノ地方ニ於テハ發船地ヲ管轄スル地方官ニ入國

免狀ヲ提出シ入國條例第三條第一項ニ依リ下船

ノ際納付セル料金ノ拂渡ヲ申請スルコトヲ得

南洋貿易企業關係法規

第十條 入國條例第四條第一項ニ依リ上陸許可證

ト入國免狀トノ交換ヲ爲スベキ吏員ハ「パタビ

ヤ」「スマラン」及「ストラバヤ」ノ三地ニ設置セラ

レ移民取締委員ト稱ス

移民取締委員ハ左ノ人々ヲ以テ組織ス

地方官

委員兼委員長

總督ノ任命セル特種官吏

委員兼書記

其地方ニ在ル歐洲人警察官

委員專屬一名

支那居留民團長

委員

亞拉居留民團長

委員

ムーア居留民團長

委員

ベンガル居留民團長

委員

州理事官ハ委員附屬書記ノ缺勤又ハ其他ノ事由

ニ依リ職務溢滞ノ嫌アリト認ムルトキハ相當ノ

吏員ヲ派シ其事務ヲ代理セシム

第十一條 總督ノ指定セル汽船會社ニ屬スル船舶

ニ搭乘スル一、二等乗客ニ交付セル上陸許可證

ハ再審ナシニ入國免狀ト交換セシム



前項ノ規定ハ入國條例第四條第二項ニ依リ下船上陸ヲ許サル者ニハ適用セザルベシ  
前項ノ場合ニ其被拒絕者ハ移民取締委員ノ再審ニ付ス

第十二條 入國免狀ハ移民取締委員ノ名ヲ以テ同委員附屬書記又ハ其代理者之ヲ發給ス

第十三條 入國條例第三條第一項ノ規定ニ依リ納付セル金額ニ對シ上陸許可證ヲ交付シタル場合ト雖モ受領者ニシテ上陸許可證ヲ要セザルコト判明スルトキハ移民取締委員ハ同委員附屬ノ書記又ハ代理者ヲシテ其金額ノ拂戻ヲ爲サシム

第十四條 本規則ハ千九百十二年(明治四十五年)四月一日ヨリ實施シ之ト同時ニ入國條例ヲ實施ス

千九百十一年(明治四十四年)一月十五日附總督府令第十號雜形

汽(航)船.....九  
.....港向旅客

姓名	等級	國籍	職業	出生地	乗船港
.....年.....月.....日.....					

到着港名ヲ記入スベシ  
E爪哇及マツラ島入國條例實施ニ關スル總督府訓令  
(一九一一年一月關領東印度總督府訓令第五十五號)

第一 渡來者ノ場合

(イ)入國條例細則即チ入國規則(本年總督府令第一〇號)第十一條ニ依リ一、二等船客ニ限リ特別ノ待遇ヲ與ヘタルベキ汽船會社船ハ左ノ如ク決定セリ

Royal Packet Co.(爪哇濠州線ヲ含ム)  
Steamship "Nederland"(兩社共同經營ノ爪哇The Rotterdam Lloyd) (ベンガル線ヲ含ム)

Messageries Maritimes Co.

Asiatic Steam Navigation Co.(爪哇英領印度線)  
West Australian Steam Navigation Co. (西濠州 Steam Navigation Co. "Ocean" 聯合線)  
Bruns Philp & Co. (Bruns Philp line)  
Archibald Currie & Co.(濠州印度線)

蘭國汽船ト雖モ爪哇・支那、日本線ノ如キハ前記指定會社ノ内ニアラザルヲ以テ其乗客ハ一、二、三等ノ別ナク皆普通ノ手續ニ據リ入國ヲ許否セラルベシ

(ロ)又同規則第四條ニ據リ上陸許可證ノ申請ヲ爲サズシテ上陸ヲ許サルベキ船客ノ種類ハ左ノ如ク決定セリ

- 一、私有「ヤット」(船舶)又ハ回遊船ニテ來着シ短期間爪哇ニ滞留シ引續キ其航海ヲ繼續スベキ船舶ノ乗員
- 二、通シ切符ヲ所持シ爪哇ニ立寄リタル其他ノ船舶ノ乗客

南洋貿易企業關係法規

故ニ一時ノ旅行者ニシテ爪哇ニ到着スルモ其旅行ノ終點爪哇ニアラザルコトヲ證シ得ベキ通シ切符ヲ有スル者ハ本條例ノ支配ヲ受ケザルナリ

(ハ)入國條例ノ規定ニ依リ入國證書ノ下付ヲ拒絕セラレタル者ハ其上陸地ヲ管轄スル州理事官ニ上訴スルコトヲ得、被拒絕者が上訴シタルトキハ移民取締委員ハ其願書ニ對スル受領書ヲ交付シ州理事官ハ其審問ヲ爲スベキ日時ヲ移民取締委員及出願本人ニ通知ス而シテ移民取締委員ハ入國拒絕ニ關スル一件書類ヲ州理事官ニ提出シ州理事官ハ被拒絕者ヲ審問シ決定ヲ與フルモノトス

(ニ)移民取締委員又ハ其代理者ハ午前七時ヨリ午後八時マデ移民上陸地點ニ滞在執務ス同委員管轄地域ハ左ノ如シ  
在スマラン港移民取締委員 「ペカロンガ」  
「スマラン」、「ジンエーマス」、「ケツ」



「ジョクジャ」、「スラカルタ」、「レムバン」及「マデオン」ノ八州  
 在スラバヤ港移民取締委員「スマラン」港移民取締委員管轄地方ヲ除キタル爪哇東部一帯在バタビヤ港移民取締委員「スマラン」港移民取締委員管轄地方ヲ除キタル爪哇西部一帯(ホ)爪哇へ入國者ニシテ永住證即チ蘭領東印度住民權ヲ得ンコトヲ出願セルトキハ其居住地ヲ管轄スル地方官ハ左ノ事項ヲ調査シ且ツ意見ヲ附シ其願書ヲ總督ニ進達ス而シテ其出願者ニシテ最近其地方ニ轉住セル者ナルトキハ其前住地ノ地方官ノ意見ヲ照合スルコトアルベシ  
 一、本人着後刑罰ノ宣告ヲ受ケタルコトナキヤ否ヤ  
 二、公安及秩序維持ノタメ其入國ヲ許シ差支ナキヤ否ヤ  
 三、自活ノ能力アリヤ否ヤ

(一)州理事官ハ必要ニ應ジ入國者ニ蘭領東印度ヨリ退去ヲ命ズルコトアルベク其退去ヲ命ズルトキハ本人ノ國籍地ノ最近港マデ之ヲ送還ス尤モ退去ヲ命ゼラルタル者ニシテ指定地以外ノ地方ニ赴カンコトヲ希望セルトキハ其到着地ノ地方廳ニ於テ其下船ヲ拒マザル場合ニ限リ之ヲ許可ス

第二 船舶ノ場合  
 入國條例細則チ本年總督府令第十號入國規則ニ依リ船長ノ提出スベキ船客表ノ書式ハ豫メ入港地ノ下船監理官ニ申出テ其交付ヲ求ムルコトヲ得又下船監理官ハ入國條例及附屬細則又ハ其譯文ノ交付又ハ條文ノ説明若クハ之ニ對スル注意ヲ船長ニ與ヘ船舶操縦上不便少ナカラシムルコトヲ期スル答ナリ又船舶監理官ハ船員名簿ヲ檢シ乗組員數ノ割合ニ多ク移民混入ノ疑アルトキハ其者ノ無斷上陸ヲ拒ム旨船長ニ通告スルコトアルベシ

F爪哇及「マツラ」島内地通過旅客ニ

關スル司法部長通牒

一九二二年五月蘭領總督府司法部長ヨリ「タンジヨン、プリアク」スマラン」及「スラバヤ」三港駐在ノ下船管理官へ通牒

本年一月二日付總督府訓令第五十五號第三條第二項ニ記載セラレタル「通シ切符ヲ所持シ爪哇ニ立寄りタル其他ノ船舶ノ乗客」ナル文字ハ爪哇着後一時下船シ汽車又ハ其他ノ方法ニテ爪哇内地ヲ旅行シ同一地點ニ戻リ又他ノ地點ニ出テ再ビ乗船シ其目的地タル爪哇及マヅラ島以外ノ地ニ至ル船客ヲモ包含スル義ト解釋スルモノトス例ヘバ濠洲又ハ新嘉坡ヨリ出發セル旅客ニシテ往復切符ヲ所持シ途中爪哇内地ノ旅行ヲ爲シ更ニ乗船シテ其目的地タル濠洲新嘉坡又ハ其他ノ外國ニ向フ者ナルコト明瞭ナルニ於テハ其上陸船及爪哇内地ノ旅行ニ付入國條例ニ記載アル上陸許可證及入國免狀ノ請求又ハ所持ノ必要ナシ

右總督ノ命ニ依リ通知ス

(備考)

本通牒ニ依リテ明瞭ナルカ如ク爪哇内地ヲ觀察セントスル一般旅行者ハ豫メ往復乗船切符ヲ買フテ所持スルトキハ入國條例ノ拘束ヲ受ケルコト無ク自由ニ爪哇内地ヲ旅行スルヲ得ルナリ

◎比島に於ける土地の獲得  
 政府は比律賓人其他の米國人に對しては個人には四十エーカー、法人には二千五百エーカーを限度として一エーカー十ペソを以て拂下げつゝあり、外國人は個人としては此特權に浴する事を得ずと雖も、法人を組織し四分の一の拂込を終り、且つ事務員として一人の比律賓人を雇入るゝに於ては、等しく二千五百エーカーの地を所有することを得べし、而して借地權を得るには一英反に對し五十錢を以て足る。



### 第三 蘭領東印度土地法規

#### △土地二關スル規定

土地條例拔萃(一八七〇年總督府令第一八號)

一、政府所有地ニ對スル永借地權

政府所有地ハ一定ノ借地料以上ヲ納入スベキ者ニ競争入札ヲ爲サシメ落札者ハ其永借地權ヲ獲得セリ日附ヨリ六箇年目ヨリ所定ノ借地料ヲ納入スヘキモノトス

競争入札ニ附スヘキ土地ハ之ヲ公賣ニ附スル前一箇月以内其土地ニ隣接スル住民ニ告知シ異議ヲ申出ル機會ヲ得セシム

競争スヘキ土地ハ告示後四箇月目ニ開札シ總督ハ開札後一箇月以内ニ其落札者ヲ決定ス

競賣ニ附シタル土地ノ落札者ニシテ確定後三箇月以内ニ其土地ノ測定及製圖費ヲ上納セサルトキハ其永借地權ヲ取消ス

永借地權所有者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

(一)和蘭國人

(二)蘭領印度住民

(三)蘭本國又ハ蘭領東印度ニ設立セラレタル商會社

永借地權ヲ有スル者ト雖モ其土地ニ農業ヲ植付ケ又ハ其地内ニ鹽田ヲ造ル事ヲ禁ス、又永借地權ヲ有スル者ハ政府所有ノ珈琲園ノ附近ニ於テ珈琲ノ栽培ヲ爲スヲ得ス其距離及取締ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

永借地權所有者カ其地域内ニ溝渠ヲ新設スルカ或ハ現在ノ河水ヲ利用セントスルトキハ總督又ハ該官廳ノ許可ヲ受クヘク其許可證ニハ公益ノ爲メ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

永借地權ヲ有スル土地ノ上ニ建設セラレタル建築物及其生産品ハ法令ノ規定ニ依リ課稅ス

其土地ニ對スル不動産稅ニ對シテハ永借地權收得ノ日附ヨリ十年間其賦課ヲ免除ス(不動産稅ハ每五年地價ヲ評定シ其ノ一萬

分ノ七十五ヲ課シ借地料トハ別種ノモノナリ

永借地權所有者ノ使役スル土人及對等者ハ天災地變ノ場合ヲ除クノ外其徵發ヲ免除ス(但シ公安ノ爲メ必要ナル場合ハ此限ニ非ラス)

永借地權所有者ノ享有スル權利及義務ハ蘭領印度ニ實施セル民法永借地權ノ場合ニ除外例ヲ設クルノ必要ヲ認メ其規程ハ別ニ之ヲ定ム

政府所屬ノ土地ニシテ其保留ヲ必要ト認メサルモ未タ測量ヲ爲ササルカ或ハ測量ヲ終リタルモ三箇年以内ニ之ヲ競賣ニ附セザリシカ或ハ競賣ニ附スルモ落札セザリシトキ其權利ヲ享有スヘキ有資格者(蘭國人蘭領東印度住民等)ノ申請アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ永借地權享有ニハ左ノ各項ヲ充實スルヲ要ス

(一)永借地權所有者自ラ土地ノ測量又ハ製圖ヲ終リタルカ或ハ政府ニ於テ作表セル製圖費及測量費ヲ辨償セルコト

南洋貿易企業關係法規

(二)其地域ノ貸下申請ヲ一箇月以前ニ其地方關係者ニ告知シタルコト

(三)借地申請ノ地域五百「パウ」ヲ超過セサルコト

(四)其借地期限ヲ七十五年以下ト爲スコト

(五)其借地料ハ政府制定ノ最少額以上ナルコト

(六)其他本章ノ規定ニ抵觸セサルコト  
總督府内務部ニ於テ特別ノ理由ノ下ニ其土地ノ測定ヲ拒ミタルカ或ハ總督ニ於テ之ヲ拒ミタルトキハ永借地權申請者ニ於テ自ラ其土地ノ測量ヲ爲シ其圖面ヲ當該官廳ニ提出スルコトヲ得、然ルトキハ三箇月以内ニ之ヲ審査シ其土地ヲ申請者ニ交付スヘシ

備考

其貸下申請ニシテ其面積一島ニ互ルモノハ別ニ之ヲ定ム

又本條例ノ規定ハ瓜哇及「マヅラ」ニ島ニ限リ施行シ外領地ニ關シテハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ



定ム

一、政府所有地永借地權所有者ノ權利及義務  
 政府所有地永借權所有者ノ權利及義務ハ一八七〇  
 年總督府令第一一八號及一八七二年同上第一一六  
 號ノ追加條例ノ規定ト蘭領印度ニ施行セル民法第  
 二編第二章ノ規定ヲ適用スルノ外別ニ左ノ通り規  
 定ス

永借地權所有者ハ鑛業條例ノ規定セル採鑛業ニ抵  
 觸セサル範圍ニ於テ家用トシテ石材、粘土又ハ  
 其他ノ產物ヲ採掘スルコトヲ得  
 永借地權ノ所有者ハ別ニ規定セサル限り其土地ニ  
 存在スル樹木ノ自由處分權ヲ有ス  
 永借地權ノ所有者ハ其地域内ニ溝渠又ハ水路ノ開  
 鑿ヲ承認スヘシ尤モ之ヨリ生スル損害要價ノ權利  
 ヲ保留セシム  
 永借地權所有者カ其權利ヲ第三者ニ讓渡シタルカ  
 或ハ其代理者ヲ選定セルトキハ一箇月以内ニ之ヲ  
 其筋ニ通告スヘシ、違フモノハ蘭貨二十五盾乃至

百盾ノ罰金ニ處ス

永借地權ハ內務部ノ承認ヲ經タル後ニ非サレハ之  
 ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得ス、權利移轉ノ場合ニ  
 前所有者ニ於テ公納借地料ヲ延滞スルトキハ其納  
 入済迄前所有者ト讓受者連帶又ハ各別ニ辨償ノ責  
 ヲ負擔スルモノトス

五箇年間繼續シ借地料ヲ納入セザルトキハ民法七  
 百卅三條ノ規定ヲ適用シ總督ハ其永借地ヲ取消ス  
 (參照)民法第七三三條

永借地權者カ其永借シタル物件ヲ不當ニ使用  
 シ大ナル損害ヲ來シタルトキハ其損害賠償ノ  
 義務ヲ負擔スルト共ニ其永借地權ヲ沒收セラ  
 レ又ハ永借地權所有者ニシテ五箇年間繼續シ  
 其借料ヲ支拂ハス又裁判所ニ起訴スルモ尙ホ  
 其支拂ヒニ應セザルトキハ其永借地權ヲ失フ  
 但シ其起訴ハ前項ニ記載セル年數經過後六週  
 間後ナルヲ要ス  
 一、蘭領印度ニ施行スル民法第二編永借地權

永借他權トハ他人ノ所有スル不動産ニ對シ金錢又

ハ物品ヲ以テ一定ノ借料ヲ支拂ヒ之ヲ使用スル權  
 利ニシテ此權利ハ契約書ヲ其地方ヲ管轄スル登記  
 所ニ提出シ其登錄簿ニ登錄シ且ツ公告ヲ爲スニ依  
 リ確定ス

永借地權ヲ有スル者ハ其地價ヲ損傷セサル程度ニ  
 於テ任意ニ其土地ヲ使用スルコトヲ得、故ニ其土  
 地ニ存在スル石、粘土及類似ノ物件ヲ掘取リ之ヲ  
 任意ニ處分スルコトヲ得ス

永借地權ヲ有スル土地ニ現存スル樹木ハ枯死又ハ  
 天災ノ爲メ毀損シタルトキハ之ヲ其所得ト爲スヲ  
 得ルモ之ニ代ルヘキ樹木ヲ植付ケサルヘカラス尤  
 モ自己ノ植付タル樹木ハ任意之ヲ處分スルコトヲ  
 得地主ハ其土地ノ修理ヲ爲スヲ要セス、永借地權  
 者ハ永借物件ヲ適法ニ保護修理スヘシ

永借地權者ハ其土地ヲ改良シ又ハ其上ニ建設物ヲ  
 設クルコトヲ得  
 永借地權者ハ其期間内ニ權利ヲ他人ニ移轉シ又ハ

抵當トナスコトヲ得

期間經過後ハ使用中任意ニ建設セル營造物又ハ其  
 地ノ物件ヲ他ニ移轉セシムヘク使用ノ爲メ其土他  
 ニ來シタル損害ハ當然永借地權者ノ負擔トシ地主  
 ハ永借地權者ニシテ其損害ヲ辨償セザルトキハ其  
 地上ニ現存スル建設物又ハ其他ノ物ヲ擔保トシテ  
 抑留スルコトヲ得

永借地權者ハ期限經過後現ニ存在スル建物又ハ其  
 他ノ設備ニ對シ自己ノ建設ニ係ルノ故ヲ以テ其經  
 費ノ代價ヲ地主ニ求ムル事ヲ得ス

永借地權者ハ其土地ニ課セラルヘキ税金ハ何等ノ  
 名稱ニ依ルニ係ラス總テ負擔スヘシ

永借地權ヲ設定セル土地ノ使用者ハ其土地ハ數筆  
 ニ互ルコトアルモ其借地料ヲ分割納付スルコトヲ  
 得ス永借地權者ハ其土地ノ狀況變化ヲ名目トシ其  
 借地料ノ遞減ヲ求ムルコトヲ得ス

永借地權者ヲシテ五箇年間繼續シ其土地ノ使用ヲ  
 停止セラレタルトキハ其期間ニ對スル借地料支拂



ノ義務ヲ免除セラルヘシ、地主ニ於テ永借地權者  
故意ニ或ハ其怠慢ニ依リ借受ケタル土地ニ損害ヲ  
來シタリト思考スルトキハ其賠償ヲ求ムルコトヲ  
得、永借地權者ニ於テ其借地條件ニ從ハサルトキ  
亦同シ

永借地權ノ設定ハ期限ノ經過ト共ニ消滅ス、但シ  
相手方ニ於テ其權利ノ棄却ヲ通告スル迄ハ繼續ス  
ルモノトス

地主ハ大ナル損害ヲ其土地ニ來シタリト認ムル  
キハ其永借地權ヲ沒收シ其損害ノ賠償ヲ請求スル  
コトヲ得

永借地權者ニ於テ五箇年間繼續シ其土地料ヲ支拂  
ハサルカ又ハ五箇年ヲ經過シ其支拂ヲ法廷ニ請求  
スルモ之ヲ支拂ハサルトキハ其永借地權ヲ沒收ス  
ルコトヲ得、但シ此場合ニハ沒收ヲ通告シタル後  
六週間ヲ經サレハ其效力ヲ有セス

此場合ニ於テ永借地權者ハ其請求ニ應シ且ツ將來  
ニ對シ充分ナル保證ヲ提供スルトキハ引續キ其土

地ヲ使用スルコトヲ得

本章ノ規定ハ契約者ノ双方ニ於テ其條項ヲ遵守セ  
ルトキニ限り有效トス

永借地權ハ左ノ場合ニ消滅ス

(一) 契約者ノ雙方ニ於テ意志ノ一致ヲ缺キタル  
トキ

(二) 契約物件タル土地ノ消滅セルトキ

(三) 三十年ヲ經過セルトキ

(四) 契約期間ノ經過セルトキ

若シ永借地權ヲ設定セルモ期限ヲ附セサルトキハ  
地主ハ一箇年以前ニ通告ヲ發シ三十年ニ至リ其契  
約ヲ終了スルコトヲ得

一、土人自治州ニアル土地ニ對シ借地權ノ設定  
土人自治州ニ於テハ自治政府ノ直接貸下又ハ瓜哇  
土人ニ適用スル法律規定ノ範圍内ニ於テ其設定ヲ  
許サレタル左記住民ノ外「ソロー」州及ヒ「ジョ  
クジャ」州ニ於テ土人所有地ニ對シ其設定ヲ爲ス  
ヲ得ス

### B 鑛業ニ關スル規定

印度鑛業條例(一九〇六年總督  
府令第四三四號)

第一、通則、蘭領東印度ニ於テ土地ニ對スル權利  
ヲ有スルモ左記ノ鑛物ヲ試掘又ハ採集セントスル  
モノハ本條例ノ規定ニ據ルヘシ

金、銀、銅、鉛、白金、寶石、水銀、蒼鉛、錫、  
鐵、滿俺、安質母尼、「ワスマミアム」、「イリデア  
ム」、「モリブデン」、「ウルフラム」、「カドミウム」  
「ニッケル」、「コバルト」、「クロミウム」、「ストロ  
ンチウム」砒素及其混化物、黑鉛、無煙炭及有  
煙炭、硫黃及其混化物、明礬及各種ノ礬類、肥  
料用磷礦、礪石、礦油、石蠟及其他ノ固形又ハ  
液體可燃質礦物、天然瓦斯又ハ瓦斯含有礦泉、  
岩鹽及安爾加里性天然物、  
鑛山ノ試掘又ハ採集ヲ出願スルコトヲ得ルハ左ノ  
資格ヲ有スル者ニ限ル

(一) 和蘭人

### 一、和蘭人

二、蘭本國又ハ當領地ノ住民タル歐洲人及同格  
者

三、蘭本國又ハ當領土ニ於テ設立セラレタル有  
限責任會社ニシテ歐洲人又ハ同格者ニ依リ設  
立經營セラレ左ノ條件ヲ具備スルモノ

(イ) 其地方ニ駐在スル蘭國理事官又ハ地方官ニ  
シテ書面ヲ以テ其借地權ノ設定ヲ公認セルト  
キ

(ロ) 「ソロー」及ヒ「ジョクジャ」州内ニ於テ設  
立セラレタル會社ナルカ或ハ同州内ニ代理者  
ヲ常住セシメ其契約ノ履行ニ付會社及其代理  
人共相互ニ責任ヲ負擔スルトキ、但シ其代理  
者ハ歐洲人又ハ同格者ニ限ル

亞細亞人タル他ノ外國人ニ土人ノ貸付ケヲ爲スヲ  
禁シテ其借地期限ハ三十年以下トシ面積ハ二百  
「バウ」以下ニ限ル



(二)蘭本國又ハ蘭領印度ノ住民  
(三)蘭本國又ハ蘭領東印度ニ於テ設立セラレタル法人

前記法人ニシテ(一)有限責任會社ナルトキハ其重役ノ過半數(二)合名會社ニシテ其業務擔當社員一名乃至二名ヲ有スルトキハ其全數二名以上ナルトキハ其過半數蘭國人又ハ蘭領印度ノ住民ニシテ現ニ蘭本國又ハ蘭領印度ニ其住所ヲ有スル者ナルヲ要ス

又前記ノ法人ニシテ其本店ヲ蘭領印度ニ有セサル者ハ其出願ニ先チ其代表者ヲ蘭領印度ニ置クヲ要ス  
個人又ハ法人ニシテ試掘又ハ礦物採集ノ許可ヲ得タル者ハ其出願者自身又ハ代理人ヲ其許可ノ期間其礦區ヲ管轄スル州内ニ居住セシムヘシ  
岩鹽採集ハ官鹽制度ノ行ハレサル地方ニ限り之ヲ許ス

本條例ノ規定ハ自家用ノ礦物ヲ採取スル土人及同

等者ニ適用セス、但シ其判定ハ總督之ヲ爲ス

第二、試掘ノ許可 試掘ノ出願ヲ受ケタルトキハ之ヲ一般關係者ニ公示シ故障アルトキハ出願者ニ於テ其試掘地々表ノ所有者ニ相當ノ賠償ヲ爲スカ又ハ其賠償ヲ約束スルニ非サレハ其出願ヲ許可セス

試掘許可證ニハ其試掘地ノ境界ヲ明記シ正副二通ヲ作り一通ヲ監督官署ニ保存シ他ノ一通ヲ出願人ニ下附ス許可證ニハ願書受理ノ年月日及時間ヲ記入シ其願書受附日付以前ノ出願者ハ別ニ定ムル所ニヨリ其權利ノ移轉ヲ監督官廳ニ申請スルコトヲ得

試掘許可證ノ期間ハ三箇年トシ期限經過前ニ延期ヲ出願スルトキハ二回迄毎回一年間ニ限り其試掘期ヲ延長スルコトヲ得

試掘願ハ延期願ニ對スル當該監督廳ノ決定ニ對シ不服アルトキハ總督ノ救濟ヲ求ムルコトヲ得

試掘ノ許可ノ日付ヨリ一箇年以内ニ著手スヘシ

試掘ノ權利ハ監督官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ第三者ニ讓リ渡スコトヲ得ス

試掘地ノ最大面積ハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ定ム  
政府保留ノ礦床地、政府發見ノ礦物所在地、公共ノ利益ノ爲メ保留スル土地及他人ノ試掘權ヲ有スル土地ニ對シテハ試掘ヲ許可セス

試掘地内ニ左記ノ物件又ハ土地アルトキハ其事故ノ存スル地點ニ於ケル試掘ヲ許サス

- (ハ)要塞地帯 (ロ)官公立建設物所在地 (ハ)寺院 (ニ)墓地 (ホ)公道 (ヘ)運河又ハ鐵道敷地 (ト)土人ノ崇拜スル地域 (チ)公共ノ利益ノ爲メ保留スヘキ地域 (リ)住家又ハ工場所在地ハ一定ノ距離ヲ有スル地點以内

但シ(チ)ハ總督ノ認定ニ依リ(リ)ハ其居住者、工場主又ハ關係者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限りニ非ラス

試掘ノ許可證ヲ有スル者ハ其許可證ヲ示シ其區域内ニ於テ他人ノ所有スル地内ニ試掘ヲ爲スコトヲ

南洋貿易企業關係法規

得

其區域内ニアル土地所有者ハ之ヲ拒ム事ヲ得ス、但シ其試掘ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得

(其賠償ニ關スル規定ハ第二章ヲ參照スヘシ)

試掘者ハ第六章ニ規定セル場合ヲ除クノ外隨意ニ其礦物ヲ處理スルコトヲ得

試掘權ヲ有スル者左ノ各項ニ該當スルトキハ其權利ヲ消滅ス

- (一)試掘期限ノ經過 (二)出願資格ヲ喪ヒタルトキ (三)試掘權所有者死亡シ一箇年内ニ其權利ノ移轉ヲ監督官廳ニ請求セサルトキ

試掘權ハ左ノ場合ニ剝奪ス  
(一)試掘ノ許可ヲ得タル後一箇年内ニ其試掘ニ著手セサルトキ

(二)試掘地内ニ於ケル第三者ノ權利ヲ尊重セサル場合

左記ノ場合ニハ試掘ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ



(一) 試掘權所有者許可ノ條件ヲ履行セサルトキ  
(二) 試掘地ノ全部又ハ其一部ノ有權者ノ取消申  
請アリタルトキ

但シ(二)ノ場合ニハ監督官廳ハ申請書二通ヲ  
提出セシメ之ニ受附ノ年月日及ヒ時間ヲ明記  
シ其受附ノ日附ヨリ三箇月以内ニ之ニ決定ヲ  
與ヘ申請書一通ヲ申請者ニ返附ス

試掘權ノ取消ハ試掘ノ許可ヲ與ヘタル官廳之ヲ通  
達シ取消ノ理由ナシト認メタルトキハ其權利ノ所  
有者ハ總督ニ救済ヲ求ムルコトヲ得

第三、借區ノ許可 礦區借區ノ許可ハ總督之ヲ爲  
シ期限ハ七十五年以下トス、總督ハ其許可ヲ與フ  
ルニ先チ其土地及採掘ニ對シ利害關係ヲ有スル者  
ヲシテ充分利害ヲ攻究セシムルノ機會ヲ與ヘ且ツ  
其採集スル礦物ハ試掘中其存在ヲ確認セルモノニ  
限リ其採集ヲ許ス最モ公共ノ利益ノ爲メ其保存ヲ  
必要ト認ムル地方ニ對シテハ其借區ハ許可セズ  
礦地借區ノ許可ヲ得タル者ハ其許可證ニ明記セル

條件ト本法ニ規定スル範圍内ニ於テ自由ニ其礦物  
ノ採集及其販賣ヲ爲スコトヲ得、又其權利ノ所有  
者ハ其礦區ニ適當ノ設備ヲ爲シ又其礦物運搬ノ爲  
メ礦區外ニ互リ必要ナル通路ヲ開設スルコトヲ得  
採掘ノ種類ハ其許可證ニ明記セル礦物ニ限リ其他  
ノ礦物ヲ發見採集セントスルトキハ其採集ニ關ス  
ル追加申請ヲ爲スヲ要ス總督ハ其申請ヲ審査シ之  
ヲ認可スルコトアルヘシ

若シ許可ヲ得タル礦區ニ於テ他人ノ採掘權ヲ有ス  
ル他ノ礦物アルトキハ採掘費ノ辨償ヲ受ケ之ヲ正  
當權利者ニ引渡スヘシ

鐵山ノ借區ハ公共ニ依リ確定シ其權利ハ總督ノ許  
可ヲ得ルトキハ二個以上ニ分割又ハ合併スルコト  
ヲ得

借區内ニ借區者又ハ第三者カ礦油又ハ其他ノ可燃  
質礦物ヲ發見シ之ニ對スル試掘又ハ採掘ノ權利ヲ  
得サルモノハ別ニ法令ヲ以テ規定ス  
鐵山ノ借地權ヲ有スル者ハ其權利ヲ抵當トシ債務

ヲ起スコトヲ得、此場合ニハ動産ノ例ヲ適用ス、  
但シ其債權者ハ本條例通則ニ規定セル有資格者ニ  
限ル

第四、採掘權ノ所有者ト其土地所有者又ハ其地域  
内ニ利益ヲ有スル第三者トノ權義關係 採掘ノ場  
合ニハ試掘ノ場合ト同シク他人ノ試掘權ヲ有スル  
土地又ハ公共ノ利益ノ爲メ政府ノ保留スル土地ヲ  
除外シ他人ノ所有スル土地ニ於テ採掘ヲ爲スノ必  
要アル時ハ政府ノ許可證ヲ示シ三箇年以内其土地  
ノ使用ヲ請求スル事ヲ得、而シテ若シ三年以上其  
土地ヲ使用スル必要アリト認ムルトキハ其土地ヲ  
買收スルコトヲ得

異議アルトキハ審理ノ上土地收用法ヲ適用スルコ  
トアルヘク又其收用スヘキ土地ハ數部ニ分割シ必  
要ニ應シ協定スルモ差支ナシ

若シ其土地ニシテ政府所有地ナルトキハ總督ハ適  
當ナル條件ヲ附シ其地面内ニ採掘上必要ナル設備  
ヲ爲スヲ許スモ第三者ノ有スル既得權利ハ尊重セ

シム  
若シ借區權所有者ニシテ其借區地域以外ニ道路又  
ハ排水工事ヲ設クルノ必要アリ相手方承諾セサル  
トキハ審査ノ上土地收用法ヲ適用セシムルコトヲ  
ルヘシ

土地收用ノ場合ニハ總督ハ法ノ命スル所ニ依リ其  
礦物採收ニ必要ナルコトヲ認證ス  
借區所有者ハ其借區地域ニ於テ其土地ニ對シ第三  
者ノ權利ヲ損傷セルトキハ其故意ト否ラサルト其  
原因ノ何タルニ論ナク之ヨリ生スル損傷ヲ賠償ス  
ヘシ

若シ其損害ニシテ二箇以上ノ借區權ヲ有スル者ノ  
施設ニ起因スルトキハ其借區權所有者ハ其損害ニ  
對シ連帶辨償ノ責任ヲ帶ヒ其分擔ノ割合ハ當該吏  
員ノ判定ニ委スヘシ

其損害ヲ賠償スヘキ金高ハ既設物ノ件ニ限リ賠償  
ヲ得ンカ爲メ故意ニ設定セル物件ノ損傷ハ除外ス  
借區權所有者ノ施設ニシテ其隣接セル礦區ニ損害



ヲ及ホシタルトキハ之ヲ賠償スヘシ  
又借區者ノ賠償スヘキ損害ノ程度ハ採掘著手ノ通  
告ヲ爲シタル日ヨリ三箇年ニ限リ其損害ヲ査定シ  
其損害賠償ハ其抵當權者ニ對シ先取特權ヲ主張ス  
ルコトヲ得

第五、借區權ノ收得 試掘權ノ所有者其試掘期限  
ノ經過前又ハ借區權所有者ニ於テ其借區地内ニ於  
テ本條例ニ規定セル或ル礦物ヲ發見シ別ニ之ニ對  
シ先取特權ヲ有スルモノナキトキハ之ヲ其發見者  
ト看做シ其出願ニヨリ之ニ其礦物採集ノ權利ヲ附  
與ス

願書ハ總督宛トシ正副二通ヲ作製シ法令ノ定ムル  
所ノ官廳ニ差出スヘシ其願書ヲ受附クルトキハ當  
該官廳ハ之ニ其受附日附及時間ヲ記入シ一通ヲ申  
請者ニ還附ス  
願書ニハ左ノ事項ヲ詳記スルヲ要ス  
(一)出願者ノ氏名及住所 (二)採集セントスル  
礦物ノ種類 (三)礦物ノ所在及借區ヲ要スル地

域 (四)借區地ニ冠スヘキ名稱 (五)居住地ノ  
設定

願書不備ノ點アルコトヲ發見セルトキハ其筋ノ通  
告ニ依リ一箇月以内ニ之ヲ訂正スヘシ  
本件ニ關シ其受附ケタル日時以前ニ願書ヲ差出シ  
タル者アルトキハ先キニ出願セル者其事項ニ對ス  
ル先取特權ヲ有ス  
採掘ニ關スル權利ハ總督ノ承認ヲ經ルニ非サレハ  
之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス  
採掘ヲ出願スヘキ最大面積及願書取扱ニ關スル手  
續ハ別ニ之ヲ定ム

礦物ノ發見者ハ前記ノ出願手續ヲ了シタル後其許  
可ヲ受クル迄引續キ其試掘ヲナスコトヲ得  
總督ニ於テ必要アリト認ムルトキハ試掘ヲ許可シ  
タル地域又ハ借區地ニ隣接スル土地ヲ合セ其採掘  
ヲ許可スルコトアルヘシ  
借區許可證ニハ左ノ事項ヲ明記シ其指令書ヲ出願  
人ニ交附ス

(一)借區權ヲ有スル者ノ氏名職業及住所

(二)借區地ノ呼稱

(三)圖面ニ依リ其許可セル地域ノ面積及境界

(四)許可ノ期限

(五)借區地ノ存在スル州及郡ノ名稱及其權利ヲ  
所有スル者ノ住所

(六)採集スヘキ礦物ノ名稱

(七)許可ノ條件

(八)許可ノ年月日

採集ノ價值アル礦物ヲ政府自ラ發見スルトキハ總  
督ハ其地域ヲ指定シ其採掘ノ權利ヲ保留シ或ハ之  
ヲ公賣ニ附スルコトヲ得、此場合ト雖モ第三者ノ  
權利ヲ尊重スルヲ怠ラサルヘシ  
礦物採集ノ權利ヲ公賣ニ附スルトキハ現金ヲ以テ  
最高ノ金額ヲ政府ニ納入スル者ニ交附ス、但シ總  
督ニ於テ不適當者ト認ムルトキハ之ヲ否定スルコ  
トアルヘシ  
採掘權ハ政府ニ保留セル地帯ト雖モ總督ニ於テ其

必要ヲ喪フト認ムルトキハ之ヲ一般ニ開放スルコ  
トアル

借區期限經過後引續キ其礦物ノ採集ヲ爲サントス  
ル者ハ其期限經過前三年以内ニ延期ヲ出願スル時  
ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

借區申請人ハ其指令交付後六箇月以内ニ政府ノ示  
シタル許可ノ條件ニ承服スルコトヲ申出サルトキ  
ハ其許可ノ效力ヲ喪フ

第六、礦物採集免許料 政府ハ本條例ニ規定セル  
試掘又ハ借區地ニ對シ左ノ通り税金ヲ賦課徴收ス

第一、試掘ノ場合

(一)試掘地ノ面積ニ應シ每一「ベクター」爾領  
二仙12ノ割ヲ以テ毎年其地稅ヲ前納セシム  
(二)法令ノ定ムル所ニ依リ免除スヘキ數量ヲ超  
過セル礦物ノ採掘高ニ對シ賣上高ノ百分ノ四  
ヲ課ス

第二、借區ノ場合

(一)借區地ノ面積ニ應シ每一「ベクター」爾貨



二十五仙ノ割ヲ以テ其地租ヲ每年前納セシム  
(二)採掘セル礦物ノ賣上高ニ對シ其百分ノ四ヲ

徵收ス

但借區者ニ於テ前年ノ採掘事業損害ニ終リ  
タルトキハ總督ハ其年ニ對スル公納金ヲ低減  
スルコトヲ得ルモ賣上高ノ一分以下ニ下ルコ  
トヲ得ズ

採掘セル礦物ノ價格ハ前半年ノ平均市價ニ依リ其  
價格ハ借區内ニ生産スル粗製又ハ加工品ノ其借區  
内ニ於ケル市價ヲ高ムルトキハ其加工費又ハ其借  
區附近ノ地ニ於テ加工スルトキハ其地點迄ノ運搬  
費ヲモ其市價ヨリ削減シ原價ヲ定ム

若シ其市價ニシテ最近ノ市場或ハ蘭領印度以外ニ  
アル市場ノ市價ヲ適用スルトキハ其市場ヘノ輸送  
費及荷造費ヲ削除シタルモノヲ其生産物ノ原價ト  
ス、生産物ノ評價及其査定ハ其監督官應借區者ト  
協定シ、若シ不服アルトキハ總督ニ其救済ヲ求ム  
ルコトヲ得

又特種ノ場合ニ於テハ總督ハ現金ニ代ルニ現品ヲ  
以テセシムル事アルヘク其品種ハ別ニ法令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第七、許可ノ取消 總督ハ礦物ノ採集ヲ許可シタ  
ル後規定ノ期限內ニ採掘セサルカ或ハ許可ノ條件  
ニ服從セサルトキハ其許可ヲ取消スルコトヲ  
得ルヘシ、但シ其權利ノ所有者ニシテ取消ノ通告ニ  
接シタル後一箇年以内ニ其條件ヲ履行スルトキハ  
此限リニ非ラズ

税金又ハ公納金ノ支拂ヒヲ怠リタルモノハ其ノ猶  
豫期限ヲ三箇月トス

許可ノ命令ヲ取消サレタルモノノ正當ノ理由ナシト  
認ムルトキハ其命令接受後六箇月以内ニ總督ヲ經  
テ女王ニ請願スルコトヲ得、此場合ニハ總督ハ其  
書類ヲ植民大臣ニ移牒シ其指揮ヲ待ツ、女王ハ期  
限内ニ提出シタル請願ニ對シテハ内閣ノ意見ヲ確  
メタル後之ヲ裁斷シ其裁斷ニ接スル迄其取消命令  
ノ施行ヲ猶豫ス

取消命令到達施行期限內ニ請願者ヲ女王ニ差出サ  
サルカ或ハ女王其命令ヲ承認セルトキハ其命令ハ  
有效ニ施行セラル而シテ其事實ハ公報及政府指定  
ノ新聞紙ヲ以テ之ヲ債權者ニ周知セシメ其費用ハ  
其權利所有者ノ負擔トス

債權者ハ其公報ニ接シタル後所定ノ期間内ニ其借  
區權所有者ノ居住スル地方ヲ管轄スル裁判所ニ出  
訴シ公賣ノ上其配當ニ預ルコトヲ得

若シ又其債權者期限內ニ何等申出ヲ爲ササルトキ  
ハ借區權所有者ハ其權利ノ公賣ヲ自身裁判所ニ申  
請スルコトヲ得、裁判所ハ前記債權者又ハ借區權  
所有者ノ申請ヲ接受スルトキハ直チニ之ヲ總督ニ  
申報シ併テ其公賣ヲ爲スヘク借區權所有者ハ其公  
賣ニ參加スルヲ得ス

其取消ヲ命セラレタル借區ノ公賣ヲ申請セサルカ  
又ハ買手ナキトキハ之ヲ官廳ニ沒收ス  
許可ノ命令ヲ取消サレタル以後ト雖モ借區地所有  
者ハ其借區ノ繼承者定マルカ又ハ沒收ノ命令ニ接

スル迄其借區ノ適法ニ維持保全スルノ義務ヲ有ス  
借區權ハ其所有者出願資格ヲ喪失スルカ或ハ死亡  
後所定ノ期限內ニ其權利ノ讓渡ヲ爲ササルトキハ  
消滅ス

借區權所有者其權利ノ返還ヲ申請スルトキハ其所  
有者ニシテ公報及其居住地ヲ管轄スル地方ニ於テ  
政府ノ指定スル新聞紙ニ公告ヲ爲サシメ債權者ヲ  
シテ其債權ノ保全ヲ爲ス爲メ其權利ノ公賣ノ申請  
ヲ爲スノ機會ヲ與ヘ之ヲ爲ササルトキハ裁判所書  
記ハ其記録ヲ作製シ之ヲ總督ニ提出シ債權者ニ對  
スル適法ナル手段ヲ採リタル事ヲ明示スヘシ  
借區地ノ一部返還申請ノ場合ハ別則ヲ以テ之ヲ定  
ム

借區ノ許可ヲ取消シタルトキハ土地ノ表面及其上  
ニ建設セラレタル建物ハ借區者ノ所有物ト認ムル  
モ其採掘ニ要スル設備ハ無報酬ニテ政府ノ所得ト  
爲ス  
總督ハ期限ヲ定メ其借區内政府ニ屬スル土地ノ上



ニ建設セル建物及物件ノ取消ヲ命スルコトアルヘク其取消ヲ命セラレタル者ハ總テ舊借地權所有者ノ所有トシ其取消ニ應セサルモノハ總督ノ指揮ヲ待チ政府ニ沒收ス

權利ヲ取消サレタルモノハ總督ノ命令ニ依リ其坑區ニ關スル圖面其他ノ書類ヲ政府ニ提供スヘシ第八、雜則 政府ハ本條例ニ規定セル各項及許可ノ外ニ別ニ採鑛業ノ確定、鑛夫ノ生命及衛生ノ保全、鑛區ノ表皮タル土地ニ對スル交通ノ安全、鑛毒取締ニ關スル規定ヲ制定シ鑛業上必要ナル監督ヲ爲スヘク殊ニ鑛毒取締上必要ト認ムルトキハ其所有者ト協議シ適當ナル施設ヲ爲サシメ之ニ從ハサルトキハ監督官吏ニ於テ之ヲ施設シ其事實ヲ政府ニ報告スヘク又危險ト認ムルトキハ其所有者トノ協議ヲ待タス當該官吏ニ於テ應急ノ施設ヲ爲シ其工費ヲ所有者ヨリ追徴ス  
鑛山ヲ監督スル官吏ノ措置ニ對スル上訴ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム

鑛山監督官ノ措置ニ對シ上訴中ト雖モ其命令施行ハ中止セス

本條例ハ千九百七年五月一日ヨリ實施セリ

第四 株式會社ノ設立ニ關スル規定

現行ノ商法ニ依ルニ商會社ノ種類ヲ分ツテ(一)合名會社(二)合資會社(三)株式會社ノ三トス、就中當領土ニ於テ工業、採鑛、拓殖ノ事業ニ從事スル者ノ過半ハ皆株式會社ノ組織ヲ利用スルヲ以テ本章ニハ株式會社設立ニ關スル要件ノミ摘載スルコトトナセリ

商法第三編 株式會社

株式會社ハ其著手スル事業名ヲ冠スル名稱ヲ用ヒ其定款ハ豫メ總督ノ認可ヲ受クヘク定款ノ變更及其加除ヲ要スルトキモ亦同シ  
風紀及公安ヲ害セサル事業ニシテ其定款カ本法ノ規定ニ違反セサルトキハ總督ハ其設立ヲ認可スヘク總督ニ於テ不認可ト認ムルトキハ其理由ヲ附シ其申請ヲ却下シ又ハ條件ヲ附シ之ヲ認可スルコト

アルヘシ

無條件ニテ認可ヲ與ヘタル會社ハ高等法院ニ於テ定款ニ違反セル所爲アリト認メタル時ニ非サレハ其解散ヲ命セラ、コトナシ

會社ハ其定款ニ總督ノ認可證ヲ添ヘ其所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ其登錄ヲ申請シ同裁判所ハ其登錄ノ要項ヲ官報ニ掲載公示ス

前項ノ規定ハ定款ノ變更及加除ノ場合ニモ適用ス會社定款ノ閱覽又ハ謄本或ハ抄本ノ下附ヲ請フ者ハ手数料ヲ徴シ之ヲ許ス

會社ハ登錄及公示ヲ結了スル迄ハ第三者ニ對シ發起人單獨又ハ連帶ノ責任ヲ負フヘシ

株式會社ノ資金ハ之ヲ株式ニ分割シ其株式ハ記名又ハ無記名ト爲スコトヲ得

株主ノ責任ハ株券ニ記載セル金額ヲ限度トス

無記名ノ株券ハ金額ノ拂込ヲ爲スニ非ザレハ之ヲ發行スルヲ得ス

定款ニハ會社株券讓渡ニ關スル事項ヲ規定シ其讓

渡手續ハ讓受人ヲシテ讓渡者ノ證明書ヲ添付シ之ヲ會社重役ニ届出テシムル形式ニ依ルカ或ハ會社ニ保存スル株式簿ヘ登錄濟ノ證明書ニ相手方雙方ノ署名ヲ爲サシムル事ヲ要ス

株金ノ金額拂込未濟ノ株式ヲ讓受ケタルトキハ其讓受人ニ於テ其未拂込ノ金額拂込ノ責任ヲ負擔スルモノトス、尤モ會社重役ニ於テ其追加申込ヲ免除シタルトキハ此限りニ非ラス

會社ノ取締役ハ株主タルト株主以外ノ者ナルト相當ノ報酬ヲ受クルト受ケサルト監督役ノ監督ヲ受クルト否トニ拘ラス總テ株主ノ推薦ニヨリ其推選セラレタル取締役ハ株主ヲ代表シ會社事務ヲ統轄ス

會社取締役ノ就任ハ之ヲ強制スルコトヲ得ス取締役ハ其命セラレタル事項ノ範圍内ニ於テ責任ヲ帶フヘク第三者ニ對シテハ會社ノ有スル資産以上ノ責任ヲ有セス尤モ取締役カ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタル時ハ第三者ニ對シ其損害ノ全額ヲ賠償



スヘシ

株式會社ノ存立ハ有期トシ其期限經過後其存續年限ヲ延長スルハ差支ナシ

取締役ニ於テ會社ノ損失資本金ノ五割ニ該當スヘシト認ムルトキハ其地方ヲ管轄スル區裁判所ニ其事由ヲ報告スヘシ、而シテ其損失七割五分以上ニ上ルトキハ其會社ハ當然解散スヘキモノトシ、如斯事由ヲ認知セルニ拘ラス尙ホ第三者ニ對シ負債ヲ起ストキハ其負債金額ニ對シ取締役ハ責任ヲ負フヘシ

會社ノ解散ヲ防止スル爲メ定款ニ積立金ニ關スル事項ヲ規定スルコトヲ得

會社ノ定款ニ特別ノ規定ヲ存セサル限リ其株主ニ對スル配當ハ收支豫算ヨリ生スル差額トス、但シ其配當率ハ定款ヲ以テ豫メ規定スルコトヲ得

株式會社發起人ノ引受株式ハ少クモ總資本額ノ五分、一ニシテ其殘部ノ株式募集期限及其方法ヲ明示スルニ非サレハ總督ハ其會社ノ創立ヲ認可セ

ス、但シ其殘部株式募集期限ハ總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得

會社ハ資本金ノ一割ニ該當スル金額ノ拂込ヲ了スルニ非サレハ其事業ヲ開始スルコトヲ得ス

監査役ノ權限ハ定款ニ規定シ若シ其權限ニシテ取締役ノ常務ニ參議セサルモノナルトキハ取締役ノ常務ヲ監査スルノ權限ヲ當然享有シ株主ニ代リ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得、モシ又監査役ノ職權ニシテ取締役ヲ兼ムルトキハ別ニ定款ニ規定セラル者ニシテ株主ニ代リ會社ノ業務及財產ノ狀況調査ヲ爲サシムヘシ

株式會社ニシテ特種ノ目的ヲ以テ設立セラレタル保險會社ナルトキハ其最大保險額、同一物件ニ對スル保險金額ノ限度ヲ定款ニ記入スルカ又ハ他ノ方法ニヨリ之ヲ取締役ト監査役又ハ取締役ノ意見ニ一任スルコトヲ明示セサルヘカラス

定款ニハ議決權ヲ規定シ其會社ノ株式一百ヨリ成

立スルトキハ一人ノ有スル議決權ハ六箇月以内ト

シ百株以上ノ株式ヲ有スル會社ニヨリテハ其半數トス而シテ會社ノ取締役又ハ監査役ハ株主ニ代リ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

株式會社ハ少クモ一箇年一回其毎年ノ收支及損益計算ヲ株主ニ明示セサル可カラス、其公示ノ方法ハ株主總會ニ提出スルカ或ハ株主全體ニ廻付スルカ或ハ株主ニ通告シタル後之ヲ一定期間會社ニ保存スルヲ要シ其期間及方法ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

會社解散ノ場合ニ當リ別ニ之ヲ定款ニ規定セサルトキハ會社ノ取締役其解散ノ任ニ當ル

株式會社解散又ハ分離ヲ爲シタル時別約ナキ場合ニハ其會社ノ帳簿及書類ハ總テ株主所有トシ株主總會ニ於ケル過半數ノ投票ニ依リ指定サレタル代表者、モシ投票ノ數同一ニシテ決定シ難キトキハ其地方ヲ管轄スル區裁判所ノ任命セル代表者之ヲ保管シ其書類ハ何時ニテモ株主又ハ關係者ノ閱覽

諸法規及在留民須知事項

ヲ許スヘシ

### 第五 蘭領に於ける商標 條例

蘭領東印度諸島には一八九四年一月一日以來實施せる商標條例あり現行の條例は一九一二年十一月の改正に係る、該條例の規定に據り商標の登録を受けたる時は登録の日附より向ふ二十ヶ年其功力を有す然れども現行商標條例の規定に據るに據ての商標は其貼附すべき商品の製造者にあらざるも當地に營業所又は商關係を有し該商品を最初に輸入したるものは或は萬國工業所有權保護同盟條約に加入せる邦國に居住し又は營業所を有し其國の法律に違ひ適法に其登録を受けたる商標所有者にして一定の期間に其登録を當領民地農工商務(和蘭特許支局)に出願するときは均等に其保護を享有することを得べしとあり。故に當地に在留外國人中には法文の不備を利用し商標の正當所有者に非ざるも最初の輸入者なる名義の下に他人の商標を登録し其輸入を獨占するものあり、近時在留邦商にして無斷他の製造品に對し其商標を登録するものあり。

又當領民地政府農工商務部(和蘭特許支局)に於て商標の登録をなし、之を官報に掲載したる後(一)蘭領東印度諸島即ち當領地



内に其使用を限らるる登録に在りては、公告後六ヶ月以内(三) 萬國工業所有權保護同盟條約の規定に據り登録したるものは、同 九ヶ月以内に正當所有者又は其他の者より其登録取消の訴訟を在 ンタビヤ地方裁判所に差出さざるに於ては其登録は確定したる ものと見做し同日以後當領地内に於ては何人も雖も該登録に對 し、其權利を主張し又は自己の名義を以て其商品を當地方に輸入 することを許さず。之に反くものは、獨り刑法上の犯罪を構成す るのみならず、當領に於りる商標專用權使用者に對し損害賠償の 責に任ぜざる可らず。

同條例に據るに當領に於て、登録を出願し得る商標は(一)一般 の秩序又は風俗を紊り若くは世人を欺罔せんとする虞ある文句又 は形様を有せざるもの(二)皇室又は公衙の使用する徽章又は印 章に類似せざるもの(三)當領に於て登録済の商標若くは萬國工 業所有權保護同盟國に於て同條約第六條に依り商標を登録し又は 第十一條に依り特別の保護を受くべきものに該當又は類似せざる ものにして其商標が現に當領に輸入せられ若くは其輸入を一時中 止せざる未だ三ヶ年を経過せざるものは之を眞の最初の輸入者と 見做し其商標を登録す。

蘭領東印度地方に限る登録申請

一、願書には商標の説明、商標を附すべき商品名、出願人の住所 氏名を記入署名し一商標毎に各別に複製し之に商標の見本若干

枚を登録手数料として一件毎に蘭貨十盾とを添へ正幅二通をマ タビヤ殖民地農工商務部蘭領特許支局に差出す可し。

二、若し商標に施したる色彩にして之を以て其特徴となすとき は其旨を特記すべし。

三、商標の見本は當地和蘭特許支局に於て必要と認むる枚数を添 附すべし。

四、蘭領東印度諸島に現に居住し又は營業所を有する、者若くは 蘭領東印度に居住せざるも當領に居住するものを代理人と爲し 其出願をなすことを得其場合には申請書に委任狀を添附すべ し。

五、二人以上共有の商標登録を受けんとするときは、其申請者相 互同の會社、商店又は製造業に従事する場合に限り之を許す故 に此場合には其事實を確認すべき證明書を添附すべし。

六、西曆千八百八十三年三月二十日巴里に於て締結せる萬國工業 所有權保護同盟條約(明治三十二年七月十三日發布勅令)及其 後の追加條約國內に於て同條約第六條に據り商標を登録したる 後四ヶ月以内に在當地和蘭特許支局に宛て其届出をなすときは 其登録當時に遇り其商標を使用したるものと見做し登録を許可 す。

七、締盟國に於て官設又は公許の博覽會に陳列せる物品にして同 條約第十一條に據り其商標の保全を希望するものは該博覽會開 始後六ヶ月内に蘭領東印度諸島に專用の目的を以て商標の登録

を出願する場合と同一の手續により在當地和蘭特許支局は其商 標を送付し其登録を出願するときは其の最初に遇り其商標を使 用したるものと見做し其登録を有効ならしむ、但し此場合には 其事實を確認せんため當地特許支局に博覽會事務所の證明書又 相當官衙の證明書を添附差出すべし。

登録に關する願書にして前記各項に抵觸せざるときは受付後三日 以内に之れを特許審議に登録し其願書には登録日附又は番號を附 し内一通を出願後八日以内に願書又は其代理に選付すると共に 特許支局は其登録要領を次同發行の當地官報に掲載し一般に周知 せしむると同時に登録の效力を生ず而して若し申請者にして其商 標の難形を官報に掲載せられんことを希望するものは長さ及幅 一・五種(我が曲尺の四分五厘五毛)乃至一〇種(同三寸三分) 厚さ二・四種(同八分)に當る商標の印板を送付するに於ては其 縮圖を官報に掲載し使用後該印板は本人の希望により之れを差出 人に還付すべし。

萬國工業所有權保護同盟條約に 據り在バタビヤ特許支局を通じ

登録を得んとする場合

蘭領東印度諸島の住民又は住民にあらざるも當領地内に商店 又は工場を有する者にして自己の營業又は工業を保護せんがため 當領地内に於てのみならず萬國工業所有權保護同盟國にも其商

諸法規及在留民須知事項

標の登録を申請せんとする者は在當地和蘭特許支局に差出す二通 の外尙ほ商標の圖面四通(内一通は署名を要す)商標の構造と貼用 すべき商品名を記載署名せる書面(能語を以て認め若し商標に用ひ たる色彩にて特徴を帯ぶるものなるときは其事由を附記すべし) 一通、商標の印板一枚に當地特許支局の命する丈の商標の見本 数を添附し尙ほ之れに登録手数料として一商標毎に蘭貨六十盾一 件を増す毎に三十盾を添加差出すべし(手数料は如何なる場合に も返戻せず)。

在當地和蘭特許支局は其出願の事由を審査し若し其商標にして (一)全然或は其主點に於て既に他人の名義を以て登録せられしも のに符合するか或は他人の登録申請中に係るか(二)一般の秩序又 は風俗を紊り或は皇室其他の徽章又は印章に類似せざるものと認定 したるときは其登録拒絶の理由を附したる書面を受付後八日以内 に申請人に發送し若し萬國工業所有權保護同盟國に移譲すべきも のなるときは其書類を受付くこと能はざる旨を申請人に申告 す。

若し又當地和蘭特許支局に於て其申請を許可し登録をなしたる ときは當地特許支局は豫て出願人より納付したる登録手数料の内 商標一件に付蘭貨五十五盾又一件を増す毎に蘭貨二十五盾の増加 額と出願人の差出したる商標圖解四通の内署名なきもの三通と商 標の構造及使用説明書(佛文)及商標の見本等とを附し之れを在 海牙特許局に送り其れより在瑞西國ベルン府萬國工業所有權保護



同盟事務局に送付し其登録をなしたる同報に接したるときは當地  
和蘭特許支局は登録済證を其申請人に交付す

登録商標所有權の移轉及專用期

間の延長

商標の移轉 商標の移轉は登録したる商標を使用する商品の製  
造所又は營業所を他人に譲渡し又は賣渡したるときに限り其商標  
專用權の移轉を許す(登録手数料關貨五盾)と雖申請人は其賣買讓  
與を證する書類の提供を要することとし若し又其賣買讓與に關す  
る申請にして萬國工業所有權同盟條約に關するものなるときは在  
和蘭特許支局の通知に接する迄其所有權移轉の登録をなさず  
專用期間の延長 登録したる商標の專用期限は登録日附より向  
ふ二十ヶ年とし其期限内に登録済證を添へ再登録の手續を履行す  
るときは其效力を二十年延長することを得而して其手續は總て新  
に登録を受くると同一にして其登録手数料の額も亦同じ  
當地特許支局は其專用期限の延長を許可するときは再登録の日  
附を以前下附したる登録済證に記入し之れを申請人に還付す尤も  
萬國工業所有權保護同盟條約の規定に據る可きものなるときは在  
瑞西ベルン中央事務局の通知を得て登録の手續をなす

登録命令の交付及取消申請に關  
する手續

登録命令の申請 當地特許支局に於て商標の登録を拒絶し又は  
萬國工業所有權保護同盟條約により其申請書を取次ぐべからずと  
指令したるとき申請人に於て其理由なしと認むるときは内國に在  
りては通過の日より三ヶ月以内、同盟國に在りては一ヶ年パタビ  
ヤ地方裁判所に登録に關する訴訟を提起することを得

當地特許支局の調査に據るに日本産品にして其登録を始めたる  
は我が明治三十八年頃のことにして爾來其數を増せり登録件數の  
最も多きは賣藥にして構す、木綿織物之れに次ぐ日本賣藥の當殖  
民地輸入高は其詳細を知るに由なけれども今や十萬圓に垂んとし  
機寸の如きは今や百數十萬盾の輸入あり其他最近數年來日本品は  
着々其販路を擴張するに至りたるが故當地の貿易に注意し或は  
從事する本邦實業家は其貨物の輸送前十分當殖民地に行はるゝ商  
標條約の規定を研究し其商標を登録し然る後後に其販路の擴張を  
圖るの必要あるべし

右の外檢事は其登録せられたる商標にして一般の秩序、風俗を  
紊り又は皇室其他の徽章又は類似の徽ありと認むるとき前項の期  
限を以て之れを撤去すべし

限内何時にてもパタビヤ地方裁判所は其取消を請求することを得  
控訴手續 パタビヤ地方裁判所の判決に對し不服なるときは控  
訴院は控訴することを得るも控訴の提起は原裁判に對する判決宣  
告一ヶ月を経過せざるべからず控訴院は關領東印度諸島に於ける  
最高の裁判所にして其判決は絶対服従せざるべからずパタビ  
ヤ地方裁判所及控訴院は判決後三日以内に書面を以て之れを當地  
特許支局に通知し特許支局は其通知書記載の日附を以て其判決文  
を登録簿に記入し其記入の當日より登録の效力を生ず

本邦實業者に對する注意

前述の如く關領東印度諸島に行はるゝ商標條約は萬國工業所有  
權保護同盟條約に據り其商標登録を受けたる者及商標を貼附した  
る商品の第一輸入者は其製造者又は原産地に於ける商標の正當所  
有者に非ざるも苟も其商標の最初の輸入者たる事實あるに於ては  
其專用を許可せらるゝを以て當地方に現に輸入せらるゝ我が商品  
にして日本内地に於て其專用を許可せらるゝ商標の所有者又は其  
代理人が知らざる間に當地に於て其商標を他人に登録せられし  
の少なからざるもの如し

故に今後本邦實業者にして新たに自家製造を當地方に輸入せん  
とするときは必ず先づ其取引先をして其商標の登録しあるや否や  
を確め若し幸にして其商標を他人が占有し居らざるに於ては取急  
ぎ其登録を爲し然る後漸次其販路の擴張を圖らざるべからず

南洋貿易企業關係法規

當地特許支局の調査に據るに日本産品にして其登録を始めたる  
は我が明治三十八年頃のことにして爾來其數を増せり登録件數の  
最も多きは賣藥にして構す、木綿織物之れに次ぐ日本賣藥の當殖  
民地輸入高は其詳細を知るに由なけれども今や十萬圓に垂んとし  
機寸の如きは今や百數十萬盾の輸入あり其他最近數年來日本品は  
着々其販路を擴張するに至りたるが故當地の貿易に注意し或は  
從事する本邦實業家は其貨物の輸送前十分當殖民地に行はるゝ商  
標條約の規定を研究し其商標を登録し然る後後に其販路の擴張を  
圖るの必要あるべし

今當地に於て出願に要する諸掛金を計上するときは商標登録一  
件に付大約左記の費用を要することとなるべし

登録手数料	一件に附 一〇・〇〇
出願書正副二通收入印紙料及	四・五〇
委任狀を附したる場合の印紙料	一四・五〇

尤も右の外商標の印版を當地に於て新調するときは普通一個五  
盾乃至十盾を要し特許代理人に出願を依頼する時は一件に付手數  
料二十盾内外を要すべし

第六 蘭領に於ける移民及

勞働規定

關領東印度政府は土民の契約移民として海外に流出するを絕對



に禁止するも尚ほ一、二の除外例あり例へば瓜哇又はスンゲ人の如き佛領ニューカレドニア島、馬來半島、佛領交趾支那及英領ボルネオ方面に農夫として出稼するものあり故に之れを海外移民と領土移民とに大別し更に多數移民の出発地たる瓜哇島内労働者の移動及賃銀に言及し以て本邦實業家の當領土内又は附近の地方に於て殖産工業を興す場合の参考に資すべし

海外移民

現行移民取締規則(第二十四章法規類の部参照)第五條の規定に據るに當領政府は當領土内に住する土民を契約労働者として海外に輸送するを禁ずるも特種の場合には總督に於て之れを許可することあるべしとあり故に原則として其流出を禁止するも尚ほ毎年約千名内外の移民領土外附近の農園に出稼す、許可の條件中主なるもの左の如し

- 一、旅費及支度料の一部を瓜哇島出發前に渡し耕地著後其殘額を仕拂ふこと
- 二、給料は食料、飲料水、住家及醫藥の費用を全部雇主に於て負擔するの外瓜哇労働者男一人日給新嘉坡貨二十五仙女一人同十五仙を給すること
- 三、歸國旅費は雇主の負擔とすること
- 四、労働者死亡後三ヶ月以内に其遺族本籍地に歸るときは雇主其歸國旅費を仕拂ふべきこと

領土内移民

瓜哇は比較的人口稠密なるもスマトラ・ボルネオ・セレベス等の諸島は土地の廣大なる割合に住民少なく一の産業を興すにも規談の少しく大なるものは其地方の住民のみにては勞力に不足を告ぐ

五、在新嘉坡和蘭總領事は此の契約の履行を監視し歸國者あるときは其船名等を當領政府に通知すべきこと  
(以上は千九百九年九月七日マラッカ半島護謄會社瓜哇人五百名雇入特許の例に據る)

飲料水 住家の無料供給及醫藥治療のみを雇主に於て負擔する場合には瓜哇人男一人一ヶ月の給料を新嘉坡貨十五仙女一人同十二仙と規定し其他の細目は瓜哇島土民の同島以外の關領地に出稼する場合と大同小異なるを常とす

瓜哇島の住民は性質溫良勤勉にして支那人に及ばざるも駕馭其宜しきを得るときは其效果熱帯地の移民としては其他の人種に優り彼等が出稼するときは必ず其妻子を携帶し又彼等の舊慣によれば一ヶ月二回の休日と回々教祝祭日とに休業するに過ぎざるも基督教信者は毎日曜日と爲し一ヶ月約四回の休暇を興ふると共に宗教上の祭日をも其休日と爲すものゝ如し

瓜哇移民を取扱ふ會社はパタビヤ其他重要な地方にあり移民取扱手数料は一人十盾、募集費用は移民會社負擔、移民前借金は一ヶ月分給料として渡航費は雇主の負擔とす

るを以て當領政府は千八百八十七年以來人口過多の地方住民を同方面に輸送し勞力の不足を補足するの必要を認め各種の移民規則を發布せり左に其要點を示さん

苦力規則

目的 外領各地には労働者少なく企業者常に困難を感じ苦力規則の目的は此等企業者に對し労働供給の途を開くと共に(移民瓜哇より)に對し保護を興ふるにあり

契約 労働契約は三ヶ年の期間を超過するを得ず又契約は瓜哇に於ける労働者募集規則に遵據し當該地方廳に登記を経て初めて有效たるべきものにして地方官憲の承認を経ざる募集員は雇主の費用を以て送還するを要す

労働者 苦力規則により外領出稼労働者の總数は約三十萬人にして内十八萬三千人はスマトス東岸州テリにあり労働者は主として瓜哇人なるも又多數の支那苦力あり又護謄園使用人中には少なからざる瓜哇婦女あり

雇主の義務 雇主は被雇人を好過し約定の賃銀を仕拂ひ適當な住居を給し醫藥を施し又飲料水及入浴用水を供給するを要し契約不履行等の場合に於ては最初の募集地まで送還するの義務あり

被雇者の義務 被雇者は契約通り従業し雇主の命令に服する義務を有し休日若しくは其取扱上に関し故障の起りし場合を除くの外濫に缺勤する事を許さず

南洋貿易企業關係法規

一日の労働時間は十時間を超ゆるを得ず

労働者の待遇 雇主は労働者に對し適當の待遇を興ふるを要す蓋し待遇不良に於て且つ其風俗習慣を無視するに於ては労働者は能く其業に落付く能はざるが故なり又雇主或は監督者は土語を解し土人操縦の術を得たることは本規則の當然期する所にして或雇主にありては土人に樂器を給し或は活動寫眞を觀覽せしむる等人心收攬に意を用ふ

賃銀 一定せざるも普通護謄園従業者は男三十仙、女二十五仙、とし満期後再契約者は更に四、五仙方増給す又經驗ある護謄切付け人には別に毎月一盾五十仙の賞與を給す煙草栽培地に於ける栽培従事員は日給六十五仙を得其他の事に従事するものは三十仙内外を受く

又物價の特に高き地方又は採礦業にありては労働賃銀も亦從て高く三十四、五仙乃至五十仙とす

前貸金労働契約署名後種々前貸金をなす然れども瓜哇に於ては獨身者の場合には十五盾妻帯者の場合に於ては三十盾を超ゆるを得ず是等は從業地到着後漸次辨償すべきものとす

食料 食料は自辨とす然れども雇入契約に於て普通給金の一部は食料を以て供給することとなし其額一日分十三仙を出てす

醫藥及住居 労働者にして病に罹りたる場合は雇主は有資格の醫師をして診察せしむるを要すされば企業者自ら專屬病院を有するものゝ外官立病院に依頼して治療す近來各企業者共同して病院



を設立せるものあり

労働者には一家に對し少なくとも四米平方を有する一室を供するを要し若し獨身者なる場合には三人を收容せしむ其他便所、浴場、飲料水、厨房等のことに至るまで相當の注意を加へ又労働者の爲め菜園を作るが如き當局者の獎勵を怠らざる處なり

罰則 雇主にして契約に違反するときは罰金を科し被雇人にして之れに背くときは罰金又は禁錮に處す

### 第七 蘭領労働者雇入規則

則 (一九二二年第五四〇號)

目的 外領所在雇主にして前記苦力規則によらずして土著民外の労働者を雇入れんとする時は本規則を守るべきものとす

契約 本規則により労働契約は口頭又は文書によるを得但し瓜哇に於て募集する時に限り一定の書式を用ふ雇入は一定の期間を限り満了後口頭を以て繼續することを得べし

雇主は労働者名簿を調製し雇入年月日期間賃銀其他の事項を登録し地方官憲又は労働監督官の閲覧に供す

雇主の義務 雇主は確實に賃銀を拂渡し又給金より差引額定を要する場合其額は月額四分の一を超過すべからず雇主は又労働者に適當の住居及醫藥を給し期限満了後は雇入地へ送還するの義務を有す

罰則 労働者登録簿の調製を怠り官廳の檢閲を拒み又は給金の不拂醫藥を怠りたる時又労働者に於て從順を缺き喧嘩騷擾を爲し其他安寧を害する案動あるに於ては何れも相當の罰則あり

### 労働者の募集

總説 瓜哇及マゾーラに於て産業に従事するものは政府の許可を要せずして蘭領東印度に於て労働者を募集することを得然れども瓜哇は人口稠密なるのみならず其民は外領地在住土民より労働者として適當なるが故に瓜哇に於て労働の目的を以て外領より労働者を招致するが如きことなし之れに反し外領にありては労働者欲如し之れを瓜哇移民により補充するを常とす加之在外領雇主は移民契約満了後のものを更に雇入ぐことに努む雇入期限は一年乃至三年にして一年ならば三十五盾二年ならば四十五盾、三年ならば七十盾の前後をなし又五盾乃至四十五盾の賞與金を與へ引留めを圖るものあり

瓜哇労働者募集規則 (一九〇九年第一三三號令) 外領出稼の瓜哇土人募集方に付ては千九百九年まで別に制限なくしが政府は労働者に關し取締の必要を認め同年以降政府の許可なくして瓜哇土人の募集を禁じ其許可を得たるものは政府の免許を有する移民募集人を通じてのみ募集し得ることとせり未だ丁年者及有夫の女子は夫の承諾あるにあらざれば募集することを不得す 移民募集人は移民募集に關し種々の責務を有す募集費は數年前

まては一名六十五盾を出せざりしも千九百十三年の例を以てすれば百六十五盾に上り千九百十四年に於ては稍下りて百二十五盾乃至百三十盾となれり

### 労働監督官

労働諸規則の實行監視の爲め中央に労働監督長官一名を置き其下に監督官二名及副監督官十二名あり常に労働諸問題の巡視調査をなす 各地方官も亦労働問題に關し責任を有するものなり

### 第八 蘭領に於ける醫師齒科醫藥

#### 劑師及産婆開業試験規則

當領土に於て開業し得る醫師は和蘭本國に於て開業を許されたる者又は當領土に於て試験を通過したる者に限る 開業試験を受ける際使用する國語は通譯者を介し其試験に應ずることを得るものとす現に數年前當地に於て開業試験に應じたる本邦人(某本邦開業免狀所持)の如きは多少英語に通ずるも其素養十分ならざる爲め通譯者を利用したるも通譯者が醫學上の術語に通ぜざりしと志願者本人も亦之れに精通せざりし爲め前後二年繼續受験したるも終に及第するを得ざり然れども十分歐洲語に通ずる本邦醫師にして當地に來り受験するに於ては其開業は左程困難に非ざるべしと思料す

南洋貿易企業關係法規

之れを要するに本邦開業試験に據り開業免狀を得たる者は外國語の素養少なく又當地方にては醫學上の術語に通ずる適當なる通譯者を得ること能はざれば當領政府制定の開業試験に應ずること困難なるべきも帝國大學を卒業せる醫師及外國語の素養ある人士の受験にはさしたる困難なかるべく又目下當領土にある醫師は瓜哇島を除くの外其數甚だ少なく遠隔の諸島に於ては實業又は地方官の供給する藥品にて一時の急を凌ぐの状況なれば今後日蘭兩國間に相互無試験にて開業の特典を與ふるが如き制度を實行し得るに於ては當地方に増加しつゝある本邦移民の受くる直接の利益大なるものあるべし

#### 衛生規則摘要 (一八八二年總督府令第九七號)

第十五條 和蘭本國に於て醫師、齒科醫及産婆として職業に従事することを公許せられたる者は蘭領東印度に於ても其職業に従事することを許す

第十七條 蘭領東印度に於て特定の試験に及第せる者も亦醫師、齒科醫及産婆として其職業に従事することを許す

#### B 醫 師

第十八條 醫師の開業試験を受けんとする者は治療及處方箋の調製に付十分なる知識及技能を有せざるべからず其實地試験を分て内外科及産科の二種とす



内外科試験を受けんとする者は和蘭本國又は蘭領東印度に於て公許せられたる醫師に就き少なくとも二年間の實地練習を積みたる事實の證明書を添附提出するを要し又産科は免許状を有する産婆又は産科醫監督の下に少なくとも普通の出産十回重態の出産二回に立會ひたる證明書を添附するを要し且つ内外科試験に及第せる者に非ざれば産科試験を受けることを得ず

第十九條 前條の試験を受くべき有資格者は左の如し  
一、千八百七十六年四月二十八日附本國發令法律第二百九號第九十四條の規定に據り指定せられたる高等教育を受けたる者又は之れと同等の資格ある者  
二、本令第二十條、第二十一條及第二十二條の試験に及第せる者

第二十條 第一次生理學試験科目は左の如し

- 一、物理學 二、化學 三、本草學  
本試験を受けんとする者は (一) Gymnasium School (當マメビヤにある最高程度の中學) に於て第六學年を修了せる修業證書 (我が高等學校卒業程度より學力稍々低きも猶ほ本國にある大學と連絡を有する學校) 又は之れに相當する學校の卒業證書を有する者 (二) High-Banner School 第五學年 A 級の卒業證書を有する者に限る

第二十二條 醫學上の學術試験科目は左の如し  
一、醫治的解剖學 (Theoretic Anatomy) 二、藥物學 三、病理學及療治學 四、衛生學 五、外科學 (理論) 六、産科學  
第二十三條 試験を免除すべき場合は左の如し  
一、醫術開業者の候補者たることを得べき資格證明書を提出せる者は第二十條に規定せる第一次生理學試験を免除す  
二、和蘭本國にある大學より醫師の候補者たり得べき證書を受領せる者は第二十條及第二十一條の試験を免除す  
本法に規定せる開業試験を受くるに於て他の外國に於ても醫師の開業を爲し得る資格を有する者は本法第二十條、第二十一條及第十八條第三項に規定せる試験證明書の提出方を免除す

齒科醫

第二十四條 齒科醫を開業せんとする者に課すべき實地試験は齒の組織及齒に關する學術的知識と填充及擬齒製作又は加工に關する實際の技能を審査するものとす  
第二十五條 齒科醫實地試験を受くべきものは齒科専門の學術試験に及第したる者に限る學術試験科目は左の如し  
一、齒の解剖學及填充用原料と生齒との學理的配合  
二、齒の部分に關する生理學  
三、同衛生學、療法學及齒疾と關係をなす口中の疾患及療法

四、處方箋の調節即ち藥物の配合

左に記載せる者には前項に規定せる第一及第二の試験科目を課せず  
一、本國にある大學に於て醫學士の資格を受くるに至らざるも尙ほ最終の學年試験に及第せる者又は齒科に關し千八百七十六年四月二十八日發布の本國法第九十九條に據り之れと同一の資格ありと認められたる者  
二、本令第二十一條に規定しある第二次生理學試験に及第したる者又は之れと同一の資格ある者  
第二十六條 前條に規定せる學術試験を省略する有資格者は和蘭本國の大學に於て其試験に及第せる證書を有する者に限る

b 藥劑師

第二十七條 藥劑師の實地試験を受けんとする者は藥舖及其實驗室に於て藥物學及化學上の分析に關し實地の経験を有すと認むる者ならざるべからず  
前項の試験を受けんとする者は和蘭本國又は蘭領東印度に於て公許を受けたる藥舖より同店藥劑師監督の下に少なくとも二年間實地の練習を積みたる證明書を提出するを要す  
第二十八條 藥劑師の實地試験を受くる者は左の資格ある者に限る

一、千八百七十六年四月二十八日附本國法第九十六條に規定せる南洋貿易企業關係法規

る者又は同法令に據り之れに相當すと認められたる者  
二、本令第二十九條に規定せる學術試験に及第せる者  
第二十九條 藥劑師開業受験者に課する學術試験科目は左の如し  
一、調劑術 二、藥物學 三、分析化學  
第三十條 第二十九條に規定せる藥劑師學術試験を免除する者は和蘭本國大學に於て之れに該當する學科を修了せる修業證書を提出する者に限る  
第三十一條 藥劑師學術試験を受くべき有資格者は本令第二十條に規定せる第一次生理學試験に及第せる者又は之に相當すと認められたる者にして動物學及礦物學の概要に通ずる者に限る

藥劑師見習

第三十二條 藥劑師の見習として實修せんとする者には學術試験と實地試験とを併課す  
本試験は十八歳以上の者にして處方箋を調製するに付き十分の知識と技能とを有する者に限り之れを行ふ  
本試験を受けんとする者は和蘭本國又は蘭領東印度にある藥劑師に就き二ヶ年以上實地練習を積みたりとの證明書を提出せざるべからず

f 産婆

第三十三條 産婆開業に要する實地試験は學術試験と共に之れを



其受験者に併課す

本試験を受けんとする者は和蘭本國又は蘭領東印度に於て産婆見習として登録せられたる者にして免許状を有する産婆監督の下に少なくも十回普通の出産に立會たる経験を有せざる可からず

産婆見習

第三十四條 産婆見習ひとして登録する手續法は教務殖産部長官之れを定む

通則

第三十五條 本令に於て規定せる前記各種の試験は無手数料とする

前項の試験は公開す但し臨床及化學上の實驗は試験委員長の特許を受けることを要す

第三十六條 本令第十八條第二十四條及第二十七條の試験に及せざる者には證書を授與し其資格を左の如く定む

- 一、醫師 第十八條に規定せる試験に及せざる者
- 二、齒科醫師 第二十四條に規定せる試験に及せざる者
- 三、藥劑師 第二十七條に規定せる試験に及せざる者
- 第三十七條 藥劑師の見習及産婆試験に及せざる者には證明書を交付す

第三十八條 醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆及見習の試験に及せざる者は試験委員長に對し左の宣誓を爲すべし

法令の規定を遵守し誠實に職務の執行を爲し且つ職務上當然知得せる患者の秘密は裁判所の命令に據り證言し又は通告を要する場合の外何人にも口外せざることを宣誓す

宣誓を終れば試験委員長は其宣誓書を教務殖産部長官に交付す

第三十九條 本令規定の試験は少なくも毎年二回施行し其施行に關する細則は教務殖産部長官之れを定む

第四十條 土人醫師、産婆、種痘更の有する特權及義務は教務殖産部長官之れを定む

醫師齒科醫藥劑師及産婆試験規則細則

(千九百十四年四月十八日衛生局長告示三五八二號)

第一條 醫師開業に關する實地試験及藥劑師開業に關する學說及實地試験はバタビヤのみに於て之れを舉行し其他に關する試験は衛生長官に於て試験委員を組織し得と認めたる場所に於ても之れを舉行す

第二條 (一)試験は普通和蘭語を以てす然れども外國人志願者にて和蘭語を能くせざるものは獨、佛又は英語を以て受験することを得

(二)但し此場合に試験委員は志願者の費用を以て通譯者を介す

ることを許す

第三條 (一)試験は口頭を以てす、齒科醫師、藥劑師及藥劑師見習の學術試験は筆記試験を併用す

(二)各試験の施行規則は委員長の召集する委員會議にて決す

(三)委員長放障あるときは官吏委員中年長者之れを代理す

(四)最年少の委員は委員會書記事務を取扱ふ

第四條 試験委員の組織左の如し

- 一、衛生規則第十八條に規定せる醫師に對する實地試験には  
委員長 バタビヤ土人醫學校校長
- 委員 同校卒業試験委員(但し裁判醫學及看護婦試験官を除く)

二、衛生規則第二十七條及第二十九條に規定せる藥劑師に對する實地及學術試験には

- 委員 衛生局藥劑監(委員長)
- 實地試験 バタビヤ土人醫學校藥劑學及植物學教授及衛生局長指名の藥劑師一名

學術試験 前記醫學校藥劑學及化學教授

三、物理學、化學及植物學並に衛生規則第三十一條に規定せる動物學及礦物學概要に關する試験には

- 委員 衛生局藥劑監(委員長)
- 前記醫學校物理學、化學、植物學及動物學教授

四、衛生規則第二十四條に規定せる齒科醫師を開業せんとする者

南洋貿易企業關係法規

に課すべき實地試験には(バタビヤに於て舉行の場合)

- 委員 バタビヤ土人醫學校委員長(官立病院院長土人醫學校外科學教授及衛生局長指定の齒科醫師一名)

五、衛生規則第二十五條に規定せる齒科學術試験には(バタビヤに於て舉行の場合)

- 委員 バタビヤ土人醫學校校長(委員長)
- 同校解剖學、生理學及病理學教授並に衛生局長指定の齒科醫師一名

六、衛生規則第三十二條に規定せる藥劑師見習に對する實地及學術試験には(バタビヤに於て舉行の場合)

- 委員 衛生局藥劑監(委員長)
- 前記學校藥劑科教授及衛生局長指定の藥劑師一名

七、衛生規則第三十三條に規定せる産婆開業に要する試験には(バタビヤに於て舉行の場合)

- 委員 バタビヤ土人醫學校校長(委員長)
- 同校産婆及外科學教授

第五條 前條第四項乃至第七項試験をバタビヤ以外の地に於て舉行する場合には衛生局長は右に準じ試験委員を組織するものとす

第六條 特別の場合に於ては衛生局長は第四條並に第五條規定の委員組織を變更することを得

第七條 各科目並に試験全體の成績は委員投票同数なるときは志願者に對し不利なるものと心得らるべし



志願者不合格の場合に於ては委員は同人次回の受験不能期間を定むべし而して該不能期間は一ケ年以内たるべし  
 第八條 試験の結果は決定次第直に委員長より關係者に通知す  
 合格者證書は委員長及委員會書記之れに記名し衛生局長に於て之れを批准するものとす

南方時報 報 一ヶ月一盾二十仙  
 一ケ年十二盾  
 發行所 蘭領スラバヤ市 南方時報社

第九 在バタビヤ領事館告示

示諸願届様式

各種の證明旅券交附其他に關する手数料左の如し

在留證明	一盾廿五仙
營業證明	二盾五十仙
農業證明	同
譯文證明	同
身分證明	壹盾貳拾五仙
呼寄證明	同
在留證明	壹盾貳拾五仙
在留事實證明	同
死亡證明	同
事實證明	同
輸入證明	同
旅券査證	同

諸願届様式

大正六年一月一日より實施す  
 登錄届  
 本籍地 何府何市何町何大字何 何番地  
 何縣何郡何村  
 南洋貿易企業關係法規

族籍 華士族平民 戶主 職業 某何男(又ハ姉弟妹等)  
 現在地 蘭領東印度何島何  
 職業  
 姓名 何某(假名ニテ讀ミ方ヲ記ス位勳アルモノハ記入)  
 生年月日 何年何月何日生  
 旅券 何年何月何日何縣下附 第何號  
 現住地到着ノ時 何年何月何日  
 兵籍 (男子ニ限リ本項ニ何年徵集陸海軍官等級ヲ記入ス)  
 右登錄及御願候也

住所 右 某○  
 保證人 何 某○

在バタビヤ  
 日本帝國領事何某殿  
 注意 本屆書ニハ旅券ヲ所持シ居ル者ハ旅券、旅券ヲ所持セザル者ハ戶籍簿本現ニ所持シ居ラザルモノハ追テ提出ノ旨ヲ附記スベシヲ添ヘ届出ベシ  
 本籍移動ノ時改姓名ノ時轉住又ハ歸國ノトキ其都度其旨ヲ届出ツベシ但シ歸國スル者ニシテ證明書ノ發給ヲ受ケル者ハ届出チナスニ及バズ  
 本局出チ急ルトキハ外國在留帝國臣登錄規則第七條ニ依リ諸證明ノ發給ヲ拒否スルコトアルベシ



出生届

本籍 何府何市何町何大字何 何番地  
 族籍 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係記入ス)  
 父 職業 何 某  
 母 職業 何 某  
 出生子 何男 何女 某 某  
 出生ノ時 大正 年 月 日 午前 何時何分  
 出生ノ場所 關領東印度何島何  
 右及御届候也  
 年 月 日  
 現住地 關領東印度何島何  
 届出人 父又ハ母 何 某  
 生 月 日生

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本届書ハ正副二通り作成シ出生ノ日ヨリ十四日以内ニ届出ベシ私生子出產届ニ在リテハ四行目ノ「父職業某」ヲ削除シ母ノ名ヲ以テ届出ベシ

死亡届

本籍 何府何市何町何大字何 何番地  
 族籍 華士族 平民 戶主職業某何女(兄弟姉妹宛兄弟等)  
 現住地 關領東印度何島何 何  
 死亡者 職業何 某  
 死亡ノ時 何年何月何日午後 何時何分  
 死亡ノ場所 關領東印度何島何  
 右死亡ニ付及御届候也  
 年 月 日  
 本籍……………  
 現住地……………  
 届出人(死亡者トノ關係)何 某  
 年 月 日生

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本届書ハ正副貳通り醫師ノ死亡診斷書若シクハ檢査又ハ檢屍證書ノ附本ヲ添附スルカ其他官廳死亡登錄簿本ヲ領事(交付方)依頼ノ上届出ベシ

本届出書ハ死亡ノ時ヨリ七日以内ニ届出ベシ

營業(又ハ農業)證明證

本籍 何府何市何町何大字何 何番地  
 族籍 華士族 平民 戶主職業 何某何女(戶主トノ關係ヲ記入ス)  
 現住地 關領東印度何島何  
 職業 何 某  
 年 月 日生  
 右私儀今般營業(又ハ農業)補助員トシテ何府何市何町何大字何何番地族籍戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記入ス)何某(年月日生)ヲ呼寄度旅券下付願ノ爲メ必要有之候間届書ノ地ニ營業(又ハ農業)聽在候旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御届候也  
 年 月 日  
 住所 右 何 某  
 保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本届書(正副貳通り)ニハ被呼寄人ノ經歷書戶籍簿本各一通并ニ出願者ノ經歷書資本金資本現在使用男女別姓名營業狀

南洋貿易企業關係法規

應補助員ヲ要スル理由其他參考トナルベキ書類添付ヲ要ス

呼寄證明願

原籍 何府何市何町何大字何 何番地  
 族籍 華士族 平民 戶主職業 某何女(戶主トノ關係)  
 現住地 關領東印度何島何  
 職業 何 某  
 年 月 日生  
 右私儀今般何トシテ(又ハ何々ノ爲メ)原籍地何府何市何町何大字何何番地族籍戶主職業某何女(戶主トノ關係ヲ記入ス)何某(年月日生)ヲ呼寄度旅券下付願ノ爲メ必要有之候ニ付御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御届候也  
 年 月 日  
 住所 右 何 某  
 保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本届書(正副貳通り)ノ添書類ハ營業證明願ノ注意ノ事項ニ同シ



本願書ハ營業又ハ農業證明ノ範圍ニ屬セザルモノノ様式トス

ナ呼寄云々ト記載シ戶籍簿本添付ヲ要ス

身分證明願

原籍 何府何市何町何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

職業 何 某

年月 日生

右私儀今般妻(子)某(何年何月生)ヲ呼寄度旅券下附出願ノ爲メ必要ニ有之候ニ付肩書ノ地ニ在留身分確實ノ旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月 日

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書(正副貳通)ニハ戶籍簿本一通經歷書身分ヲ證明ニスル足レ證明ヲ添付スベシ(營業證明願注意ノ項參照)內縁ノ妻ナルトキハ今般ノ下(內縁ノ妻何府何市何町何番地何何番地)ノ關係ヲ記ス何某(年月日生)

在留證明願

本籍 何府何市何町何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

職業 何 某

年月 日生

右私儀今般一時歸國再渡航ニ際シ旅券下附出願ノ爲メ必要有之候ニ付肩書ノ地ニ在留滞在旨御證明相成度保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月 日

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書ハ正副貳通ヲ要ス 徵兵猶豫ノ爲ニスル在留證明ナルトキハ「右私儀大正何年度徵兵猶豫出願ノ爲メ云々」ト記載スベシ

在留事實證明願

本籍 何府何市何町何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)

在留地 關領東印度何島何

在留當時ノ職業 何 某

年月 日生

右私儀今般再渡航ニ際シ旅券下附出願ノ爲メ必要有之候ニ付何年何月何日迄肩書前在留地ニ於テ何業ニ從事滞在候事實御證明相成度候保證人連署ヲ以テ此段及御願候也

年月 日

現住地 何府何市何町何番地

住所 右 何 某

保證人 何 某

在バタビヤ

日本帝國領事何某殿

◎注意 本願書(正副貳通)ニハ經歷書戶籍簿本ヲ添ヘ願出ス

本籍 何府何市何町何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何男(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

夫 職業 何 某

年月 日生

右父職業 何 某

右母同 何 某

本籍 何府何市何町何番地

族 華士族 平民 戶主職業某何女(戶主トノ關係ヲ記ス)

現住地 關領東印度何島何

妻 職業 何 某

年月 日生

右婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御願候也

年月 日

本籍 何府何市何町何番地

婚姻届

南洋貿易企業關係法規



現住地 關領東印度何島何 證人 職業 何 某  
 年月 日生 某  
 本籍地 何府何市何町何大字何 何番地  
 現住地 關領東印度何島何 證人 職業 何 某  
 年月 日生 某

在バタビヤ  
 日本帝國領事 何 某殿  
 ◎注意 届書ハ正副參通ヲ要ス

本籍 何府何市何町何大字何 何番地  
 職業 某何男(戶主トノ關係ヲ記入ス)  
 現住地 關東印度何島何

夫 職業 何 某  
 年月 日生 某  
 右父 職業 何 某  
 右母 同 何 某  
 妻 同 何 某  
 年月 日生 某

本籍地 何府何市何町何大字何 何番地  
 現住地 關領東印度何島何 某方復籍マベキ家ノ戶主何  
 族 籍 華土族 戶主 職業 某何女(戶主トノ關係ヲ記ス)  
 某 父 職業 何 某  
 某 母 同 何 某  
 右何年何月何日協議ノ上離婚候間證人連書ノ上此段及御届候也  
 年月 日 某 某  
 右何 某 某

本籍地.....  
 現住地.....  
 證人 職業 何 某  
 年月 日 某 某

本籍地.....  
 現住地.....  
 證人 職業 何 某  
 年月 日 某 某  
 ◎注意 本屆書ハ正副參通ヲ要ス

第十 「シヨホール」洲護謨園(制限)條例

(一九一七年八月九日條別第六號) (一九一八年二月七日條例第一六號改正)

前文現に護謨を栽培し又は其栽培に適當する廣大なる土地の取得及取引は、關領東印度に於ける現戰爭繼續中一時或階級の者に限ること便宜とするが故に例會に於ける州王殿下は條例を制定すること左の如し

第一條 (一)本條例は一九一七年護謨園(制限)條例と稱し一九一七年七月二十五日より有效なるものと看做す  
 (二)本條例は英帝國と歐羅巴に於ける他國との間に戰爭狀態の繼續する限効力を有し其終了後州王殿下が官報を以て指定する日を以て其効力を失ふ

第二條 本條例に於て  
 (甲)「土地」とは現に護謨を栽培したる「シヨホール」州内の地所州王殿下に於て護謨を栽培に適すと認めたる地所を謂ふ  
 (乙)シヨホール州に生れたる亞細亞人は之を州王殿下の臣民と看做す  
 (丙)人の國籍に關する問題に付國籍立證の責任は同一人にあるものとす

第三條 (一)個人又は法人が本條例實施以後共有各別其他の體様に依り取得する土地の總面積五十噶を越へざる場合には本條例南洋貿易企業關係法規

の規定を適用せず前記地所に關する權利名義の登記に付亦同じ  
 (二)政府より土地取得に就ては本條例實施以後に右取得の申請者が當該官廳より認可の通知を受けたる場合には本條例の規定を適用せず、右申請者の該地所有權者、借地人若しくは右有權者としての登記に付亦同じ  
 (三)國籍を同くする者の間に於ける土地の取引若しくは遺言に依り同國籍人に土地を讓渡する場合又は血統に因る相続の場合若しくは右取引遺贈又は相続に基く登記には本條例の規定を適用せず

當該裁判所又は官憲の職權に基く處分に依り土地を讓渡する一切の取引は本法に於ては該處分の以前に於て該地の所有者として登記せられたる者と右處分に依り該地に關する權利名義を取得する者との間の取引と看做す  
 (四)本條例の規定は左の場合に於て之を適用せず  
 甲、政府が土地を取得する場合  
 乙、外國敵人(清算)條例に依り任命せられたる清算人が土地を取得する場合

丙、一九一七年十二月二十一日以前に登記したる擔保權を執行するに當り、當該裁判所若しくは官憲が爲したる土地の賣却に依りて該土地を取得したる場合  
 (五)本條例の規定は本條例の効力發生以前より繼續して護謨を



栽培し且現に栽培中に在る土地を政府より取得する場合若し其取得に關する登記に適用せず

第四條 本條例實施後本條例施行の期間内に於て第四條の一に掲ぐるもの、外何人も他の個人、法人、又は政府より其他如何なる方法に依るを問はず、土地を取得し若しくは土地に關する共有各別其他の所有權又は占有權を取得することを不得。如何なる契約又は信託の意思表示にても本條件の規定に依り土地を取得する資格なき個人若しくは法人に土地若しくは土地に關する前記の權利を現在若しくは將來に於て取得せしむべきものは右個人、若しくは法人が其土地を占有する結果を生ずると否とを問はず總て無効とす

第四條の一、(一)例會に於ける州王殿下は左の場合に限り個人若しくは法人に對し土地を取得する許可書を付與することを不得  
甲、個人若しくは法人が土地を取得する爲め一九一七年十二月二十一日以前に書面に依る商議を爲したるか又は正式に登録せられたる準備行為を爲せる場合

乙、合併改造等の目的を以て法人が土地を取得する場合に於ては該法人の資本の九割五分の所有者と該土地を譲渡せんとする者と各其國籍を同じくすることを要す

法人より土地を取得する場合に於ては其資本の九割五分の所有者と前主たる法人の資本九割五分の所有者と各其國籍を同じくすることを要す

個人が法人より土地を取得する場合に於ては該個人と前主たる法人の資本の九割五分の所有者と各其國籍を同じくすることを要す

第四條の一(二)本條に依り付與せられたる許可は之を譲渡することを不得

第五條 (一九一八年條例第六號を以て削除)

第六條 本條件の規定に依り土地を取得することを得ざる個人又は法人は土地の共有、各別又は其他の體様に依る所有者、賃借人又は占有者として土地局若しくは地券登記所に登録せらるゝことを不得。但し本條例施行以前に完了したる取引に付ては此限りに非ず

第七條 土地局に於て爲したる登記若しくは地券の登録にして本條例の規定に違反するものは無効とす

第八條 一九一四年委任狀條例の規定如何に拘はらず本條例の規定に依り土地を取得する資格なき個人若しくは法人の委任者とする委任狀は土地に於ける權利利益に關する限解除することを得。但し本條例實施前本殖民地に於て有效なりし委任狀は此限りに非ず

第九條 甲、本條例の規定に依る、作爲、不作爲又は善意にて爲さんとし又は爲さざらんとしたる所爲に關しては

(一)其作爲若しくは不作爲の時より三ヶ月を経過したる時  
(二)十分なる補償の供與ありたる後に於ては各州の官憲又は政

府に對し訴訟を提起することを得ず

乙、右訴訟を提起するには被告が悪意又は過失に依り又は正當の事由なくして其行爲を爲したることを明に主張せざるべからず、而して審理の際原告に於て其主張を立證する能はざるときは原告を敗訴とす

丙、原告勝訴の場合に於ても被告に對し訴訟費用を請求することを得ず、但し該事件の審理を爲したる裁判所が認諾を與へたるときは此限りにあらず

### 第十一 海峽殖民地管内本邦醫の開業資格

本邦邦醫士にして殖民地管内に於て開業し得る資格ある者即ち醫籍登録有資格者は左の學校卒業者にして馬來聯邦州及ジョホール州に於ても同一なりとす

東京、京都、九州帝國大學、醫科大學、東北帝國大學醫學專門部、千葉、岡山、金澤、長崎、新潟、の各官立醫學專門學校、大阪醫科大學、京都、愛知の公立醫學專門學校、東京慈惠醫院醫學專門學校及熊本の私立醫學專門學校及陸海軍々醫學學校卒業者

### 第十二 新嘉坡在留外國人の登録規定

一九一七年公布外國人登録條例第五條摘錄

(一) 外國人ニシテ其住所ヲ他ニ移轉セントスルトキハ現住所南洋貿易企業關係法規

所轄地方區ノ警察部長官ニ移轉ノ時日ト移轉先トヲ詳細ニ具申スベシ

一 地方區ヨリ他地方區ニ移轉セントキハ該地方區ノ警察部長官ニ其旨遲滞ナク報告スベシ

(二) 外國人並ニ登録シタル條項中訂正ヲ要スル個條ヲ生ジタルトキハ該事件發生後四十八時間以内ニ現住地方區ノ警察部長官ニ詳細具申スベシ

(三) 外國人ヲ同宿又ハ下宿セシムル者ハ該外國人ニ關シ詳細前項記載ノ事項ヲ警察部長官ニ自項具申スルカ若クハ其家庭ニ外國人ヲ在住セシムル旨届出スベシ

(四) 外國人ニシテ同宿人アル場合ハ前項記載ノ事項ニ關シ自己ニ關スル分ハ勿論同宿セル外國人ニ關スル分ヲモ悉ク詳細ニ具申スベシ

(五) 外國人若クハ其他ノ人ニシテ本條所定ノ届出ヲ怠リタル者ハ本條例違反者トシテ所謂セラルベシ  
注意 新嘉坡、檳南、馬拉加、ラブアン等ヲ夫々一地方區ト稱ス日本臣民ハ本條例所定ノ外國人ナリトス

### 第十三 海峽殖民地に於ける諸稅手数料

同殖民地は自由港たるを以て輸出入品に對する課稅なし(石油、酒類及煙草の輸入税は例外とす) 諸稅及び手数料は主として



免許税、及登録手数料の形式により徴せられ、印紙税法の適用範囲は廣汎にして銀行により爲替金を受授するものに至る迄其都度四仙(二十弗以上の金額に對し)に相當する印紙税を納めざる可らず諸税及手数料を列示すれば左の如し

- 一、港灣稅「ラファン」島に限り徴收す十五噸の船舶に對し一噸毎に二仙
- 一、競賣人免許稅 新嘉坡及彼南に施行市内一件二十五弗、市外十弗、評價人免許料十弗家屋周旋人免許料十弗
- 一、貨物船登録料 年額二十五噸以下一弗五十仙、二十五噸以上は一噸毎に五仙を増す
- 一、客船登録料 年額噸數の多少に依らず一弗漁船は五十仙
- 一、船員適任證書 三弗乃至十弗
- 一、株式會社登録料 設立登記、増資、支配人任免、變更登記等によりて別あり
- 一、自動車運轉手、馭者等の免許料等級に依り四州乃至十五弗
- 一、醫師登録稅 開業登録一件五十弗
- 一、土人宿泊旅館免許稅 年額二十四弗
- 一、質屋營業免許稅 一般營業者の入札により定む
- 一、劇業販賣免許稅 一件五弗
- 一、興業許可稅 一興行毎に若干の税金を要す
- 一、市中行列、煙火及飲食店等 若干の税金を要す
- 一、船舶登録稅 連洋航洋船に適用すべきものにして所有權登記

記、所有權移轉登記、抵當權設定登記等一弗乃至二十弗

一、健全證明 政廳醫官發給の分一通五弗、輸出業者に對し政廳衛生吏が新嘉坡港の衛生狀態健全なることを證明するもの一通二弗、獸疫なきことの證明一通二弗、輸出羊、牛、水牛、犬、其他家畜等に對する健全證明は種類により十仙乃至一弗

一、銃器彈藥携帶免許稅 若干

一、珊瑚、花崗石採取免許稅 同

此他訴訟、非訟事件等に付各級裁判所の收入に屬すべき諸手数料登記所の收入とする各種の登記料及複雑なる收入印紙税法による收入等あるも之を省略す

### 第十四 海峽殖民地に於ける漁業稅及公課金

一、漁業稅 漁業者に對する政府の取扱は極めて簡易にして總て届出の形式に依り何時にても之を營むことを得べく、其税金としては新嘉坡、マラツカ、彼南に共通なる漁船登録稅大小に拘はらず一ヶ年一隻銀五十仙及右三地毎に其稅率を異にするも少許の税金を納付するを以て足る

二、公課金 公課金も亦二漁業區(彼南のものは扱はず)一様にして賣場高の割を魚市場に納付するを要す漁業者は漁獲物を魚市場に搬入し競賣人に委託す、競賣人は小賣人を集めて市吏

員立會監視の下に競賣を行ふ漁業者は競賣済の後(當日或は翌日)競賣人より現金の交付を受け茲に賣場高の割を仕拂ふ、此割五分を競賣人に殘餘五分を市場の收入に歸す

### 第十五 北ボルネオに於ける土地租借及勞働者に關する概要

北ボルネオに於ける土地租借規程は一九一三年十月十六日公布の土地法令に因る

- 一、租借ニ普通及ビ特別條件ノ二種アリ、特別條件ハ大面積ノ場合ニ適用ス、去レバ普通百英反未滿ノ土地ヲ租借スルニハ總督限リノ意見ニテ決定シ地券下附ノ日附ヨリ三ヶ年以内ニ全地積ノ開墾ヲ了ラザル可ラズ
- 二、百英反以上ノ土地租借ハ在倫敦ノ重役會議ノ認可ヲ得ベキモノトス、而シテ百英反以上六百四十英反(一方哩)以内ノ土地ハ毎年全地積ノ五分ノ一以上ヲ開墾セザル可ラズ、マタ如何ナル場合ニモ地券下附ノ日限ヨリ起算シテ六ヶ月以内ニ開墾ニ着手スベキモノトス
- 三、土地ノ位置、性質、及所生物ノ價值ニ依リテ公課金ヲ異ニス例セバ古々椰子栽培地トシテ租借スル者ニ對シテハ無料ニテ下

南洋貿易企業關係法規

附シ、租借ノ當初ヨリ五ヶ年間又ハ收穫ヲ得ルマデ一ヶ年一英反ニ付五十仙ノ地租ヲ課シ、五年後ニ收穫アルニ年ヨリ一英反ニ付二弗五十仙ノ公課金ヲ徴收ス

四、米作ノ目的ニテ租借スル者ニハ三年間ハ地租ヲ免ジ公課金モ課セズシテ土地使用權ヲ許可シ又公課金ノ納付ニモ必ズシモ一時ニ限ラズ六ヶ月以内ニ於テ公納ヲ許ス

五、租借ニ於ケル測量費用ハ左ノ如シ

租借地測量費賦課率	
一、英反以下	三、〇〇
二、同	四、二五
三、同	五、五〇
四、同	六、七五
五、同	八、〇〇
六、同	九、一〇
二十五英反迄	一、一〇
二十五英反	三、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	一、〇〇
五十英反	五、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	七、〇〇
百英反	一〇、〇〇
以上一英反ヲ増ス毎ニ	七、〇〇
二百五十英反	二〇、〇〇



以上一英反ナ増ス毎ニ  
五百英反  
以上一英反ナ増ス毎ニ  
千英反  
以上一英反ナ増ス毎ニ  
三〇〇、〇〇〇  
四三〇  
五〇五、〇〇〇  
三〇

六、政府ハ企業家ノ事業ヲ安全ナラシムベク、一九一五年度ヨリ  
勞働者契約條令ヲ改正シ、契約期間ヲ三百日トシ、期間満了後  
モ勞働者ガ雇主ニ對スル負債ヲ償却シ了ラザル間ハ十八ヶ月以  
内ニ於テ引續キ償却シ了ラマテ就役ノ責任ヲ負ハシム。

### 第十六 海峽殖民地に於ける 檢疫及防疫法令

#### 概要

(一九一五年發布)

一、檢疫官(港内衛生官)ノ意見ニシテ最近五年間痘瘡ニ罹ラザリ  
シカ或ハ種痘有数ナラザリシト認ムル 印度及支那ノ各港ヨリノ  
移民ハ種痘ナ行フ迄殖民地内ニ上陸スル事ヲ許サズ  
二、カトル船船ニ乗込メル移民ノ種痘ヲ要求スル事檢定官ヨリ其  
船長或ハ代表者ニ通知アリタル時ハ常ニ檢疫船醫留所ニ停船ス  
可ク、且種痘ヲ終ルマテ移民ノ殖民地内ニ上陸スル事ヲ禁ズ、  
但シ 檢疫官種痘ノ不必要、又ハ不可ナラシムル者ニ在リテハ

種痘ヲ行ハズシテ上陸スル事ヲ得  
三、船長ハ殖民地内ニ上陸スル事ヲ禁ジラントシ移民ヲ船内ニ留  
置シ且其目的ノ爲メニ必要ナル手段ヲ採ルノ責任アリ  
四、檢疫船醫留所ニ上陸シタル者ハ殖民地ニ上陸シタル者ト見做  
サズ  
五、殖民地内、外ノ港ニシテ傳染病地トノ發表アリタル時ハカ  
ル港ヨリ來リタル甲板旅客及三等旅客ノ殖民地ニ上陸スル事ヲ  
絕對及相對ニ禁止スルノ命令ヲ發スル事ヲ得  
六、左記傳染病患者ヲ旅客中ニ發見シタル時ハ該傳染病ガ既ニ他  
人ニ傳染スルノ恐ナキニ至ル迄檢疫船醫留所ニ留置スル事ヲ得  
七、若該傳染病ガ肺結核、癩病、癩病、トヲホムナル時ハ總督  
ノ特ニ免ズルモノニ非ザルヨリハ入港セル船ニヨリ或ハ其船長  
ノ費用ニヨリ其本國若クハ乘組地ニ送還セラル可シ  
八、何人ト雖モ 毒蟲或ハハスト菌、生菌菌、顯微菌、或ハ培養バ  
クテリヤ菌ヲ故意ニ殖民地ニ輸入ス可カラズ 但シ發表ノ書  
式ニヨリ衛生或ハ檢疫官ノ許可書ヲ有スルモノハ此限リニアラ  
ズ  
九、衛生或ハ檢疫官ハ人類及獸類ニ感染ス可キ病氣ニ傳染シタル  
若クハ傳染ノ見込アルカ或ハ人類消費ニ不適當ナルカ或ハ毒蟲  
ガ淵源ヲ含有シ或ハ含有スルカ如ク見ユル輸入物品ヲ検査シ及  
差押フ事ヲ得  
十、カクシテ押差ヘラレシ感染品若クハ毒蟲品ハ悉ク衛生或ハ檢

疫官ノ指圖ニ從ヒテ處分セラレ而シテ若シ人類ノ消費ニ適セザ  
ルカ病毒ニ感染セルカ毒蟲ヲ發生スルラシキカ若クハ健康ニ危  
險ナルラシキ事ヲ發見セル時ハ寫ハ輸入者ニモ與ヘラル、F表  
ノ書式ニヨリ衛生或ハ檢疫官ノ命令書ニヨリ直ニ破毀セラレ可  
シ

十一、殖民地ノ傳染病港或ハ嫌疑港ヨリ發シ又ハ輸出セラレル、船  
舶、旅客、及貨物ハ悉ク此法令及其附屬規定ニ示サレルカ如キ  
處置ニ從フ可シ

十二、使用セラレタル手荷物、毛布、裘、絨氈以外ノ衣服及寝具  
並ニ頭髮及時々官報ニ告示セラレル物品ハ官報ニ疫症及痘瘡流  
行地タルノ發表アリタル時ハ其殖民地内、外ノ港ヨリノ輸入、  
及其殖民地内ノ港ヨリノ輸出ヲ禁ゼラル

十三、手荷物ハ檢疫官ノ任意ニヨリ破毀セラレ又ハ消毒セラレ、  
事ヲ得破毀セラレタル手荷物ハ檢疫官ハ評價ニ因リテ所有者ニ  
賠償金ヲ支拂ハル

十四、次ニ掲ケル物ハ官報ニヨリコレヲ病地タル事發表セラレタ  
ル時ハ其殖民地内ノ港ヨリノ輸出及殖民地内、外ノ港ヨリノ輸入  
ヲ禁ゼラル且又官報ニ腸熱及赤痢ノ罹災地タル事發表セラレタ  
ル殖民地或馬來聯邦州其他ノ馬來州ノ各場所、地方及ムキムス  
ヨリ輸入セラレル事ヲ禁ズ

果・物 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)  
野菜 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)

南洋貿易企業關係法規

牛乳 (主ニ稀薄ニセルモノ、封印シタルモノヲ除ク)  
魚 (主ニ罐詰罐詰ヲ除ク)  
甲魚類  
雜菜  
臘腸  
肉類 (鹽漬、水物ヲ除ク)  
其他時々官報ニ告示セラレル食料

### 第十七 農園勞働者令

(海峽殖民地及馬來聯邦州)

第一條 本令ハ千九百十年發布農園勞働者(衛生保護)令ト稱シ知  
事總長ガ官報ニ告示スル日ヨリ之ヲ實施ス (千九百十年十二月  
發布十一月一日實施)

第二條 本令ハ他ノ現行法令ヲ以テ規定セル雇主ノ業務及罰則ヲ  
斟酌セズ又モ官吏ニ賦與シタル職權ヲ制限セス且又治罪法利  
法ノ適用範圍ニ關涉セザルモノトス但シ何人モ同罪ノタメニ被  
此ニ重ニ罰セラルコトナシ

第三條 本令ノ雇主トハ其農園二十名以上ノ勞働者ヲ使役スル個  
人、團體、會社或ハ法人及其代表者又ハ代理者或ハ一時的者  
ハ永久的ニ其事業ノ責任ヲ負フ所ノ者ヲ總稱ス  
勞働者使用トハ給料ヲ直接雇主ヨリ 仕拂フト請負人ヨリ勞働者  
ニ仕拂フトニ論ナク勞働者ガ雇主ノタメニ作業シ又ハ契約請負



ノ下ニ就業スル場合ヲ云フ  
 労働者トハ農園ノ作業ニ直接従事スルカ又ハ請負、契約ノ下ニ  
 就業スル亞細亞人ヲ云フ  
 農園トハ農業ノ經營セラルル地又ハ野菜樹木ノ農産物ヲ收穫シ  
 得ベキ地ニシテ面積二十五噓以上ニ亘ルモノヲ云フ  
 常務支配人トハ労働者ノ就業スル農園ニ常住スルカ或ハ其農園  
 ノ直接責任ヲ負フベキ雇主又ハ雇主ノ代理人ヲ云フ  
 保護官トハ支那民務局書記官或ハ該官吏方知事ノ允許ヲ經テ其  
 職務履行ヲ委任セルヲ云フ  
 長官トハ千九百四年發布印度移民令ニヨリ任命セラレ居ル長  
 官或ハ千九百九年發布印度移民令ニヨリ任命セラレ居ル長官  
 若クハ其長官が知事ノ允許ヲ經テ其職務ヲ委任セルモノヲ云  
 フ  
 知事トハ農園所在地ノ州知事ヲ云フ  
 衛生官トハ馬來聯邦州ノ警務長官或ハ該長官が知事ノ允許ヲ經  
 テ其職務ヲ委任セル者ヲ云フ  
 雇主トハ農園労働者ノ宿泊ニ供スル一時的又ハ永久的ノ家屋或  
 ハ家屋ノ集團ヲ云フ  
 危険ナル感染症傳染病トハ「バースト」虎列拉、痘瘡其他知事總長  
 が危険ナリト認テ時々官報ニ告示スベキ傳染病、感染病ヲ云フ  
 第四條 雇主ハ請負、契約又ハ其他ノ規約ノ下ニ自己ノ農園ニ使  
 役スル各労働者及自己ノ農園或ハ農園外ノ所有地、借地、其他

ノ管理地ニ居住セシムル各労働者ニ對シ屋舎ヲ給與スベシ  
 (イ) 恰當適良ノ屋舎 (ロ) 良水ノ充實給與  
 (ハ) 適切良好ノ衛生設備 (ニ) 病室及其附帶設備  
 (ホ) 醫ノ診察及病院内ノ食品 (ヘ) 精良藥品ノ充實給與  
 第五條 (一) 屋舎ハ常に衛生的要求ヲ履行シ且其周圍ハ常に衛生  
 的清潔ニ保持スベシ  
 (二) 屋舎又ハ其周圍ノ状態ガ労働者ノ健康保全ヲ害スベキ場  
 合ニ其屋舎ニ労働者ヲ宿泊セシメタル雇主ハ其宿泊セシメタル  
 労働者各一名ニ對シ百弗以下ノ罰金ニ處セラレベシ  
 但シ一級列事之ヲ判決ス  
 第六條 農園ニ使役又ハ居住スル労働者ガ一國民或ハ一人種ニ非  
 ザルトキハ各國民或ハ各人種ニ各別ノ屋舎ヲ給與スベシ委細ハ  
 知事之ヲ命令ス  
 第七條 (一) 本令實施後、雇主ガ農園又ハ其隣地ニ永久的屋舎ヲ  
 建設スルニハ特ニ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外ハ知事總長ノ  
 命ニ依テ調整シアルニ一ノ圖案ニ準據シ指定材料ヲ使用スベシ  
 而シテ其位置ハ衛生官ガ労働者ノ屋舎ニ適セリトシテ許可セル  
 モノナルヲ要ス (圖案ハ知事ニ出願セバ無代價ニテ雇主ニ附與  
 スベシ)  
 (二) 第一項ノ圖案ニ據ラズシテ屋舎ヲ建設セント欲スル者ハ  
 該知事ニ出願シテ其圖案ノ許可ヲ得ルヲ要ス  
 (三) 下水溝ハ衛生官ノ指定スル場合ニ排水セシムベシ

第八條 永久的の屋舎ハ事情ノ許ス限リ森林ヨリ遠隔スベク其周圍  
 二百尺以内ニハ森林又ハ建物ヲ存置スベカラズ  
 常務支配人ハ此区域内ニ於ケル排糞物及排泄物ノ掃除、屋舎内ノ  
 日々清掃、屋舎内外排糞物ノ蒐集、埋蓋ヲ監督シ日々是等作業  
 ニ要スル労働者ヲ指定スベシ  
 第九條 衛生官ハ屋舎ノ位置、構造、大サ又ハ其他ノ事項ガ居住  
 労働者或ハ其以外ノ人健康ニ害アリト認ムルトキハ其報告書及  
 改善法ヲ知事ニ上申スベシ知事ハ其報告ニヨリ該屋舎ノ移轉、  
 改善或ハ増築ヲ一定期間ニ竣成セシムベキ旨其雇主又ハ常務支  
 配人或ハ兩者ニ通牒命令スベシ  
 但シ知事が必要ト認ムルトキハ屋舎ノ移轉スベキ位置、改善條  
 項或ハ増築ノ方法及其大サヲ命令シ且其命令セル移轉、改善、  
 増築ノ竣成以前ニハ其屋舎内ニ労働者ノ宿泊ヲ絕對禁止スルカ  
 若クハ其宿泊人員ヲ限定スルコトヲ得  
 第十條 各労働者ノ飲用、厨用及浴用給水量ハ知事一般ニ公示セ  
 ル一日量ガ或ハ農園ニ向テ特ニ指命セル一日量ヨリモ少ナキコ  
 トヲ得ズ  
 雇主ガ如上ノ給水ヲ怠トキハ其不足ヲ持續スル期間内一日ニ對  
 シ百弗以内ノ罰金ニ處セラレベシ但シ一級列事之ヲ判決ス  
 第十一條 衛生官ハ農園ノ使用労働者若クハ居住労働者ノ衛生上  
 必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ常務支配人ニ通牒シテ河川、  
 水流、水溜、池、井又ハ其他ノ源泉水ノ飲用、厨用ヲ絕對

ニ禁止スルカ若クハ命令書指定ノ改善方法ニ着手或ハ之ヲ勵行  
 セルトキ之ガ使用ヲ禁ズルカ或ハ着手勵行スル迄一時的ニ其使  
 用ヲ禁ズルコトヲ得又同シク常務支配人ニ通牒命令シテ水溜、  
 井ヲ閉鎖シ或ハ池ヲ填廢セシムルコトヲ得  
 第十二條 農園所設ノ井水ヲ飲用、厨用浴用ニ供スル場合ニ衛生  
 官吏ノ命令アリタルトキハ常務支配人ハ井ノ全部若クハ一部ヲ  
 知事總長ノ認可セル一ニ一ノ圖案ニ從テ煉瓦造トナスカ又ハ改善  
 スベシ其圖案ハ知事無代價ニテ雇主ニ附與ス  
 第十三條 衛生官ハ屋舎居住ノ労働者ニ對シ給水不足又ハ水質不適  
 ト認ムルトキハ其趣ヲ知事ニ上申スベシ知事ハ其報告ニ據リ給  
 水ノ増量又ハ水ノ改善ヲ一定期間内ニ竣成セシムベキ旨其雇主  
 又ハ常務支配人或ハ兩者ニ通牒命令スベシ而シテ知事ハ該水質  
 ガ適良セザルトキハ又ハ適良スル迄或ハ改善法ガ着手又ハ勵行  
 セラレ、迄該水ノ使用ヲ禁ズルコトヲ得  
 第十四條 (一) 糞便取扱ハ知事總長ガ官報ニテ布告スル本令細則  
 ニ據ルベシ  
 (二) 第一項ノ細則ニ抵觸スル件ヲ以テ衛生官ヨリ一定期間ニ  
 其改良ヲ通牒命令セラレタル雇主ニシテ其改良ヲ怠ルトキハ一  
 級列事百弗以内ノ罰金ニ處シ其宣告日ヨリ起算シテ怠慢行爲ノ  
 持續期間中一日十弗宛ノ罰金ヲ追徴ス  
 第十五條 衛生官ハ屋舎居住ノ労働者ノ厨園ガ労働者又ハ労働者  
 以外ノ人ノ衛生上危険ナリト認ムルトキハ其報告書及改善法ヲ



知事ニ上申スベシ知事ハ其報告ニ據リ該園ノ移轉或ハ改造ナ  
一定期間内ニ竣成セシムベキ旨其雇主又ハ常務支配人或ハ兩者  
ニ通牒命令スベシ但シ知事が必要ト認ムルトキハ該園ノ移轉ス  
ベキ位置及改築條件ヲ命令シ且其移轉改築ノ完成以前ニハ其園  
圃ノ使用ヲ禁ズルコトヲ得

第十六條 衛生官ハ農園ノ使用又ハ居住労働者ノ衛生上必要ト認  
ムルトキハ何時ニテモ園圃ノ閉鎖又ハ指定消毒ヲ常務支配人ニ  
通牒命令スルコトヲ得又農園ノ一般消毒ニ就テ指揮命令スルコ  
トヲ得ベシ

第十七條 知事ハ何時ニテモ労働者ヲ使用スル農園内又ハ其近接  
地ニ規定ノ病室敷テ有スル私立病院ノ一定期間内感染及其維持  
ヲ通牒命令シ又病院已設ノ場合ニハ其擴張又ハ不足病室ノ増築  
ヲ通牒命令スルコトヲ得且又千九百十七年發布ノ醫師登錄令ニヨ  
リ登錄セラレタル醫師ヲ居住セシメテ農園病院若クハ其他雇主  
ノ保管ニ係ル病院ヲ擔任セシメ且ツ衛生官ノ首肯スル適良家屋  
ヲ醫師ニ給與スベキコトヲ要求スルコトヲ得  
二個以上ノ農園ノ位置ガ一病院ヲ以テ相互ノ患者ニ便宜ナ與ヘ  
得ベキ場合ニハ相互ノ雇主ハ知事ノ許可ヲ經テ一ノ共立病院ヲ  
建設スルコトヲ得

但シ相互ノ雇主及常務支配人ハ其病院ノ維持、規定ノ醫員部、  
手當、食料、藥品ノ給與、及規定ノ病院、監査執務並ニ届出ニ  
就テ責任ヲ有スルコトヲ各園各別ノ病院ニ於ケルコト同シ

(ロ) 給與スベキ患者食料ノ詳細及其分置

(ハ) 常備スベキ藥品及内科用品ノ詳細

(ニ) 使用スベキ看護手事務員夫其他必要雇員ノ數

(ホ) 常備スベキ各藥品ノ量及内外科用品ノ數

第二十二條 知事總長ハ左ノ項目ニ對シ時々細則ヲ設定ス

(一) 農園病院ノ監査、執務ニ就キ常任醫師ノ心得及常任醫師  
ノ居ラザル病院ニ於ケル擔當看護手ノ心得其他農園病院ニ保管  
スベキ患者ノ記録簿登錄及其書式並ニ記事事項

(二) 疾病、死亡、其他ノ正確報告ヲ農園病院ヨリ衛生官及其  
他ノ官吏ニ提出スベキ場合及方法

第二十三條 農園病院ハ特ニ知事ノ命ナキ限りハ少クモ一ヶ月ニ  
一回、又衛生官ノ要求アリタル場合ニハ其度數丈ケ大英國愛蘭  
主聯邦醫會委員ノ決議ニヨリ登錄セラレタル有資格醫師ノ巡檢  
ヲ經ザルベカラズ雇主自ラ此手續ヲ履行スベク若シ常務支配人  
ガ雇主ナラザル場合ニ此巡檢ナキトキハ常務支配人ハ其旨雇主  
ニ通告スベシ

第二十四條 農園又ハ其近接地ニ農園病院ヲ建設維持スベキ必要  
ナキ雇主ハ知事ガ衛生官ノ意見ヲ徵シテ通達スベキ命令ニ據リ  
テ患者ヲ處置スベシ

第二十五條 (一) 常任醫師ハ(醫師ノ不在中若クハ常任醫師ノ設  
備ナキ農園ニ在テハ常務支配人) 農園ニ於ケル労働者或ハ其外  
ノ者ガ危險傳染病或ハ感染病ニ罹レル疑アルトキハ即時ニ其患

南洋貿易企業關係法規

第十八條 入院當時農園ニ居ル者又ハ居ラザルモ解約後七日以内  
ノ契約労働者ノ入院治療費ハ總テ雇主ノ負擔トシ給料ヨリ控除  
若クハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ回收スルコトヲ得但シ特ニ労働者  
トノ契約アル場合ノ外入院中ノ給料ハ之ヲ支拂フニ及バズ

普通労働者ノ入院治療費ハ雇主之ヲ回收スルコトヲ得但シ入院  
日數三十日以上ノ入院料比率ハ知事ガ知事總長ノ允許ヲ經テ官  
報ニ告示スル所ニ據ル

第十九條 入院當時農園ニ居ル者又ハ居ラザルモ解約後七日以内ノ  
労働者ヲ公立病院ニ入院セシムル場合ニハ其入院治療費ハ雇主  
ノ負擔トシ其比率ハ知事總長ノ允許ヲ經テ官報ニ告示スル所ニ  
據ル、入院治療費ハ其多少ニ論ナク該病院ノ起訴アレバ民事廷  
ニテ雇主ヨリ支拂スベキモノトシ病院長ノ提出書、記載ノ金額  
ハ絕對不動ノ立證タルモノトス  
但シ普通労働者ノ場合ニ在テハ三十日以上ノ入院治療費ハ雇主  
ヨリ支拂スルヲ要セズ

第二十條 雇主又ハ常務支配人ガ正當ノ理由(其辨疏ハ本人自ラ  
ヲ提出スベシ)ナクシテ醫藥ヲ要スル使用労働者ノ送院ナサ  
ザルトキハ五十弗以内ノ罰金ニ處シ初犯後二年以内ニ同罪ヲ再  
三犯スル者ハ五百弗以内ノ罰金ニ處ス

第二十一條 知事總長ハ患者ノ數ニ應ジ左ノ項目ニ對スル細則ヲ  
發布ス  
(イ) 常設及維持スベキ病室及附屬物ノ性質

者ヲ隔離シ且同病ニ感染セル患者ヲ拘束シ置キ直チニ衛生  
官及近住政府醫員ニ報告スベシ該衛生官又ハ其委任ヲ受ケタル  
政府醫員ガ農園ニ來着スルニ先テ何人チモ傳染病疑似患者ノ  
宿泊シタル屋舎内ニ出入セシムベカラズ

(二) 第一項規定ノ手數ヲ盡サズ意慢ノ行爲アル者ハ五百弗以  
内ノ罰金若クハ三ヶ月以内ノ禁錮ニ處ス但シ一級刑事之ヲ判決  
ス

第二十六條 (一) 農園ニ傳染病又ハ感染病發生シタル場合ニ衛生  
官ガ公衆衛生若クハ他ノ農園労働者ノタメ其労働者等ヲ分離ス  
ルノ必要アリト認ムルトキハ雇主ハ自費ヲ以テ隔離收容所ヲ建  
設シ其收容所内労働者ノ扶養及衛生官力必要ト認ムル治療設備  
ヲナスベシ

(二) 衛生官ハ農園労働者ノ一人ガ傳染病又ハ感染病ニ罹リ居  
ルカ又然ラザルモ公衆衛生若クハ他ノ農園労働者ノ衛生上患者  
ヲ醫監督ノ許ニ移スノ必要アリト認ムルトキハ患者ヲ指定ノ場  
所ニ移ラシメ政府醫員ノ放釋認許ノ通牒アル迄其處ニ拘束セシ  
ムベシ

第二十七條 常務支配人ハ自園ノ労働者カ醫藥ヲ要スル場合ニハ  
猶豫ナク農園病院若クハ農園病院ノ設備ナキ場合ニハ最近所ノ  
公立病院ニ送致スベシ患者輸送ノ設備、處置等ハ衛生官ノ命令  
ニ從テ準備スベキモノトス

第二十八條 頭目「カラニ」 「マンドル」其他労働者組ノ直接監



督ニ在ル者ハ部下ノ病氣缺勤者人名ヲ直ニ常務支配人ニ届出  
ベシ此届出ヲ怠リタル者ハ判事又ハ常務支配人ハ五弗以内ノ罰  
金ニ處シ其給料ヨリ控除スル事ヲ得但シ常務支配人ハ記録ヲ保  
管シ置キ判事又ハ判事ヲ通牒委任セル官吏ノ臨檢ニ提供スベシ

第二十九條 衛生官ハ農園労働者ノ衛生上必要ト認ムルトキハ通  
牒ヲ發シテ左ノ事項ヲ常務支配人ニ命令スルコトヲ得  
(イ) 命令書記職ノ内服量及服藥度數ニ從ヒ農園労働者又ハ居  
住者ノ全部若クハ特示ノ人員ニ規尼涅ヲ無料ニテ正規的ニ服セ  
シムルコト

(ロ) 農園労働者ノ全部若クハ特示人員ニ種痘セシムルコト  
(ハ) 命令書ヲ以テ農園労働者ノ全部又ハ局部ノ人員ニ熱珈琲  
又ハ「コンニ」ヲ飲取セシムルコト  
但シ或ル食料ト共ニ副食セシムル場合ニ其食料ハ雇主ノ負擔ト  
ス

第三十條 雇主ハ有資格看護手又ハ他ノ責任者ヲシテ日々雇舎ヲ  
逐視シ屋内清潔、屋外排棄物ノ整理如何ヲ點檢シテ常務支配人  
ニ復命セシメ且ツ労働者中ニ罹病者アリタルトキハ之ヲ診察シ  
テ必要ニ應ジ病院ニ送致スルノ手續ヲナサシメ其部度常務支配  
人ニ届出シムヘシ

第三十一條 知事カ允許シテ農園ニ告示セル衛生規則ヲ故意ニ違  
反シ或ハ常務支配人、常住醫師、若クハ有資格看護手ノ命令ニ  
服セズシテ入院ヲ怠リ又ハ之ヲ拒ム労働者ハ五弗以内ノ罰金若  
クハ十日以内ノ禁錮ニ處ス

二百弗以内ノ罰金ニ處シ其違背行為ノ持續期間中一日十弗宛ノ  
罰金ヲ追徴ス

但シ一級公判廷ニ於テ宣告スルモノトス

第三十六條 雇主又ハ常務支配人ニシテ左ノ項ニ該當セル者ハ二  
百弗以内ノ罰金ニ處ス

- (イ) 知事ノ命令ニ違背シ異國民ノ労働者ニ各別ノ雇舎ヲ給與  
セザルトキ
- (ロ) 位置選定上許可ヲ得タル圖案ニ從ハズ又ハ雇メ許可ヲ受  
クベキ手續ヲナサズ或ハ許可ヲ得ズシテ永久ノ雇舎ヲ建設シ若  
クハ建設セントシタルトキ
- (ハ) 第廿一條ノ細則ヲ遵守セズ或ハ第廿二條ノ細則ニ規定セ  
ル時間内ニ報告書ヲ届出シ怠リタルトキ
- 第三十七條 本令又ハ本令ノ細則中特ニ刑罰ノ規定ナキ條項ニ違  
背セル者ハ百弗以内ノ罰金ニ處シ初犯後一年以内ニ同罪ヲ再ビ  
犯ス者ハ二百五十弗以内ノ罰金ニ處ス
- 第三十八條 本令施行上ノ雇主、常務支配人ニ非ラズ若クハ本令  
或ハ其細則が強制若クハ禁止スル事項ノ責任者ニ非ズト抗辯ス  
ル者ハ自ラ其雇主、常務支配人或ハ其責任者ニ非ルコトヲ立證  
セザルベカラズ

### 第十八 外國旅券規則及注

#### 意事項

南洋貿易企業關係法規

クハ十日以内ノ禁錮ニ處ス

第三十二條 (一) 知事、保護官、長官、地方官、衛生官其他是等  
ノ官吏ニ由テ通牒委任ヲ受ケタル官吏ハ何時ニテモ農園、農園  
内ノ雇舎、其他雇主ノ所有地、借地又ハ其他ノ管理地内ニ建設セ  
ル労働者ノ雇舎、農園病院、倉庫ニ侵入スルコトヲ得雇主及常  
務支配人ハ以上官吏ノ侵入ヲ妨礙セズ居住労働者ノ状態ニ關ス  
ル審査訪問ニ便宜ヲ與ヘ使用労働者ヲ臨檢官吏ノ面前ニ來ラシ  
メ且ツ本令及其細則ニヨリ雇主又ハ其病院ニ保管ヲ命ゼル登錄  
簿及記録簿ヲ點檢ニ供スベシ

(二) 雇主又ハ其以外ノ者第一項ニ記載セル官吏ノ臨檢、訪問  
審査ヲ故意ニ阻礙スルカ或ハ治罪法第十章ニ抵觸スル罪ヲ犯ス  
トキハ治罪法ノ該章ニ照シテ處分ス

第三十三條 知事總長ハ本令勸行ノため及ビ農園労働者ノ衛生保  
全ノため必要ト認ムルトキハ何時ニテモ本令ニ抵觸セザル範圍  
ニ於テ總テ細則ヲ制定シ且其細則違反ノ罰則ヲ附スルコトヲ得  
但シ細則ハ官報ニテ發布シ其發布當日ヨリ之ヲ實施ス

第三十四條 雇主ガ第四條ノ給與ヲ怠リ或ハ第九條、第十三條、第  
十五條、第十七條、第廿四條又ハ第廿六條ノ命令ニ違背スルト  
キハ二百五十弗以内ノ罰金ニ處シ其違背行為ノ持續期間中一日  
五十弗宛ノ罰金ヲ追徴ス但シ一般公判廷ニテ宣告スルモノトス

第三十五條 常務支配人ガ第八條、第十一條、第十二條、第十六  
條、第廿七條又ハ第廿九條ノ命令ヲ怠リ若クハ否認スルトキハ

#### 外國旅券規則

第一條 (省略)

第二條 旅券ノ下付ヲ請フ者ハ書面ニ左ノ事項ヲ記載シ之ニ戸籍  
謄本又ハ其ノ氏名、本籍地及身分ヲ證明スヘキ文書ヲ添附シ内  
國ニ於テハ本籍地又ハ所在地ノ地方上級行政廳(東京府下ニ在  
ルリ警 關東州ニ於テハ關東都督府、外國ニ於テハ在外公館ニ  
出願スヘシ但シ關東州ニ於テハ關東都督、外國ニ於テハ帝國大  
使、公使、領事官又ハ貿易事務官ノ認定ニ依リ戸籍謄本又ハ其  
ノ他ノ文書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得

本條ノ願書ニハ最近ノ撮影ニ係ル本人ノ寫眞二葉(手札形、半  
身、無髮紙)ヲ添附スヘシ但シ父又ハ母ノ旅券ニ併記スル五歳未  
滿ノ子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、氏名(片假名ヲ以テ傍調ヲ附スベシ)

二、本籍地(本籍地ト所在地ト異ナルトキハ所在地ヲ併記スベ  
シ)

三、身分(戸主、家族ノ別家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主  
ノ續柄ヲ記載スベシ)

四、年齢(滿何年若クハ何年何月何日生)

五、職業

六、旅行地名

七、旅行ノ目的

旅行ノ下付ヲ請フ者北海道又ハ長崎縣下對馬國ニ本籍地若クハ所



在地チ有スルトキハ前者ハ警察署ニ後者ハ對馬島廳ニ出願スルコトヲ得

第三條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケル旅券ノ下付ハ各朝鮮總督及樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ(明治四十三年十一月令)

第六條 官命ニ依リ外國ニ旅行スル者ハ内國及關東州ニ於テハ其所管官廳ヲ經由シテ外務省ニ、外國ニ於テハ在外公館ニ旅券ノ下付ヲ出願スルコトヲ得但シ第二條第一項第一號、第六號及第七號ノ事項ヲ開申スヘシ家族又ハ從者ヲ同行スルトキハ同行者ニ係ル第二條第一項第一項乃至第四號ノ事項ヲ併セテ開申スヘシ官命ニ依リ外國ニ在ル者其ノ所在地ニ家族又ハ從者ヲ呼寄セムトスルトキハ其ノ旅券下付ノ出願ニ關シテ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第七條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ニ依リ移民又ハ保證人ヲ要スル移民ニシテ第二條ノ出願ヲ爲ストキハ、移民取扱人又ハ保證人ノ連署ヲ要ス

第八條 第二條ノ規定ニ依リ内國及關東州ニ於テ旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ一枚ニ付金一圓ニ相當スル收入印紙ヲ旅券領收證ニ貼付スベシ

外國ニ於テ帝國大使及公使ノ徵收スヘキ旅券下付手数料ハ明治三十三年外務省令第三號ノ規程ニ依リ

第九條 旅券下付ヲ受ケル者ハ其券面ニ署名スルコト能ハサルト

第十七條 本令ノ規定ニ依リ旅券ノ返納又ハ其ノ紛失若ハ發見ノ届出ヲ受ケヘキ官廳ハ内國ニ於テハ地方上級行政廳、警視廳、函館支廳及對馬島廳關東州ニ於テハ關東都督府、外國ニ於テハ在外公館トス

第十八條 (省略)

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ旅券ヲ沒收シ百圓以内ノ罰金若クハ科料又ハ三月以下ノ徴役ニ處ス

一、第二條第一項各號ノ事項ヲ詐稱シ又ハ第十條各號ノ一ニ該當スル者事實ヲ申告セス其他詐欺ノ行爲ヲ以テ旅券ノ下付ヲ受ケタル者及之ヲ補助シタル者

一、他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ旅券ヲ授受シタル者及之ヲ補助シタル者

一、旅券ニ貼付シタル寫眞ヲ取換ヘ該旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメタル者

一、本令ニ依リ旅券ヲ返納スヘキ場合ニ之ヲ返納セスシテ使用シ又ハ事實ヲ偽リテ旅券紛失ノ旨ヲ届出シタル者(明治四十二年令第三十二號ヲ以テ改正)

旅券下付ニ關スル事項

英吉利 寫眞、査證を要す。英國より西班牙、葡萄牙及び南米に赴かんとする者は、英國當該官憲より許可證を受くるを要す。

南洋貿易企業關係法規

キハ代署セシメ本人之ニ實印ヲ押捺スヘシ旅券面ニ査證アルコトヲ必要トスル國ニ旅行スル者ハ其定ムル所ニ依リ査證ヲ受ケ

第十條 第二條ノ規定ニ依リ旅券ノ下付ヲ受ケタル後六ヶ月以内ニ出發セザル者ハ旅券ヲ返納スヘシ

第十一條 (省略)

第十二條 旅行者歸國若クハ歸著シタルトキハ旅券ヲ返納スヘシ旅券ノ下付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ其ノ遺族ヨリ之ヲ返納スヘシ

第十三條 商業流業其ノ他職業ノ爲特定ノ地ニ數次往復スル者ハ歸國若ク歸著毎ニ其ノ旅券ヲ返納スルコトヲ要セス但シ旅券領收ノ日ヨリ三箇年ヲ過キテ歸國若ク歸著スルトキ又ハ歸國後何時ニテモ本人所在地ヲ管轄スル地方行政廳ヨリ命令アリタルトキハ之ヲ返納スヘシ前項特定ノ地ハ外務大臣之ヲ告示ス

第十四條 旅行十年ニ及ビ歸國セザル者ハ旅券ヲ領收シタルトキヨリ十年以内ニ帝國大使、公使、領事官又ハ貿易事務官ノ査證ヲ受ケヘシ其ノ後十年ニ及フ毎ニ亦同シ

第十五條 旅券ノ下付ヲ受ケタル者第十條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ第二條第一項第一號乃至第三號、第六號及第七號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ旅券ヲ返納スヘシ

第十六條 旅券紛失シタルトキハ直ニ届出ツヘシ之ヲ發見シタルトキ又同シ

香港 危險區域を通航する英國船舶は婦人及小兒の乗組を禁止す

英領印度 寫眞、査證を要す。(十五歳以上の者に適用す)

錫蘭島 船員は寫眞を貼付する旅券携帯を要す。但し高級船員の外上陸は許されざるものゝ如し。

英領海峽殖民地 査證を要す(但し十五歳以上の者に限り適用す)

英領北ボルネオ 寫眞、査證又は國籍證書を要す。

澳洲 寫眞、査證及び人相特徴の記載を要す。(但し十五歳以上の者に限り適用す) タウンズビル港上陸には特別許可を要す。

ニューシランド 寫眞、査證を要す(但し十五歳以上の者に限り適用す)

埃及 寫眞、査證を要す。右の外最密英國領事官に特に入國出願をなすを要す。

ナイセリア 寫眞を要す

ザンゲバル 寫眞、査證を要す

南阿爾邦 査證を要す。在ケーブタウン帝國名譽領事に電報又は書面を以つて同國到着十四日前に通告し置くを要す。

西部阿非利加ガムビヤ殖民地及同保護領 寫眞、査證を要す。

佛蘭西 寫眞、査證を要す(旅券に國籍及び渡航地市町村名の記載等を要す) アルボリー 佛國殖民地及び佛國保護國に付いては同前

佛領印度支那 寫眞、査證を要す。

伊太利 査證を要す。

二五五



西班牙 査證を要す。(生來の日本人なるや否を明記す)  
 葡萄牙 査證を要す。  
 瑞典 入國目的を記載せる旅券を要す。  
 諾威 査證を要す。(成年者の同伴する十二歳未満の者を除く)  
 丁律 査證を要す。  
 露西亞 査證を要す。但し九歳以下の者に適用なし。旅券  
 に下附官憲の證明記入を要す。芬蘭經由露國に赴く外國人は特に  
 在ストックホルム露國總領事の査證を受くるを要す。  
 北米合衆國(布哇、比律賓群島等の屬領地を含む) 査證を要す。米  
 國通過者を含む。米國諸港に赴く船舶の船員は旅券又は國籍證  
 書を携帯するを要す。露國駐付の宣言書三通を出發港の米國領事  
 館へ二週間前に提出するを要す。  
 墨西哥 査證を要す。

### 第十九 徵兵令中改正に關する件

大正七年三月三十日法律第二十四號を以て徵兵令中改正ありたるが、徵兵猶豫に關する改正要項及附則左の如し。  
 一、第二十三條の二、滿二十歳に至らざる前より露國領沿海州、露國領薩哈連、支那、香港、及澳門以外の外國に在る者に對しては、本人の願に依り滿三十七歳迄徵集を延期す。

前項に依り徵集を延期せられたるもの、延期の事由消滅したる時は抽籤の法に依らずして之を徵集し滿三十七歳を過ぎたる時は國民兵役に服せしむ  
 本法は大正八年十二月一日より之を施行す  
 本法施行の際舊法第二十三條第一項の規定に依り徵集猶豫中の者の其事故に依る徵集猶豫及其事故止みたる場合に於ける届出に付ては従前の規定に依る  
 (従前の規定に依れば南洋在留の故を以て徵兵猶豫期限は滿三十二歳迄なりしを本規定は滿三十七歳迄に延長し本法施行の日より其適用を受くるものなり)

### 第五抄 南洋企業案内

#### 椰子栽培收支豫算表

(三神 敬 長氏調査)

「マタハ」(Matajah)耕地の状態及其價格  
 一、位置 「マタハ」州(Tyabas)ムラナイ(Mulanay)村字「マタハ」に在り「マニラ」市を距る約四十五里なり。  
 一、地勢 東、北、西三方に風害を防ぐ可き格好の山岳あり南方は開きて海面を望み自由に海風に接す此れ椰子樹の生

育に優效あるものなり。

耕地の全部は幅十五間餘の小河を以て圍繞せられ其中路程は吃水吸餘の小汽船を通航せしむること可能にして生産品を海岸碇泊中の本船に積込む可き舟楫の便あり。

一、新開墾地 約二十町歩

椰子樹植付後十四ヶ年を経過したる者一千三百五十本及び二ヶ年を経過したる者一千二百本なり。

一、未開墾地 約四百八十町歩

全體雜草の原野なり。

一、購買價格 耕地の全面約五百町歩にして其購買價格金一萬五千比貨(我約一萬五千圓)即ち一町歩當り卅比貨の割合なり。

備考比律賓の通貨一比貨は我約一圓に當り又土地の面積一「ヘクタール」(Hectare)は我一町廿四歩即ち約一町強に當る。

「マタハ」耕地に於て椰子樹栽培收支豫算

椰子は熱帯植物の一種にして當群島に於ける最も重要な商業的産品として北米合衆國並に全歐洲諸國に於ける需要額は年々増加して停止する所を知らず即ち椰子實の乾果「ココナ」を稱するものなり其他枝葉等一として賣つ可きものなし而して之れを植付け其結實を見るに至るまで数年の月日を要するの缺點ありと雖も

南洋企業案内

其結實期に達するや少なくとも八十年の壽命を保有して最も的確に利益を提供するは他の有用植物に發見する能はざる特色なり。

「マタハ」州は氣候風土比律賓群島中椰子栽培の最適地にして全州の大半は此樹の生育を以て充たされ居るを見る尙群島ココナ輸出總額の過半は實に本州の生産する所なり故は「マタハ」耕地に於ける椰子栽培業の目論見は亦良好の成績の望む可きこと毫も疑ふの餘地なし。

第一期開墾二百五十拾町歩椰子植付數三萬五千本一町歩に付百本宛の割合なり。

#### 收支計算

##### 第一年支出

一、耕地購買價格 五百町歩(一町卅比貨宛)一五、〇〇〇比貨  
 一、開墾費用 二百五十拾町歩(一町拾五比貨宛)三、七五〇〇  
 「第一期開墾二百五十町歩は雜草の原野なるを以て之れを焼き拂ひ一度働き返せば栽培充分にして開墾費に容易なるものとす而し水牛八頭を有する八人の労働者は能く一町歩を耕すを得可く其實金は二人(水牛使用料を含む)一比貨五十仙とす即ち一町歩の開墾費はP100x8=800にして此外雜役人夫を毎町三人使用するものとして參比貨(一人七十五仙の割)合計十五比貨を要す。

一、苗木 二萬五千本代(一本六仙宛)一五、〇〇〇  
 「種子苗の四ヶ月乃至六ヶ月養育して完全に發芽したる苗木



は普通一本四仙より五仙に富なるも此れを充分に見積りて本六仙と計上す。

即ち  $Pa.06 \times 25000 = P1,500$  なり

一、町歩百本の苗木植付(植付間隔十米突にて一町の面積百米突平方)にて二百五十町歩は二萬五千本を植付け得

一、植付費 二萬五千本(百本四比貨宛) 一、〇〇〇比貨

「植付費は地方により差異あれば「ラグナ」州(Laguna)及び「タヤパス」州の中部附近に於ては「百本毎二比貨五十仙より三比貨を支拂ふもこれを安全に見積りて四比貨と計上せり。

一、耕作機具 農具及銃器代小銃二挺 四〇〇比貨

「一般に使用する例へば鋤、鍬、鎌、斧、ホロ刀其他除草器全部を三百比貨と見積れば足る可く、此れに銃器二挺を百比貨とす銃器は有害動物撃滅に用ひ兼て監督者の護身用に充つ」

一、水牛及馬匹輸入費 水牛五頭馬匹二頭 六〇〇比貨

「開墾運搬及び耕作作用として二百五十町歩の面積に水牛五頭(一頭百比貨の割)馬二頭(一頭五十比貨の割)は一見過少な

が如きも開墾用には雇人夫附屬の水牛を役するに付半馬七頭なれば其他の雜役には充分なりとす水牛は野に放ち置けば雜草によりて自活するにより別に飼養の費用を要せず」

一、除草耕作費 一町歩に付五比貨 一、五〇〇比貨

「椰子樹栽培地方に於ては苗木植付後各十町歩に對し一家族の土人小作人を入れ爾後四ヶ年間椰子畑に陸稻及び玉蜀黍等

の間作を爲さしめ其收穫の半分を給與するの習慣なるを以て今茲に此收穫の全部を與へ外に一町歩に付一ヶ年五比貨を給すれば事足る即ち  $P106 \times 550 = P1,250$  なり外に  $P1,500$  を加へ  $P1,500$  なり。

一、町歩より得る開作の陸稻は最低十八「カバン」(「カバン」は我一斗五升に當る)の額を收穫し得るが故に一町歩よりの實收支米は其半數九「カバン」を得故に十町歩より九十カバンの支米を收め此「カバン」二比貨五十仙の價格とし右一家族一ヶ年廿五比貨の收得となる可く之れに除草耕作費壹町歩に付五比貨の割にて給與せらるれば一家族一ヶ年の實際収入は二百七十五比貨となるなり」

一、監督者給料 一人全耕地支配人 三、〇〇〇比貨

「開墾、植付、耕作等の監督者監臨除費、使用人又は小作人督勵其他諸般の取締を爲す可き適當誠實なる監督者一人を要す給料月二百五十比貨は高きに過ぐるが如きも適地に何等の娛樂もなき不自由なる耕地に永く留地して熱心新業に従事せしむるものなるを以て特別の待遇を與ふるを要す然らざれば適任者を得ること至難なりとす」

一、住宅倉庫 一、二〇〇比貨

「監督者住宅一棟五百比貨小作人居住所十棟五百比貨(一棟五十比貨の割)及び倉庫一棟二百比貨と計上せり」

一、井戸開墾費 飲料水用掘抜井戸一個 五〇〇比貨

「衛生設備なき遊地にては完全なる飲料水缺乏するを以て掘抜井戸を開墾すること最も必要なり」

一、雇人夫 當雇一箇年分給料 一、二〇〇比貨

「廣大なる耕地を監督するには一人の監督者にては手不足の點多きを以て相當の智識を有する者勞働を兼ね併せ監督者の助手として三人を雇入れ一ヶ年一人分四百比貨を支拂ふと計上せり」

一、臨時費 一、五〇〇比貨

「臨時費の中には橋樑費及び監督者住宅用家具買入費其他地租税、農具破損及其補充費應急備付藥品費其他の消費費を計上す」

一、果實採集及び「コブラ」製造費 三五四擔 四〇四〇比貨

「椰子實の採集費は地方によりて差異あれども「タヤパス」州にては各千個に付一比貨を支拂ふ採集後「コブラ」に仕上るまで同じく千個に付二比貨五十仙を支拂ふ故に千個の製造費は計三比貨五十仙とす即ち千個三擔半の製造費一擔に付一比貨の割合なるも之を充分に見積りて四比貨と見て一擔の割合一比貨十四仙に計上するときは千三百五十本より果實採集及「コブラ」製造費は  $P106 \times 354 = P1,400$  なり。

合計 三一、五五四比貨

一、椰子樹數 十四年生 一、三五〇本

南洋企業案内

第一年收入

十四年生

一、三五〇本

一、椰子果實數 一〇一、二五〇個

内輸に見積りて一本より七十五個を生ず

一、一千個より三擔半を産す 三五四擔

一、一擔を八比貨として 二、八三二比貨

一、小作人除草耕作手當 一町歩五比貨の割 一、五〇〇比貨

一、補充苗代 前年度植付苗の内一割枯死と見て三〇〇比貨

一、監督者給料 一人一ヶ年分 三、〇〇〇比貨

一、常雇人夫三人分給料 一ヶ年分 一、二〇〇同

一、臨時費 前年度同斷 一、五〇〇同

一、果實採集及び「コブラ」製造費前年同斷 四〇四同

合計 七、九〇四同

一、コブラ」賣上代 第二年收入 二五四擔

一、小作人除草耕作手當 第三年支出 二、八三二同

一、監督者給料 一町五比貨の割 一、五〇〇同

一、常雇人夫三人分給料 一ヶ年分 三、〇〇〇同

一、臨時費 前年度同斷 一、二〇〇同

一、果實採集及び「コブラ」製造費同 上 四〇四同

合計 七、六〇四同

第三年收入

二五九



南洋要覽

「コブラ」賣上代 前年同額 二、八三二比貨

第四年支出

- 一、小作人除草耕作手當 一町五比貨の割 一、五〇〇比貨
- 一、監督者給料 前年同額 三、〇〇〇同
- 一、雇人三人分給料 同 一、二〇〇同
- 一、臨時費 前年同額 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 四〇四同

合 計 七、六〇四比貨

第四年収入

「コブラ」賣上代 三五四擔 二、八三二同

第五年支出

- 一、監督者給料 前年同額 三、〇〇〇同
- 一、常雇人夫三人分給料 同上 一、二〇〇同
- 一、臨時費 同上 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 四〇四同

合 計 六、一〇四同

第五年収入

「コブラ」賣上代 前年同額 二、八三二同

第六年支出

- 一、監督者給料 前年同額 三、〇〇〇比貨
- 一、常雇人夫三人分給料 同上 一、二〇〇同
- 一、臨時費 同上 一、五〇〇同

合 計 五、七〇〇同

「コブラ」賣上代 前年同額 六九一同

第六年収入

- 一、果實採集及「コブラ」製造費 六六〇擔 六、三九一比貨

合 計 六、三九一比貨

第七年支出

- 一、監督者給料 前年同額 三、〇〇〇比貨
- 一、常雇人夫四人分給料一人を増す一ヶ年分 一、六〇〇同
- 一、臨時費 前年同額 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 一、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 同上 一、五〇〇同

合 計 一七、二二二同

第七年収入

「コブラ」賣上代 五千七百八十五擔四六、四二八同

「植付後七年目なるを以て新舊樹数は地計は二萬七千五百五十本なり樹の多数は初年目なるを以て新舊平均一本結實數を

六十個と計算して百六十五萬三千個の果實を得各千個の果實より三擔半の「コブラ」を産出せば五千七百八十五擔半を收穫し此れが賣却一擔八比貨と計上す。

第八年支出

- 一、監督者給料 前年同額 三、〇〇〇比貨
- 一、常雇人夫十人分給料 前年より六人増加す臨時の費用増加するを以て千圓を増す 三、六〇〇同
- 一、臨時費 二、五〇〇同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 〇個各一〇〇〇 八、二六五同
- 一、果實採集及「コブラ」製造費 〇個各一〇〇〇 三、六〇〇同

合 計 二〇、九六五同

第八年収入

- 一、「コブラ」賣上代 七、二二三擔 五七、八五六同
- 一、本年は結實第二年目なるを以て椰子樹一本より平均七十五個結實と計上し二萬七千五百五十本より二百六萬六千二百五十個の果實を得各千個より三擔半の「コブラ」を製造計七千二百三十二擔なり一擔を八比貨とす。

第九年以後は三百餘町歩の既開椰子畑並に未開墾地二百餘町を所有し更に年々四萬比貨餘の純利益を見る可きものなり。

第一表 收入

支 出	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	合計
陸嶺椰子園作 (但し小作人收入)	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二
椰子實(コブラ)	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二	二、八三二
合 計	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四	五、六六四



計	同四年	同五年	同六年
計	一五,000	一七,六六一	一七,六六一
同四年	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
同五年	四,〇〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
同六年	六,九一一	一,九〇〇	一,九〇〇
合計	一五,〇〇〇	一七,六六一	一七,六六一

第三表 收支差引表

計	収入		支出		損差	引
	第一	第二	第一	第二		
第一	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
第二	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
第三	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
第四	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
第五	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
第六	二,八三三	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
合計	一五,〇〇〇	一七,六六一	一七,六六一	一七,六六一	一七,六六一	一七,六六一

計	自第一	同六年	同七年	同八年
計	一九,〇〇八	一七,三三三	一七,三三三	一七,三三三
同六年	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
同七年	四,〇〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
同八年	七,一〇八	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇
合計	一九,〇〇八	一七,三三三	一七,三三三	一七,三三三

マニラ麻耕地收支豫算表

比島政府農務局調査

此計算は百ヘクタール即ち百町歩の耕地を拂下げ一年に二十五町歩づつ、四年間に之を開墾し終るものと見て計算を立てたり開墾耕作其他の費用は耕地所在地の事情に因つて増減あるべし此耕地にて使用する労働者の賃銀は米衣服其他の物品を以て支拂ひ得べきものとす此計算は千九百九年十二月の物價を以て標準として算出す。

マニラ麻耕作收支概算表

第一年	
百エーカー買入費	一〇〇〇〇
二十五町歩開墾費	一〇〇〇〇
二萬五千本アバカ苗買入費	一〇〇〇〇
耕転及植付費	一〇〇〇〇

第二二年支出	
一 二十五町歩耕作費	一 町十圓換
一 垣根及道路代	二五〇圓
一 カラバカ三頭八圓換 馬二頭 五十圓換	八〇〇圓
一 家屋建築費(支配人住宅八百圓使用宿舍二百圓)	三〇〇圓
一 支配人給料	一〇〇〇圓
一 土人監督給料	三二〇圓
一 機械及器具代	三六〇圓
一 測量費	二〇〇圓
一 測量費	二五〇圓
一 測量費	九四四圓
合計	九四四圓

第三年	
一 二十五町歩開拓費	一〇〇〇圓
一 二萬五千本アバカ苗買入代	一〇〇〇圓
一 耕転及植付費	一〇〇〇圓
一 五十町歩耕作費	一〇〇〇圓
一 垣根及道路代	八〇〇圓
一 支配人給料	三二〇圓
一 土人監督給料	三六〇圓
一 機械器具動物家屋償却費	三六〇圓
合計	七二四五圓

南洋企業案内



南洋要覽

二六四

一 收穫七百五十ビクル運搬費	七五〇圓	一 七十五町歩の耕作費	一五〇〇圓
一 器具償却代	三六〇圓	一 二十五町歩の耕作費	二五〇圓
一 器具購入代	二〇〇圓	一 支配人給料	三二〇圓
總計	七七三〇圓	一 土人監督給料	七〇〇圓
一 二十五町歩の收穫五百ビクル他二十五町歩の收穫二百五十ビクル合計七百五十ビクル七圓換として	五二五〇圓	一 收穫千七百五十ビクルの麻運搬費	一七五〇圓
一 差引第四年不足	二四八〇圓	一 器具償却代	四〇〇圓
第五年		合計	六一六五圓
一 五十町歩耕作費	一〇〇〇圓	一 七十五町歩收穫千五百ビクル二十五町歩收穫二百五十ビクル合計千七百五十ビクル七圓替として	一二二五〇圓
一 五十町歩耕作費	五〇〇圓	一 差引利益	六〇八五圓
一 支配人給料	三二〇圓	第七年	
一 土人監督給料	七二〇圓	一 一百町歩耕作費	二〇〇圓
一 器具償却代	四〇〇圓	一 支配人給料	三二〇圓
一 修繕改良建増等の費用	二〇〇圓	一 土人監督給料	八〇〇圓
一 一千二百五十ビクルの麻取扱運搬費	一二五〇圓	一 收穫千七百五十ビクルの運搬費	二〇〇圓
一 改良費	四〇〇圓	一 償却費	二〇〇圓
總計	六〇六〇圓	合計	六七二〇圓
一 五十町歩の收穫千ビクル二十五町歩の收穫二百五十ビクル合計千二百五十ビクル七圓換として	八七五〇圓	一 百町歩の收穫二千ビクル七圓換として	一四〇〇〇圓
一 差引利益	二六八五圓	一 差引利益	七二八〇圓
第六年			

麻小作收支計算書

太田興業會社調査

計算の基礎 普通日本労働者一人(獨身者)にて小作し得る麻畑面積を平均貳町歩とし「マニラ」麻貳千株を植付くものとす開墾より第一期收穫迄二十一ヶ月を要す。

森林伐木焼拂より植付迄三ヶ月間  
植付より第一期收穫迄一十八ヶ月間  
右二十一ヶ月間に要する必要資金左の如し。

一金六拾圓 麻種子貳千株(千株金三十圓替)  
一金百六十八圓 小作人二十一ヶ月間食料(月八圓の割)  
一金十八圓 并其他農具食器代金  
一金十圓 宿舎建築費 但五人位共同して宿舎  
一金四十二圓 一棟建築費一人負擔十圓  
醫藥其他小遣金

尙此二十一ヶ月間には開墾より生ずる收穫物あるを以て多少の臨時出費を生ずるも之を補填することを得

合計金二百九拾八圓也

開墾より二十一ヶ月間の労働終了後第壹期收支左の如し。

第一期收支(渡航後第三年目に相當する滿一ヶ年間)  
收入の部(二十一ヶ月より次の一ヶ年間)

一金五百圓 麻二十擔 一擔(百斤)

本期の收入は初期なるを以て普通半額即ち一町一千株に付麻十擔の割合とせり。

現今ダマオに於ける麻の時價は三十四五圓見當なるも計算の安全を期し本計算は最低二十五圓の割にて計上す。

支出の部

小作料(收穫の割) 一金五十圓  
十二ヶ月間食料(月八圓の割) 一金九十六圓  
醫藥其他小遣金 一金二十四圓  
衣服其他 一金二十四圓

最初二十一ヶ月準備時代には此費用なきも渡航當時持参の衣服等損し之が補充を要するを以て此費用を計上す。

小計金百九十四圓也

第二期收支(渡航後第四年目に相當する滿一ヶ年間)

收入の部

麻四十擔 一擔(百斤)金二十五圓替  
本期より普通收穫即ち一町歩千株に付二十擔の割合とす四十擔は一人にて挽き得らるゝ麻の高

支出の部

小作料(收穫の割) 一金百圓  
十二ヶ月間食料(月八圓の割) 一金九十六圓

二六五

南洋企業案内



一金二十四圓 醫藥其他小遣金  
一金二十四圓 衣服其他

小計金二百四十圓也

差引殘金五百五拾六圓也純手取金

第二期より第十期(十年目)に至る收穫は第二期收穫と同一にして第十期即ち第一期以後滿十ヶ年を経過すれば漸次收穫の減少を來すべきを以て普通新に植替を行ふを利益とす故に普通麻の經濟的生命を滿十ヶ年とす。

今左に第一期より第十期迄即ち十ヶ年間の收入を計上すれば

第一期收穫より生ずる純益金三百六圓
第二期 " " " " 七百五十六圓
第三期 " " " " 七百五十六圓
第四期 " " " " 七百五十六圓
第五期 " " " " 七百五十六圓
第六期 " " " " 七百五十六圓
第七期 " " " " 七百五十六圓
第八期 " " " " 七百五十六圓
第九期 " " " " 七百五十六圓
第十期 " " " " 七百五十六圓
合計金七千一百十圓也

一、右は農夫一人にて小作に従事する場合の收入計算なれども夫婦と十四五歳の子供の家族にて小作をなす場合は優に前記

收入の三割以上の増收を得べき途あり。

一、麻耕作は其經營地の如何に依り開墾の難易及基收穫量に大小の差異あるを以て容易に標準を得難し本計算はミンダナオ島のバオに於ける太田興業株式會社が同地に於ける多年の實驗を基礎とせるものなり。

一、麻畑一町歩に對し開墾より第一期收穫に至る迄に必要な勞力を夫役にて示せば約左の如し(但し夫役は普通日本勞働者標準)

茶木伐木及燒勞	30人 乃至 50人
墾入に要するはしむれば却て經濟的なり。	
墾後の掃除及植付	30人 乃至 40人
植付後第一期收穫に達する迄の)	30人 乃至 80人
除草六回	
96人 乃至 150人	

前記の通り一町歩に要する夫役は九十六人乃至百五十人なれば二町歩に要するものは之が倍數即ち百九十二人乃至三百人を要すれば農夫一人の二十一ヶ月間の勞働し得べき延日數は六百三十日なれば麻耕作以外開墾又は賃仕事をなし臨時收入の途あり。

一、麻收穫期

收穫期に入ると云ふも米麥等の如く定まりたる季節なく全部一時に收穫期に達するにあらず年中を通じて毎日(收穫し

行くものなれば一時に多數の人手を要せず米作等の如く植付時又は收穫期には多數の夫役を要するも中間は仕事なく無駄に遊ぶと云ふ不便なく農夫一人の勞力が繼續的に有效に使用せらる。

一、小作料

收穫物の一割は小作料として地主に納付す。

一、小作人が小作料以外に地主に對する義務ともいふべきは收穫物賣却の際地主へ先取權を與ふることなり尤も販賣價格は小作人の自由意志に一任す。

一、小作權の賣買讓與

收穫期に達したる(植付後十八ヶ月経過)麻畑一町歩の小作權賣買價格は麻相場の如何に因り高低あること勿論なるも普通五百圓乃至八百圓也

但し小作權賣買讓與は地主の承諾を要す。

(備考)比島通貨は「ペソ」なるも價值我「圓」と同一なるを以て本計算には圓を用ひたり。

馬來半島護謄裁種豫算表

南洋拓殖護謄栽培株式會社調査

一千二百五十英反收支豫算表

但し「ゴンド三志」ノ相場本表中「一斤ハ」ゴンド三分ノ一ナルヲ以テ金二圓トナル

南洋企業案内

起業要領

一、本社ハ馬來半島に在る國はとほは州ニ於テ護謄樹栽培及其附帶事業ヲ營ムモノトス

一、本社ハ總面積二千英反内開墾植付済一千二百五十英反ノ護謄園及附屬建物ヲ買收シ以テ前項ノ事業ヲ經營ス

一、資本金六十萬圓ノ内五十萬圓ヲ以テ前項ノ買收ヲ爲シ十萬圓ヲ以テ創立費用經營費及準備金ニ充當ス

資本金支途概算書

總資本金

一金六十萬圓也

内

金五十萬圓也

ばなん護謄園買收金、但總面積二千英反、内一千二百五十英反既植付済、七百五十英反未墾地

金九萬四千六百十五圓十七錢五厘也

大正三年及四年經營費

金五千圓也

創立費

金三百八十四圓八十二錢五厘

準備費



年 度	投下資金	採收斤數	收入金額	支出金額	差引益金
第一年度	600,000.00	5,000	6,000.00	7,446.40	1,446.40
第二年度		4,500	16,000.00	23,670.35	7,670.35
第三年度		11,300	33,500.00	27,848.58	5,651.42
第四年度		30,500	60,000.00	28,644.50	31,355.50
第五年度		40,000	80,500.00	29,733.50	50,766.50
第六年度		52,000	68,000.00	30,618.50	37,381.50
合計	600,000.00	143,300	307,500.00	145,553.73	161,946.27

收支豫算明細書

第一年度(大正三年)

支出合計金七萬三千四百四十四圓七十五錢也

- 一 管理費 七、七四六四〇、〇
- 二 棧 培 費 二六、六六八五〇、〇
- 三 採 集 費 四、五一九五〇、〇
- 四 製 造 費 一、〇〇七四〇、〇
- 五 租 稅 費 一、三二二五〇、〇
- 六 荷 運 搬 費 三四五〇、〇
- 七 營 繕 費 二五、二三六七五、〇

八本 店 費

收入賣上金六千圓也

差引不足金六萬七千四百四十四圓七十五錢也

支出合計金二十一萬三千六百七十圓四十二錢五厘也

- 一 管理費 一四、三八八八、〇〇
- 二 棧 培 費 二四、〇八一〇〇、〇
- 三 採 集 費 一三二、三五六三七、五
- 四 製 造 費 六、三七六七五、〇
- 五 租 稅 費 六、二四三七七、五

六九、〇九二〇、〇

- 六 荷 運 搬 費 一、〇七二三七、五
- 七 營 繕 費 二二、二四二一五、〇
- 八 本 店 費 六、九〇九二〇、〇

- 一 管理費 一七、九八六〇〇、〇
- 二 棧 培 費 二二、六三二五〇、〇
- 三 採 集 費 一九七、一六八〇七、五
- 四 製 造 費 一四、三七五〇〇、〇
- 五 租 稅 費 二〇、六五六八七、五
- 六 荷 運 搬 費 三、五〇七五〇、〇
- 七 營 繕 費 一、四四九〇〇、〇
- 八 本 店 費 六、九〇九二〇、〇

收入賣上金十八萬六千五百圓  
差引不足金二萬七千七百七十圓四十二錢五厘也  
第三年度(大正五年)

收入賣上金六十一萬圓也  
差引純益金三十二萬四千三百五十五圓八十五錢也  
前年度繰越金二萬七千三百六十四圓四錢二厘也  
總益金三十五萬一千六百七十九圓四錢二厘也  
此利益金配當案左ノ如シ

- 一 管 理 費 一七、九八六〇〇、〇
- 二 棧 培 費 二二、六三二五〇、〇
- 三 採 集 費 一九二、二五一八二、五
- 四 製 造 費 一〇、九七六七五、〇
- 五 租 稅 費 二二、〇八二一八、八
- 六 荷 運 搬 費 二、四二九三七、五
- 七 營 繕 費 一〇、五七七七〇、〇
- 八 本 店 費 六、九〇九二〇、〇

- 一 管理費 一七、九八六〇〇、〇
- 二 棧 培 費 二二、六三二五〇、〇
- 三 採 集 費 一九七、一六八〇七、五
- 四 製 造 費 一四、三七五〇〇、〇
- 五 租 稅 費 二〇、六五六八七、五
- 六 荷 運 搬 費 三、五〇七五〇、〇
- 七 營 繕 費 一、四四九〇〇、〇
- 八 本 店 費 六、九〇九二〇、〇

南洋企業案內

二六九



南洋要覽

第五年度(大正七年)

支出合計金二十九萬五千七百二十一圓三十五錢也

一 管理費	一七、九八六〇〇、〇
二 栽培費	二、三六三二五〇、〇
三 採集費	一九九、八六九四二、五
四 製造費	一八、二二一七五、〇
五 租稅	二四、一六一五〇、〇
六 荷造運搬費	四、六〇二八七、五
七 營繕費	三三八一〇、〇
八 本店費	六、九〇九二〇、〇

收入賣上金八十萬五百圓也

差引純益金五十萬四千七百七十八圓六十五錢也

前年度繰越金五萬三千九百二十七圓十九錢也

總益金五十五萬八千七百〇五圓八十四錢也

此利益金配當案左ノ如シ

一金二萬七千九百三十五圓二十九錢二厘也	法定積立金
一金五萬五千八百圓也	役員賞與金
一金三十六萬圓也 (六割)	株主配當金
一金五萬五千八百七十七圓五十八錢也	配當準備積立金
一金五萬九千九百圓十二錢也	後期繰越金

第六年度(大正八年)

支出合計金三十萬六千一百八十七圓五十錢也

一 管理費	一七、九八六〇〇、〇
二 栽培費	二、三六三二五〇、〇
三 採集費	一九九、七八八九二、五
四 製造費	二一、九六五〇〇、〇
五 租稅	二六、九二四三七、五
六 荷造運搬費	五、六四六五〇、〇
七 營繕費	三、三三三〇〇、〇
八 本店費	六、九〇九二〇、〇

收入賣上金九十八萬二千圓也

差引純益金六十七萬五千八百二十二圓五十錢也

前年度繰越金五萬九千九百圓十二錢也

總益金七十三萬四千九百三十二圓六十二錢也

此利益金配當案左ノ如シ

一金三萬六千七百四十五圓六十三錢一厘也	法定積立金
一金七萬三千四百圓也	役員賞與金
一金四十八萬圓也 (八割)	株主配當金
一金七萬三千四百九十一圓二十六錢二厘也	配當準備積立金
一金七萬一千三百七十五圓七十二錢七厘也	後期繰越金

以上六年間ニ於ケル資産狀態

南洋殖産株式會社調査

南洋占領地タル「サイパン」「パラオ」ニ島ノ企業ハ調査ノ結果將來有望ナル事ヲ認メタリト雖モ領土問題未確定ノ今日ハ成ルベク資金ノ固定ヲ避ケ最モ小規模ノ計畫ニテ之ヲ經營シ他日領土權其他諸問題ノ解決ヲ俟ツテ順次其歩ヲ進ムルノ方針ナリ又「テニアン」島ノ企業ハ目下調査中ナルガ故ニ收支豫算ヲ略セリ。

一金六十萬圓也	資本金
一金八萬九千五百三十五圓十錢也	法定積立金
一金十七萬一千七百九十九圓九十六錢七厘也	配當平均準備金
一金七萬一千二百七十五圓七十二錢七厘也	繰越金

南洋殖産株式會社調査

南洋占領地タル「サイパン」「パラオ」ニ島ノ企業ハ調査ノ結果將來有望ナル事ヲ認メタリト雖モ領土問題未確定ノ今日ハ成ルベク資金ノ固定ヲ避ケ最モ小規模ノ計畫ニテ之ヲ經營シ他日領土權其他諸問題ノ解決ヲ俟ツテ順次其歩ヲ進ムルノ方針ナリ又「テニアン」島ノ企業ハ目下調査中ナルガ故ニ收支豫算ヲ略セリ。

二、「北ボルネオ」ニ於ケル椰子園ノ事業ハ初年度ニ在テハ地域ノ整理ト將來企業計畫ノ調査ニ止メ次年度ヨリ着々經營ノ歩ヲ進メント欲ス。

以上ノ方針ニ基キ初年度收支豫算ヲ立ツルコト左ノ如シ。

總資本金	金一百五十萬圓
第一回拂込金	金三十七萬五千圓
南洋企業案内	金十六萬二千圓

サイパン企業費

金二萬五千四百圓	サイパン企業費
金二萬五千四百圓	パラオ企業費
金四千元	創立費
金一萬二千圓	調査費
金二千圓	本社備品費
金十四萬四千二百圓	流動資金

總收支豫算(初年度一ケ年分)

金十六萬六千二百一十一圓七十五錢	總收入
金十三萬六千九百五十六圓	總支出
差引純益金二萬九千二百五十五圓七十五錢	繰越金

「サイパン」「パラオ」及「北ボルネオ」「サンダカン」ノ企業明細左ノ通り

◎サイパン島企業豫算

沖繩改良赤糖ローラー二臺及建物一式	四〇〇〇
製糖用牛六頭 (壹頭ニ付百五拾圓)	九〇〇
事務所 二十坪 (坪百圓)	二〇〇〇
倉庫 百坪 (坪三十圓)	三〇〇〇
土人宿所 二十五坪 (坪二十圓)	五〇〇
農具	一〇〇〇
農耕用牛四十頭	四五〇〇



備品費 (顯微鏡、分析器具、消毒機、治療器、什器、其他)	二五〇〇
消耗品費 (分析、消毒、醫藥藥品及其他消耗品一切)	一一〇〇
開辦費 百町步 (一町步八十圓)	八〇〇〇
小笠原島苗圃費	六五〇〇
隱元豆種代 二十石 (一町步一石、一石二付運賃共四十圓)	八〇〇〇
俸 給 (日本人四名、島民七名、監督二人、一、一、一)	五二四〇
隱元耕作及收穫賃 (三付六十圓、一、一、一)	四三二〇
甘蔗買入代 四十町步 (一町步六十圓、一、一、一)	四八〇〇
甘蔗製造費 赤糖百斤入二千四十本 (五十錢)	七一四〇
同 運賃 二千四十本 (一本一圓)	二〇四〇
同輸入稅 (百斤二付二圓五十錢)	五一〇〇
隱元買入 島民耕作分千四百四十石 (一石八圓)	一一五二〇
同上運賃 百斤入七千六百袋 (一袋一圓)	七六〇〇
隱元諸掛 (一袋、八十錢)	六〇八〇
同上輸入稅 (百斤二付四十五錢)	三四二〇
通信費其他諸雜費 (一ヶ月百五十圓)	一八〇〇
支出合計金八萬八千四百圓也	
內固定資金二萬五千四百圓也	

諸經費其他六萬二千七百十圓也	
◎パラオ島	
動力 (三十馬力) 建物共	三〇〇〇
タビオカ製粉機及附屬一切建物共	六〇〇〇
倉庫 百坪 (一坪三十圓)	三〇〇〇
備品費 (顯微鏡、分析器具、消毒機、治療器、什器、其他)	二五〇〇
消耗品費 (分析、消毒、醫藥藥品及其他消耗品一切)	一一〇〇
農具代	一〇〇〇
牛三十二頭 (一頭百四十圓餘)	四五〇〇
開辦費 八十町步 (一町步八十圓)	六四〇〇
俸 給 (日本人五人、島民參人)	七二〇〇
タビオカ苗代 (三十町步一町五千本、二、一、一)	二七〇〇
同上耕作及收穫賃 (二千七百圓、一人五十錢)	一三五〇
隱元豆代 二十石 (一石二十五圓)	五〇〇〇
同上耕作及收穫賃 (二千七百圓、一人五十錢)	一三五〇
同上島民耕作分買入代五百四十石 (一石八圓)	四三二〇
隱元運賃 百斤入二千六百袋 (一袋一圓)	二六〇〇

同上諸掛 百斤入二千六百袋 (一袋八十錢)	二〇八〇
同上輸入稅 (百斤四十五錢)	一一七〇
タビオカ島民耕作原 (三百二十五萬磅、百)	五八五〇
同上製造費八十町步 (百磅二十錢)	一〇四〇〇
同上運賃 百磅入五千二百一袋 (一袋一圓)	五二〇〇
同上諸掛 (一袋八十錢)	四一六〇
通信費其他諸雜費 (一ヶ月百五十圓)	二四〇〇
支出合計金七萬六千四百五十圓也	
內固定資金二萬五千四百圓也	
諸經費其他五萬五千圓也	

諸經費其他十一萬三千七百六十圓也	
◎サンダカン椰子園收支豫算	
收入	
一金三萬八百七十一圓七十五錢	七十六萬七千圓一類三仙五厘
支 出	
一金千八百弗	日本入助手一名一ヶ月二十弗
一金七百二十弗	マンドル土人監督者四人
一金七千五百六十弗	苦力七名一ヶ月三十圓
一金九百六十弗	雜費通信費其他 一ヶ月八十弗
計一萬四千四十弗	
此換算金一萬二千六百九十六圓	農場監督者渡航費
外ニ 金五百圓	
差引純益一萬七千六百七十五圓七十五錢	

◎サイパン、パラオ及サンダカン初年度損益豫算表

サイパン	收入	支出	利益
隱元豆七千六百袋	六〇、八〇〇	諸經費	一五四三〇
赤糖二千四百本	一七、三四〇		
百斤八圓五十錢			

諸法規及在留民須知事項



南洋諸航路客運貨表

第一日郵船往歐洲客運貨表

交通便覽

航路	一等				二等				三等				特等				備註
	上	中	下	最下	上	中	下	最下	上	中	下	最下	上	中	下	最下	
橫濱	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
神戶	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
門司	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長崎	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
上海	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
香港	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
新嘉坡	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
馬拉加	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
彼南	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
古倫母	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
坡西土	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
馬耳塞	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
倫敦	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
安士府	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

○喜望峰經由運貨表

二七五

○蘇西經由運貨表

第六抄 交通便覽

本社經費明細  
 一金四千五百圓  
 一金二千五百圓  
 一金千二百圓  
 一金八百圓  
 合計金一萬圓

諸費及通信費  
 諸雜費交際費及税金

項目	金額	金額	金額
南洋要覽	...	...	...
椰子園	...	...	...
計	...	...	...

南洋要覽

二七四



同上濠洲線船客運賃表

○客運賃  
一、一等客運賃  
二、二等客運賃  
三、三等客運賃  
四、小兒運賃  
五、船中食料  
六、船中洗濯料  
七、船中風呂料  
八、船中炬燵料  
九、船中枕料  
十、船中被褥料  
十一、船中手巾料  
十二、船中洗面料  
十三、船中歯磨料  
十四、船中靴洗料  
十五、船中靴拭料  
十六、船中靴乾料  
十七、船中靴磨料  
十八、船中靴油料  
十九、船中靴擦料  
二十、船中靴刷料

船名	往	客運賃	船中食料	船中洗濯料	船中風呂料	船中炬燵料	船中枕料	船中被褥料	船中手巾料	船中洗面料	船中歯磨料	船中靴洗料	船中靴拭料	船中靴乾料	船中靴磨料	船中靴油料	船中靴擦料	船中靴刷料
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

同上横濱上海間船客運賃表

△同八橋線上海間、名古屋等港へ結合二適用  
\*米國線船往航寄港ノ場合ニ適用ス

船名	往	客運賃	船中食料	船中洗濯料	船中風呂料	船中炬燵料	船中枕料	船中被褥料	船中手巾料	船中洗面料	船中歯磨料	船中靴洗料	船中靴拭料	船中靴乾料	船中靴磨料	船中靴油料	船中靴擦料	船中靴刷料
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

第二大阪商船客運賃表

凡例  
一、一等客運賃  
二、二等客運賃  
三、三等客運賃  
四、小兒運賃  
五、船中食料  
六、船中洗濯料  
七、船中風呂料  
八、船中炬燵料  
九、船中枕料  
十、船中被褥料  
十一、船中手巾料  
十二、船中洗面料  
十三、船中歯磨料  
十四、船中靴洗料  
十五、船中靴拭料  
十六、船中靴乾料  
十七、船中靴磨料  
十八、船中靴油料  
十九、船中靴擦料  
二十、船中靴刷料

船名	往	客運賃	船中食料	船中洗濯料	船中風呂料	船中炬燵料	船中枕料	船中被褥料	船中手巾料	船中洗面料	船中歯磨料	船中靴洗料	船中靴拭料	船中靴乾料	船中靴磨料	船中靴油料	船中靴擦料	船中靴刷料
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

○南米線(往航)  
○南米線(復航)

船名	往	客運賃	船中食料	船中洗濯料	船中風呂料	船中炬燵料	船中枕料	船中被褥料	船中手巾料	船中洗面料	船中歯磨料	船中靴洗料	船中靴拭料	船中靴乾料	船中靴磨料	船中靴油料	船中靴擦料	船中靴刷料
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...







3. 自バタン、至彼南

Padang.															
3.6	Siberoet.														
7.5	6.-	Ajer-Bangis. 三 等													
9.6	7.8	2.2	Natal.												
12.6	11.1	5.7	3.5	Sibolga.											
14.1	12.3	7.2	4.8	2.2	Baros.										
16.4	14.7	9.8	7.4	3.9	2.6	Goenoeng-Sitoli.									
17.7	15.6	10.5	8.1	4.5	3.6	2.6	Singkel.								
20.1	18.-	12.9	10.5	6.9	6.-	3.9	2.4	Banjak-Islands.							
22.8	20.7	15.6	13.2	9.6	8.7	6.6	3.9	2.7	Tapa-Toean.						
26.7	24.6	19.5	17.1	13.5	12.6	10.3	7.8	6.6	3.9	Meulaboth.					
28.9	26.8	21.7	19.3	15.7	14.8	12.5	9.9	8.7	5.9	2.2	Tjalang.				
30.9	28.2	23.1	21.-	17.7	16.5	13.8	11.1	9.9	7.2	3.3	2.2	Poeloc-Rajah.			
33.3	30.6	25.8	23.7	20.4	19.2	16.5	13.8	12.9	10.2	6.3	3.9	3.-	Sabang and Oelée-Lhene.		
43.2	40.5	36.-	33.9	30.6	29.7	27.-	21.6	23.7	21.-	17.4	15.3	14.4	12.3	Belawan-Deli.	
46.5	44.1	39.6	37.5	34.5	33.3	30.9	28.5	27.6	25.2	21.3	19.2	18.6	15.6	6.3	Penang.

4 彼南、バタビヤ間

Penang.				
5.6	Singapore. 四 等			
—	1.4	Riouw.		
11.9	6.3	5.6	Tandjong-Pandan.	
14.7	9.8	9.1	4.1	Batavia.

第一 新嘉坡を中心とせるもの

1. バタビヤ、彼南間 (スマトラ経由)

Batavia.													
5.3	Telok-Betong. 三 等												
11.9	6.6	Kroë.											
14.4	9.3	—	Enggano.										
18.9	13.8	7.2	4.8	Benkoelen.									
28.2	23.1	17.1	14.7	10.1	Padang.								
49.2	45.6	39.9	38.4	33.9	25.5	Oelée-Lhene and Sabang.							
51.1	47.7	42.1	40.5	36.1	27.7	2.2	Sigli.						
54.3	50.4	45.-	43.2	39.3	30.6	5.5	3.3	Lhó-Semawe.					
—	—	—	—	—	—	8.2	6.-	2.7	Idi.				
57.3	53.4	48.3	46.5	42.6	33.9	10.2	7.2	3.9	2.2	Langas.			
62.3	58.8	53.9	51.8	48.3	39.9	16.8	14.-	10.9	9.1	7.-	Penang.		

2. バタビヤ、コタアゲン間

Batavia.													
2.3	Telok-Betong. 但シ二等貨銀ハ四等ノ約二倍増 一等貨銀ハ四等ノ八倍												
4.1	1.8	Merak. 四 等											
—	—	1.8	Telok-Betong.										
—	—	2.3	1.-	Kalianda.									
—	—	—	—	1.-	Telok-Betong.								
—	—	—	—	2.4	1.4	Kota-Agoeng.							



8. 新嘉坡ヨリバンカ島廻リ

Singapore.												
交 通 便 覧	6.3	Muntok. 四等										
	7.-	1.-	Djeboes.									
	7.7	1.5	1.-	Blinjoe.								
	8.4	2.6	1.9	1.1	Soengei-Liat.							
	9.1	3.-	2.5	1.8	1.-	Pangkal-Pinang.						
	9.8	3.8	3.-	2.3	1.1	1.-	Koba.					
	11.2	5.1	4.4	3.6	2.6	2.1	1.4	Tandjong-Pandang.				
	—	—	—	—	4.5	4.1	3.4	2.-	Soengei-Liat.			
	—	—	—	6.7	—	5.1	4.5	3.1	1.1	Blinjoe.		
	—	—	8.4	—	—	5.9	5.4	4.-	1.9	1.-	Djeboes.	
—	9.5	—	—	—	9.5	5.9	4.5	2.6	1.5	1.-	Muntok.	
21.7	—	—	—	—	12.6	11.9	10.5	8.4	7.7	7.-	6.3	Singapore.

9. 新嘉坡、バレンバン間

二 八 三	一等		四等				
	新嘉坡		新嘉坡				
35	マントク		6.3	マントク			
46	46	バレンバン		7.-	1.4	バレンバン	

5. バタビヤ、バタン間

Patavia.

5.-	Kroë.		四等	
5.1	1.-	Bintochan.		
7.9	2.9	2.1	Benkoelen.	
11.8	7.1	6.3	4.3	Padang.

6. バタビヤ、ダムピ間

Batavia.

44	Muntok.		一等	
52	11	Palembang.		
80	—	30	Moeara-sabo.	
89	—	41	11	Djambi.

Batavia.

12.8	Muntok.		三等	
15.6	3.1	Palembang.		
24.-	—	8.8	Moeara-saba.	
26.7	—	12.1	3.3	Djambi.

7. 自バタビヤ、バンカ島廻

Batavia.

3.5	Toboali.		四等											
5.5	2.-	Koba.												
6.1	2.6	1.-	Pangkal-Pinang.											
6.5	3.-	1.1	1.-	Soengei-Liat.										
7.6	4.1	2.3	1.5	1.1	Blinjoe.									
8.5	2.-	3.0	2.5	1.9	1.-	Djeboes.								
9.3	5.6	3.8	3.-	2.6	1.5	1.-	Muntok.							
10.-	6.5	4.5	4.-	3.4	2.5	1.5	1.-	Soengei-Slan.						
—	—	—	—	4.6	3.8	3.1	2.3	Blinjoe.						
—	—	—	—	6.8	—	4.9	4.2	3.4	1.1	Soengei-Liat.				
—	—	—	7.6	—	—	5.4	4.6	4.-	1.7	1.-	Pangkal-Pinang.			
—	—	8.9	—	—	—	5.9	5.4	4.5	2.3	1.1	1.-	Koba.		
—	12.7	—	—	—	—	7.8	7.1	6.5	4.1	3.-	2.6	2.-	Toboali.	
19.4	—	—	—	—	—	10.9	10.4	10.-	7.6	6.5	6.1	5.5	3.5	Batavia.



12. 自ブラワンデリ、至新嘉坡

Belawan-Deli.

交  
通  
便  
覽

2.8	Asahan.	四	等			
4.6	1.9	Paneh.				
4.8	2.1	1.-	Berombang.			
5.-	2.3	1.-	1.-	Tq. Leidong & Tq. Mengeidor.		
8.8	6.1	4.1	4.-	—	Bengkalis.	
10.5	8.4	7.-	6.3	5.6	2.8	Singapore.

13. 新嘉坡、バカレバロー間

Singapore.

2.1	Sela-Pandjang.	四	等		
2.8	1.2	Bengkalis.			
4.9	2.9	1.7	Siak.		
6.3	4.3	3.1	1.4	Pakan-Baroo.	

14. サバン、バドバラ間

Sabang.

二  
八  
五

2.2	Sigli.	四	等				
5.5	3.3	Lho-Semawe.					
8.2	6.-	2.7	Idi.				
10.2	7.2	3.9	2.2	Langsa.			
11.7	9.6	6.3	4.2	2.4	Pangkalan-Brandan.		
12.3	10.8	7.8	5.7	3.9	2.4	Belawan-Deli.	
—	—	—	—	6.9	—	3.6	Batoe-Bara.

10. 新嘉坡、レンガ間

Singapore.

南  
洋  
要  
覽

1.4	Riouw.									
3.5	2.9	Prigi Radja.								
4.2	3.1	1.-	Sapet-Delem.							
4.2	3.2	1.-	1.-	Tenbilahan.						
4.2	3.3	1.-	1.-	1.-	Pl. Pallas.					
4.2	3.5	1.-	1.-	1.-	1.-	Tempoeling.				
4.2	3.6	1.4	1.-	1.-	1.-	1.-	Pakan Toca.			
4.9	3.7	1.5	1.-	1.-	1.-	1.-	1.-	Tjenako.		
4.9	4.1	2.1	1.6	1.1	1.-	1.-	1.-	1.-	Kg. Gadja.	
4.9	4.1	4.5	1.9	1.5	1.1	1.-	1.-	1.-	1.-	Rengah.

11. スラバヤ、ブラワンデリ間 (新嘉坡經由)

Sourabaya.

二  
八  
四

2.9	Samarang.	四	等		
4.7	2.1	Cheribon.	一	等ハ四等ノ五倍以上	
5.8	4.-	2.-	Batavia.		
15.4	13.3	—	9.8	Singapore.	
21.-	18.9	17.-	15.-	5.6	Belawan-Deli.



18. 馬來半島、ボルネオ間ニ於ケル各島間ノ航路

Singapore.																
8	Riouw.															
30	25	Letong.														
32	27	8	Kramat.													
36	30	8	8	Maras.												
43	35	11	9	8	Tarempa.											
58	52	28	26	23	17	Midai.										
67	60	36	35	32	26	9	Genteng.									
80	73	49	48	45	39	22	13	Poeloe Pandjang.								
83	76	53	51	48	43	26	17	8	Serassan.							
—	—	—	—	—	—	—	30	17	13	Midai.						
—	—	—	—	—	—	—	47	34	30	17	Tarempa.					
—	—	—	—	—	—	—	52	69	35	23	8	Maras.				
—	—	—	—	—	—	—	56	43	39	26	9	8	Kramat.			
—	—	—	—	—	—	—	57	44	41	28	11	8	8	Letong.		
—	—	—	—	—	—	—	80	68	64	52	35	30	27	25	Riouw.	
—	—	—	—	—	—	—	86	74	70	58	43	36	32	30	8	Singapore.

交通便覽

19. 星嘉坡、スラバヤ間

Singapore.										四等			
9.8	Batavia.									一等ハ四等ノ約八倍			
11.9	2.-	Cheribon.											
12.1	2.5	1.-	Tegal.										
12.8	3.1	1.3	1.-	Pekalongan.									
12.3	4.-	2.1	1.5	1.-	Samarang.								
15.4	5.8	4.7	4.2	3.6	2.9	Sourabrya.							

二八七

15. 彼南ヨリアサハン廻リ

Penang. 二等				Penang. 四等			
14	Belawan Deli.			3.5	Belawan Deli.		
22	11	Asahan.		6.3	2.8	Asahan.	
31	24	1.5	Penang.	7.7	5.-	4.2	Penang
一等ハ二等ノ1½				三等ハ四等ノ1½			

南洋要覽

16. ボンテアナ、パレジヤマシ間

Pontianak.									
4.7	Tandjong-Pandan. 四等								
8.8	4.1	Batavia.							
—	—	2.-	Cheribon.						
—	—	2.5	1.-	Tegal.					
—	—	3.1	1.3	1.-	Pekalongan.				
—	—	4.-	2.1	1.5	1.-	Samarang.			
—	—	5.8	4.7	4.2	3.6	2.9	Sourabaya.		
—	—	10.8	9.7	9.2	3.6	7.9	5.-	Bandjemasin.	

17. 新嘉坡、サムバス間 (ボルネオ西海岸航路)

ボナ新ボナセ坡  
ンチ高ンチズ  
テ經坡ア經新  
ア由'7由經

—	1.1	Riouw.								
—	4.9	3.9	Great-Tambelan.							
7.3	7.3	6.3	2.8	Pontianak.						
5.6	8.4	7.7	3.8	1.5	Siugkawang.					
6.3	8.7	8.-	4.2	1.6	1.-	Selakan.				
6.6	9.1	8.4	4.5	1.9	1.2	1.-	Pemaungkat.			
7.-	9.8	9.1	4.9	2.5	1.4	1.2	1.-	Sambas.		

二八六



22. ボルネオ南海岸航路運賃表

Bandjermasin.						一等
24	Samoeda.					
27	8	Sampit.				
41	11	14	Pegatan.			
43	12	16	8	Kampong-Tengah.		
45	15	19	8	8	Mendawei.	
60	36	40	25	23	21	Banjermasin.

23. ボルネオ東海岸汽船運賃表

Macassar.						一等
50	Samarinda.					
76	29	Telok-Seliman.				
94	47	19	Berouw.			
112	68	40	22	Boelongan.		
136	94	67	50	29	Telok-Seliman.	

24. ボルネオ、セレベス間 (バンヂヤーマシン、マカツサー廻)  
(via Macassar.)

Bandjermasin.						25. ボルネオ東海岸	一等
26	Pegatan.					Bandjermasin.	
31	16	Stagen.				32	Kota-Baroe.
32	16	8	Kota-Baroe.			49	Pasir
64	39	35	34	Macassar.			
—	—	—	—	43	Pasir.		
—	—	—	80	60	19	Kota-Baroe.	
—	100	—	—	65	24	8	Pegatan.
144	—	—	—	89	49	32	26 Bandjermasin.

第三 セレベスを中心とするもの

26. 新嘉坡、セレベス間 (瓜哇經由)

第二 ボルネオを中心とするもの

20. ボルネオ、バリト河定期航路賃銀表

Baudjermasain.						一等 (上リ)
8	Marabahan.					
15	8	Negara.				
20	12	8	Bebirik.			
28	20	12	8	Amoentai.		
31	24	33	36	45	Boentok.	
54	46	56	59	67	23	Mocara-Teweh.
73	65	74	77	86	41	19 Poerske-Tjahoe.

Poeroek-Tjahoe. (下リ)

12	Mocara-Teweh.				
28	16	Boentok.			
44	32	16	Marabahan.		
48	36	22	8	Bandjermasin.	

21. スラバヤ、バンヂヤーマシン間

Sourabaya.		一等
12	Bawean.	
40	32	Banjermasin.



29. メナドヨリ其北東、タラウド群島ニ至ル

Menado. 四等 一等ハ四等ノ八倍

1.-	Talissee.					
1.7	1.-	Tagaelandang.				
2.2	1.7	1.-	Siaoe.			
3.5	2.8	2.-	1.4	Taroena.		
4.2	3.6	2.8	2.-	1.-	Peta.	
6.1	5.5	4.7	3.9	2.9	1.9	Liroeng.
—	—	—	—	—	—	2.- Tamako.
—	—	—	—	—	—	3.- 1.- Taroena.

30. 自マカッサ至タルナテ

Makassar.

45	Donggala. 一等					
77	35	Bwool. (Leok)				
83	40	8	Paleleh.			
88	46	11	8	Soemalata.		
93	51	17	11	8	Kwandang.	
97	56	22	16	10	8	Bolaäng-Itang.
104	63	29	24	18	12	8 Bolaäng-Mongondon.
106	98	35	30	24	19	13 8 Amoerang.
114	74	41	36	31	25	21 12 8 Menado.
138	99	68	63	58	52	48 40 35 29 Ternate.

二九一

Singapore.

四等

一等ハ四等ノ八倍

9.8	Batavia.				
13.3	4.-	Samarang.			
15.4	5.8	2.9	Sourabaya.		
18.4	8.8	5.9	3.1	Boeleleng.	
23.1	14.5	11.7	8.8	5.8	Maccassar.

27. 新嘉坡、パタビヤ、スラバヤ、マカッサ、ヨリ「メナド」ニ至ル

新 嘉 坡  
バ タ ヤ  
ス ラ ヤ  
マ カ ッ サ

216	155	109	45	Balik-Papan.			
224	167	121	58	28	Donggala.		
249	198	152	93	58	35	Paleleh.	
254	206	163	104	69	45	11	Xwandang.
257	209	166	108	82	64	26	18 Amoerang.
260	211	172	114	88	66	32	22 8 Menado.

28. セレベス北東岸 (メナド、ゴロンタロ廻リ)

Menado.

17	Totok.					
22	8	Djiko.				
40	24	20	Gorontalo.			
—	—	—	20	Djiko.		
—	—	—	44	25	Ternate.	
—	—	—	70	53	29	Menado.

南洋要覽

二九〇







36. スラバヤ、ペノア間

Sourabaya.

一等

13	Soemenap.								
26	31	Banjoewangi.							
34	21	8	Boeleleng.						
44	31	18	11	Ampenan.					
51	38	25	19	8	Benoa.				
—	—	—	27	21	13	Boeleleng.			
—	—	39	—	28	21	8	Banjoewangi.		
—	60	—	—	41	33	21	13	Soemenap.	
82	—	—	—	53	46	34	26	13	Sourabaya.

37. ラボアン、アモエ經由

Sourabaya.

24	Boeleleng.					
33	10	Laboean Amoek.				
34	11	—	Ampenan.			
35	11	8	—	Meutigi.		
36	12	8	—	8	Djoengoet Batoa.	
42	19	9	8	8	8	Benoa.

34. スラバヤ、コバン間

Sourabaya.

三等

9.7	Ampenan.									
13.9	4.2	Taliwang and Laboean-Hadji.								
15.7	6.—	2.7	Soembawa.							
20.5	10.8	7.5	4.8	Bima.						
27.1	17.4	13.9	11.1	6.4	Waingapoe.					
29.5	19.8	16.4	13.5	8.8	2.4	Aimere.				
31.8	22.2	18.3	15.6	10.8	4.4	2.3	Endeh.			
36.—	27.—	23.1	20.4	15.6	9.2	7.—	4.8	Savoe.		
39.—	30.3	26.4	23.7	19.1	12.7	10.5	8.3	3.5	Roti.	
40.8	32.4	28.5	25.8	2.1	14.9	12.7	10.5	5.7	2.2	Koepang.

35. マカッサル、コバン間

Macassar.

一等

(他ニチモール、デリー經由ノ一線アリ)

31	Bima.								
38	8	Sape.							
47	17	9	Waikelo.						
58	29	21	12	Waingapor.					
65	36	29	20	8	Aimere.				
73	44	36	28	16	8	Endeh.			
87	59	52	44	32	24	16	Savoe.		
93	70	63	55	44	35	28	12	Roti.	
106	77	70	62	51	43	35	20	8	Koepang.